

第 7 期砺波地方介護保険事業計画

平成 30 年 3 月

砺波地方介護保険組合

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 第 7 期計画策定における主な制度改正	2
3 計画の位置づけと役割	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	5
6 住民意見の反映	5
7 基本理念と重点目標	5
8 体系図	10
9 日常生活圏域の設定	11
 第 2 章 高齢者を取りまく状況	 15
1 砺波地方介護保険組合の高齢者人口・世帯の状況	15
2 高齢者の住宅の状況	18
3 要介護（要支援）認定者の状況	19
4 人口構造	22
5 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（抜粋）	23
6 在宅介護実態調査結果（抜粋）	51
 第 3 章 第 6 期介護保険事業の実績	 63
1 砺波地方介護保険組合の介護給付状況の推移	63
2 サービス種別給付実績の状況	68
 第 4 章 第 7 期介護保険事業の推進	 73
1 高齢者人口・要介護（要支援）認定者の推計	73
2 介護・介護予防サービスの見込み	75
3 地域密着型サービスの見込み	80
4 施設サービスの見込み	82
5 地域支援事業の見込み	84
6 介護保険サービス事業費の見込み	93
7 介護サービスの整備量	101
 第 5 章 サービスの円滑な提供に向けて	 109
1 円滑な制度運営のための体制整備の推進	109
2 利用者への配慮	110
3 保険者としての支援体制の充実	110

資 料 編 115

1	砺波地方介護保険事業計画策定の経緯-----	115
2	砺波地方介護保険事業計画策定委員会 委員名簿-----	115
3	砺波地方介護保険事業計画策定委員会 幹事会名簿-----	116
4	砺波地方介護保険推進委員会 委員名簿-----	116
5	砺波地方介護保険事業計画に関する規程-----	117
6	介護保険用語解説-----	118

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

厚生労働省の発表によれば、介護保険制度が施行された平成12年当時、全国で約900万人だった75歳以上高齢者（後期高齢者）は、平成29年3月末現在で1,600万人を超えています。また、団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年には2,100万人を突破し、都市部を中心に75歳以上高齢者数が急増するとともに、単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加するなど地域社会・家族関係が大きく変容する中で、介護保険制度が目指す「高齢者の尊厳の保持」や「自立支援」をいかに実現していくかが問われていく時代となります。

介護保険法に基づいて、その策定が義務付けられている介護保険事業計画についても、今回の策定で、第7期を迎えることになります。これまでの策定の中で、「介護予防を重視」した予防給付や地域支援事業の創設といった予防重視型システムへの転換、地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設、居住系サービスの充実といったサービス体系の確立が図られてきました。第5期策定時には高齢者が地域で安心して暮らせるための「地域包括ケアシステム」が導入され、第6期策定時には平成37（2025）年度を見据え、介護予防・日常生活支援総合事業や在宅医療・介護連携等の地域支援事業の充実が図られました。

国は、こうした状況をさらに進展させ、平成37（2025）年の高齢者への支援を視野に、再び介護保険制度を改正しました。砺波地方介護保険組合管内においても人口の高齢化に伴う諸問題に対応するため、介護保険事業の基本理念を示し、その重点目標を定めて、必要な施策とその取組を総合的かつ体系的に推進するため「第7期砺波地方介護保険事業計画」を策定するものです。

できる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送り続けていきたいという考えは、多くの人々に共通する願いであります。

そのため、本管内においても、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化と推進や介護保険制度の持続可能性の確保等が求められています。

2 第7期計画策定における主な制度改正

第7期における制度改正では、地域包括ケアシステムの強化に向けた改正が行われ、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを基本としています。

◆制度改正の主なポイント

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

II 介護保険制度の持続可能性の確保

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

保険者機能の抜本的な強化を図ります。保険者自身が地域の課題を分析し、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送ることができるような取組が必要です。また、高齢者の自立支援・重度化防止に取り組み、適切な指標による実績評価を行います。

②医療・介護の連携の推進等

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理」「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設である「介護医療院」を創設します。また、医療・介護の連携等に対し、必要な情報の提供やその他の支援の規定を整備します。

③地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備に向け、地域福祉計画の充実や「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の実現に向け、市町村が包括的な支援体制づくりに努める必要があります。

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられます。

その他に、地域包括支援センターの機能強化、認知症施策の推進、居宅サービス事業者等の指定に対する保険者の関与強化、有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化、介護保険適用除外施設の住所地特例の見直しを行います。

Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保

④現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層を3割負担とします。

⑤介護納付金における総報酬割の導入

第2号被保険者(40～64歳)の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付しています。

第2号被保険者の介護納付金を「加入者に応じた負担」から「報酬額に比例した負担」とします。

3 計画の位置づけと役割

(1) 計画策定の法的根拠

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、3年を1期として介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を計画的に実現するための計画です。

(2) 計画の役割

介護保険事業計画は、介護保険法制定の趣旨・目的を踏まえ、砺波地方介護保険組合管内における介護又は介護予防を必要とする高齢者が、介護サービス等を十分に利用できるよう、介護サービス等を円滑に提供するための計画として、サービス量の見込みやその確保の方策等について定めます。

(3) 高齢者保健福祉計画等との関連

高齢者福祉施策の展開を図るため、砺波市・小矢部市・南砺市（以下「構成3市」という。）における「高齢者保健福祉計画」（老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画）との連携が求められる計画であり、一体的な見直しを行います。また、「富山県医療計画」「富山県地域医療構想」「富山県介護保険事業支援計画」等との関連を十分に踏まえ、本計画策定を行います。

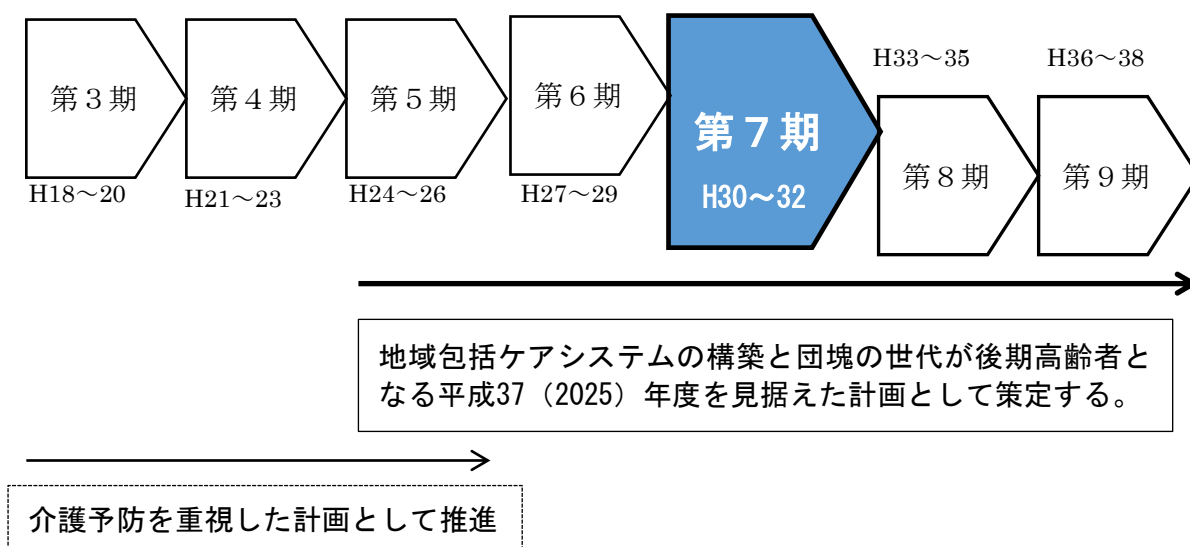
4 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、国の基本指針に合わせて平成37（2025）年度の計画についても記載することとされています。

第6期計画は、第5期からの団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成37（2025）年度を見据えた計画で、①在宅医療・介護の連携、②認知症施策の推進、③地域ケア会議の推進、④生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加、⑤予防給付の見直しと生活支援サービスの充実、⑥新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）などを推進する計画期間でした。

第7期計画では、第6期計画を継承しつつ、①高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進、②「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進、③医療計画等との整合性の確保、④介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進、⑤「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備、などを推進する計画期間です。



5 計画の策定体制

計画内容については、審議・検討を行う「介護保険事業計画策定委員会（構成3市副市長により組織）」、介護保険等に関する調査・研究を行う「介護保険事業計画策定幹事会（構成3市介護保険担当課長により組織）」ならびに地域の実情に応じた計画内容とするため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者等で構成された「砺波地方介護保険推進委員会」において要望や意見の収集を行いました。

6 住民意見の反映

厚生労働省が示した調査票を活用し、介護認定を受けていない一般高齢者及び要支援認定者合わせて8,300人（地域別人口按分抽出）を対象に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、生活の状況や健康状態等の実態を把握・分析しました。回収率は78.3%となっています。

また、「要介護者の在宅生活の継続」や「家族等介護者の就労継続」の実現に向けて、介護サービス利用の実態やニーズの所在を把握するため、在宅の要介護（要支援）認定者685人を対象として国の示した調査票を用いて「在宅介護実態調査」を行いました。

さらにパブリックコメントを実施し、住民の意見の集約を行いました。

7 基本理念と重点目標

本計画は、国の施策動向等を踏まえながら、平成37（2025）年の高齢者の支援を目標にする位置づけという性格を有するものとして策定を行います。第6期計画からの「地域包括ケアシステム」の構築をさらに推進し、第7期計画では、6ページの4つの基本理念を掲げることとします。

第7期計画体系図は、10ページのとおりでです。

(1) 基本理念

1 健康で元気な高齢者への支援(健康)

健やかで生きがいに満ちた元気な高齢期を過ごすために、高齢者に地域や社会との関わりを持たせ、要介護状態となることへの予防を推進することにより、高齢者の自立を支援します。

2 高齢者が共に地域で安心して暮らせる地域包括ケアの強化(安心)

高齢者が住み慣れた地域において、地域社会の中で共に安心して自立した日常生活を送ることができるように、医療、介護、介護予防、住まい及び生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケア体制」を強化します。

3 効果的かつ効率的な在宅介護・施設サービスが提供できる体制の構築(サービスの充実)

高齢者の心身の状況やその置かれた環境等に応じて、在宅介護サービスや施設サービスを効果的に提供できる体制を整備するとともに、介護給付の適正化を図り、持続可能な介護保険事業の運営に努めます。

4 高齢者の尊厳を保ち、自立支援や介護予防、要介護状態の重度化防止に向けた取組の推進(自立支援・介護予防・重度化防止)

高齢者が要介護状態となった場合においても、意思及び自己決定を最大限尊重し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるように、必要なサービスの提供や介護予防の取組を行い、高齢者の自立支援や要介護状態等の軽減又は悪化の防止を図ります。

(2) 基本テーマ

前掲の4つの基本理念をもとに、本計画の基本テーマを

**高齢者が住み慣れた地域で、
その一員として尊重され
生きがいを持って暮らし続けられるまちづくり**

と掲げ、構成3市との連携強化と地域住民との協働により、介護予防や自立支援・重度化防止に重点を置き、認知症支援の推進や生活支援サービスの担い手の促進など、地域支援事業を中心に介護予防サービスの強化を図ります。

これにより、家族介護の負担軽減や地域住民同士の支え合い・助け合いが増すことで、当組合の介護保険事業の安定運営につながるものと考えられます。

(3) 重点目標

計画の基本理念と基本テーマを踏まえ、第7期介護保険事業計画においては、以下の7つを重点目標に据えるものとします。

【重点目標1】健康づくりと社会参加の促進

高齢になっても生きがいを持ち、地域や社会との関わりの中で、活動的な生活を送ることができるよう、生涯現役の取組を支援することは、明るく豊かな高齢社会を実現するために極めて重要です。

高齢者が自立的・自発的に地域活動に参画できるよう、高齢者によるボランティア活動や生涯学習、スポーツ活動の推進など、高齢者の社会参画を促進するとともに、高齢者が長年培ってきた豊富な知識や経験を生かすことができる地域づくりを推進します。また、健康な高齢期を迎えることができるよう、若年期からの健康づくりも推進します。

【重点目標 2】地域包括ケア体制の充実

団塊の世代が75歳以上となる2025年においては、単身高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加が予想される中、介護が必要になった状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケア体制を充実していくことが重要です。

このため、地域包括ケア体制の中核的な機関である地域包括支援センターの機能を強化し、地域ケア会議をはじめ、地域におけるネットワーク会議等を活用して、関係機関との連携強化を図るなど、地域ネットワークの構築を推進します。

【重点目標 3】医療・介護・福祉の連携

高齢化に伴い、在宅医療や介護・福祉サービスを必要とする高齢者が増えており、退院支援、日常の生活支援や療養支援、急変時の対応及び看取り等の様々な局面において、医療・介護・福祉の連携が求められています。

このため、包括的かつ継続的な在宅医療と介護・福祉サービスを一体的に提供できるよう、医師会等の協力を得ながら、医療・介護・福祉関係者の連携強化を推進します。

【重点目標 4】認知症対策の推進

今後の急速な高齢化に伴い、認知症の人はさらに増加していくことが見込まれています。このため、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、本人やその家族への一層の支援を図るとともに、認知症の人に早期段階から関わり、それぞれの状態に応じたサービスを提供していく必要があります。

このため、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームによる初期段階からの相談支援体制の充実を図り、認知症の容態に応じた適切な医療・介護等の提供に努めます。また、認知症の理解を深めるための普及・啓発や、認知症カフェの開催など認知症の人やその家族への支援を推進します。

【重点目標 5】日常生活を支援する体制の基盤整備

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、地域において生活支援を必要とする高齢者が増えています。

生活支援が必要な高齢者が、安心して在宅生活を継続していくためにも、生活支援コーディネーターや協議体により、地域のニーズや資源の把握を行い、日常生活を支援する体制の整備を推進します。

【重点目標6】適切な介護サービスの提供

介護が必要となった場合、多くの高齢者は介護サービスを利用しながら、住み慣れた地域で暮らしていきたいと願っています。

また、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する方が増えており、家族等介護者の介護負担が増加しています。

このため、介護離職の防止を含めた介護サービスの適正な量的確保に努めるとともに、利用者が安全に安心して質の高いサービスが受けられるよう、介護に従事する人材の確保や資質の向上を図ります。

さらに、介護費用を効率的に活用するために介護給付の適正化を図り、持続可能な介護保険事業の運営に努めます。

【重点目標7】自立支援・介護予防・重度化防止の取組

高齢者が地域において、要介護状態又は要支援状態となることを予防し、自立した生活を送るためには、高齢者へのアプローチだけでなく、高齢者をとりまく環境へのアプローチを含めた支援を提供することが重要です。

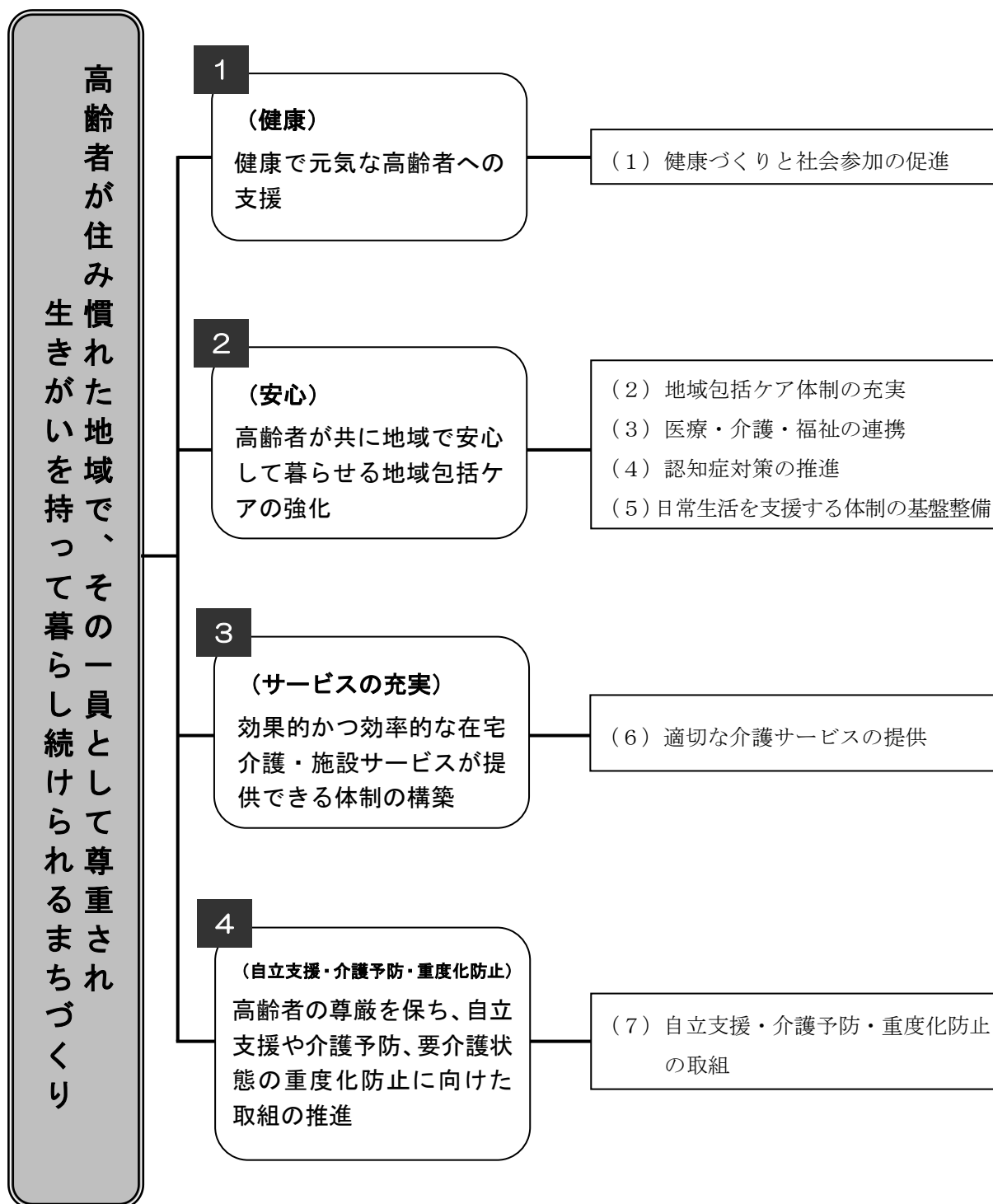
このため、住民や事業者など地域全体への介護予防に関する普及啓発や、住民主体の介護予防活動、リハビリ専門職等との連携及び地域ケア会議の多職種連携による取組の推進を図り、高齢者の意思を尊重した自立支援・介護予防・重度化防止に努めます。

8 体系図

基本テーマ

基本理念

重点目標



9 日常生活圏域の設定

第6期計画では、本組合圏域を地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、砺波市5圏域、小矢部市3圏域、南砺市5圏域の合計13圏域を設定しました。

第7期計画においても、この圏域を継承し、圏域ごとの必要なサービス提供基盤の整備に努めます。

第7期における日常生活圏域と高齢者等の状況

(単位：人、%)

市	圏域	構成	総人口	高齢者人口	高齢化率	要介護（要支援）認定者			認定率
							要支援	要介護	
砺波市	北部	鷹栖、若林、林、高波	9,713	2,679	27.6%	506	83	423	18.9%
	南部	出町、中野、五鹿屋、東野尻、	14,612	3,867	26.5%	777	133	644	20.1%
	東部	庄下、油田、南般若、柳瀬、太田	13,700	3,450	25.2%	627	88	539	18.2%
	庄東	般若、東般若、梅檀野、梅檀山	4,848	1,834	37.8%	407	79	328	22.2%
	庄川	東山見、青島、雄神、種田	6,024	2,228	37.0%	363	69	294	16.3%
	計		48,897	14,058	28.8%	2,680	452	2,228	19.1%
小矢部市	北部	石動町部、南谷、子撫、宮島	8,638	3,471	40.2%	705	117	588	20.3%
	中部	荒川、正得、松沢、若林、埴生	12,287	3,731	30.4%	636	96	540	17.0%
	南部	北蟹谷、津沢、水島、藪波、東蟹谷	9,628	3,353	34.8%	619	74	545	18.5%
	計		30,553	10,555	34.5%	1,960	287	1,673	18.6%
南砺市	北部	旧福野町	13,903	4,497	32.3%	884	154	730	19.7%
	東部	旧井波町、旧井口村	9,788	3,728	38.1%	680	133	547	18.2%
	南部	旧城端町	8,525	3,419	40.1%	623	118	505	18.2%
	西部	旧福光町	17,581	6,492	36.9%	1,190	224	966	18.3%
	五箇山	旧平村、旧上平村、旧利賀村	2,192	941	42.9%	197	43	154	20.9%
	計		51,989	19,077	36.7%	3,574	672	2,902	18.7%
合 計			131,439	43,690	33.2%	8,214	1,411	6,803	18.8%

※平成29年9月末現在

日常生活圏域の整備状況

(単位：か所)

市	圏域	訪問系事業所	通所系事業所	短期入所系事業所	地域密着型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
砺波市	北部	3	1	1	1	1	1	2					1
	南部	13	6	2	3	1	2	2		1	1		
	東部	2	5	3	2	1	1	3		1			2
	庄東		2	1	1	1	1	2					1
	庄川	1	2	1	2	1		2			1		
	計	19	16	8	9	5	5	11		2	2		4
小矢部市	北部	1	3	5	3	2		3	1	1	1	1	1
	中部	4	3	1	2	3		4			1		
	南部	1	2	3	1		2	4		1			1
	計	6	8	9	6	5	2	11	1	2	2		2
南砺市	北部	3	4	2	1	1		3		1			1
	東部	5	3	1		1	1	3		1			
	南部	3	3	2				2		1	1		
	西部	6	4	4	3	1	1	5	1	1	2		1
	五箇山	4			3			1					
	計	21	14	9	7	3	2	14	1	4	3		2
合計		46	38	26	22	13	9	36	2	8	7		8

※平成29年9月末現在

訪問系：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション

通所系：通所介護、通所リハビリテーション

短期入所：短期入所生活介護、短期入所療養介護

第 2 章

高齢者を取りまく状況

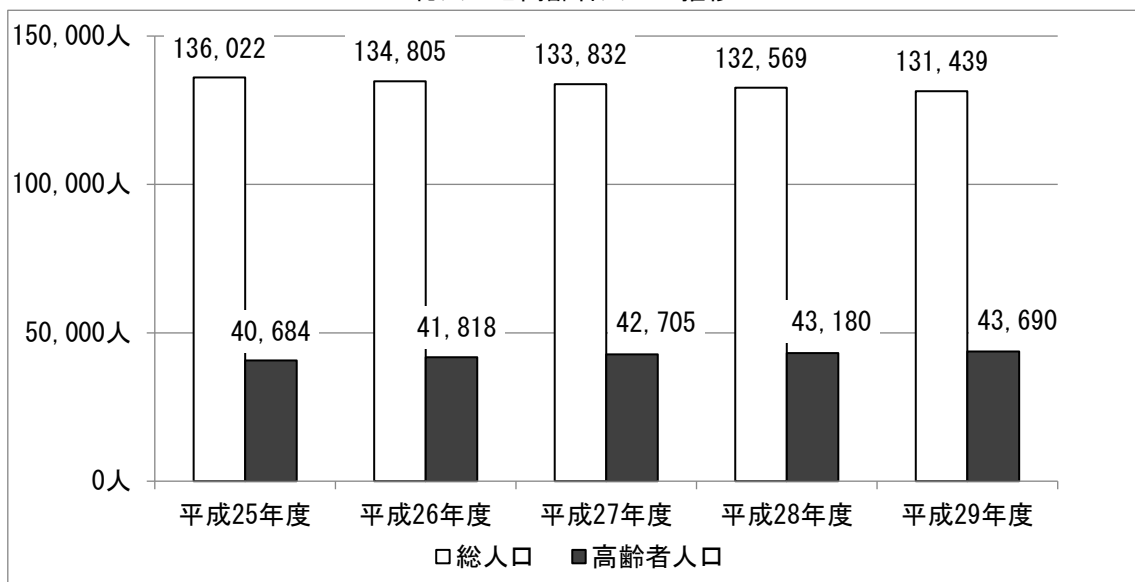
第2章 高齢者を取りまく状況

1 砺波地方介護保険組合の高齢者人口・世帯の状況

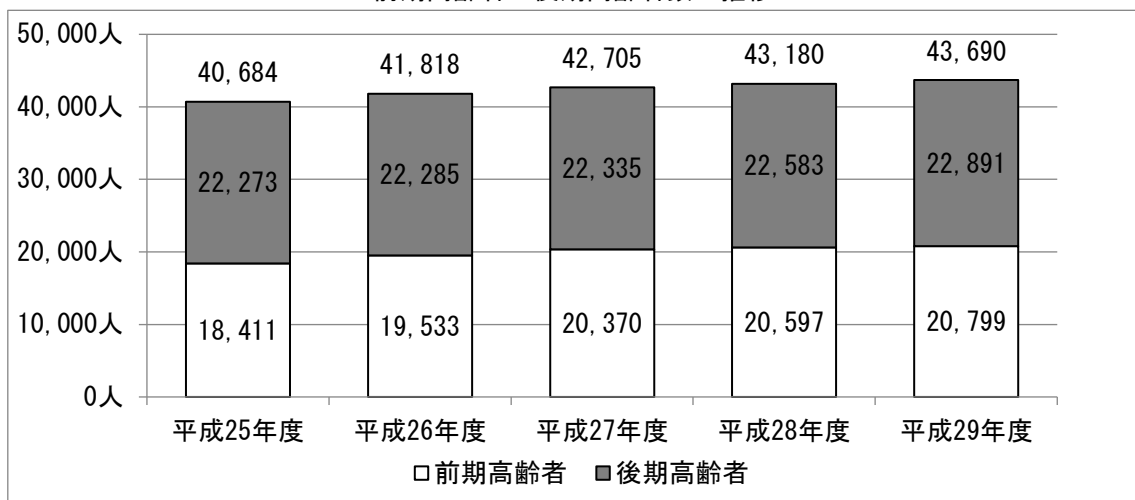
(1) 高齢者人口の状況

平成29年度における構成3市の住民基本台帳によれば、砺波地方介護保険組合管内の総人口は131,439人で、平成25年度の総人口136,022人と比較して4,583人減少しています。反面、65歳以上の高齢者人口は、平成25年度の40,684人に対し3,006人増加し、43,690人となっています。前期高齢者・後期高齢者とも増加傾向を示しています。

総人口と高齢者人口の推移



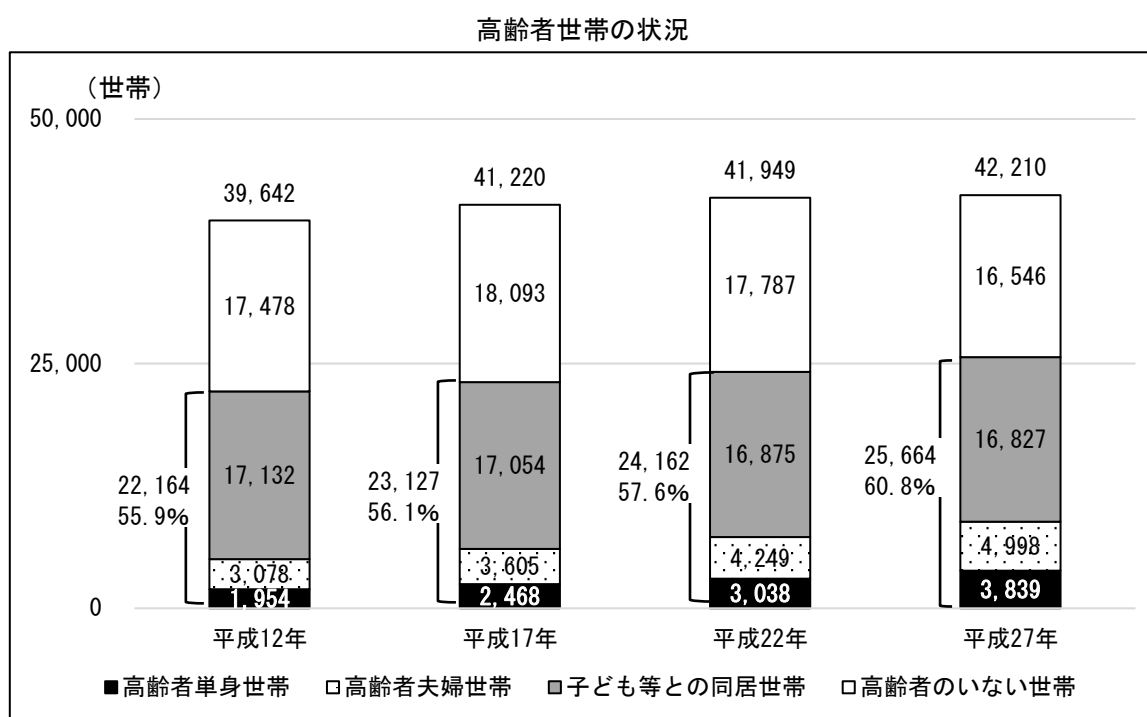
前期高齢者・後期高齢者数の推移



（２）高齢者世帯の状況

当組合管内の一般世帯数（施設等の世帯を除いた世帯数）は、平成22年の41,949世帯から、平成27年の42,210世帯へと増加しており、高齢者のいる世帯も平成22年の24,162世帯から平成27年の25,664世帯へと増加し、一般世帯に対する高齢者のいる世帯の割合は平成22年では57.6%から、平成27年では60.8%へと増加しています。

世帯構成別でみると、平成17年以降「高齢者のいない世帯」、「子ども等との同居世帯」が減少する一方で、「高齢者夫婦世帯」、「高齢者単身世帯（ひとり暮らし世帯）」が増加傾向にあります。



出典：国勢調査

また、高齢者夫婦世帯の状況を詳しくみると、高齢者夫婦世帯4,998世帯のうち夫婦ともに75歳以上の世帯が1,398世帯となっており、28.0%を占めています。

高齢者夫婦世帯の状況

		妻の年齢						計
		60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	
夫の年齢	65～69歳	678	712	46	6	3	0	1,445
	70～74歳	54	841	413	19	4	0	1,331
	75～79歳	6	77	623	284	12	1	1,003
	80～84歳	0	5	106	451	180	10	752
	85歳以上	0	1	6	65	259	136	467
計		738	1,636	1,194	825	458	147	4,998

※夫婦ともに75歳以上の世帯1,398世帯

出典：平成27年国勢調査

さらに、高齢者単身世帯の状況をみると、高齢者単身世帯3,839世帯のうち、75歳以上の世帯が2,291世帯となっており、59.7%を占めています。

また、性別でみると、女性の高齢者単身世帯が男性の高齢者単身世帯を大きく上回り、全体で女性の高齢者単身世帯が68.5%を占めます。

高齢者単身世帯の状況

		前期高齢者			後期高齢者				計
			65～69歳	70～74歳		75～79歳	80～84歳	85歳以上	
高齢者単身世帯		1,548	853	695	2,291	753	845	693	3,839
	男性	691	456	235	518	187	174	157	1,209
	構成比	44.6	53.5	33.8	22.6	24.8	20.6	22.7	31.5
	女性	857	397	460	1,773	566	671	536	2,630
	構成比	55.4	46.5	66.2	77.4	75.2	79.4	77.3	68.5

出典：平成27年国勢調査

2 高齢者の住宅の状況

(1) 高齢者世帯の居住形態

高齢者の持ち家率が高いことは全国的な傾向ですが、当組合管内においても全体の持ち家率が85.3%であることに對し、高齢者のいる世帯では97.0%にのびります。

高齢者のいる世帯の居住形態

	全体		高齢者のいる世帯	
	世帯数	比率	世帯数	比率
住宅に住む一般世帯	41,326	100.0%	25,618	100.0%
持ち家	35,264	85.3%	24,842	97.0%
公営・都市機構・公社の借家	1,059	2.6%	312	1.2%
民営の借家	4,184	10.1%	400	1.5%
給与住宅	609	1.5%	19	0.1%
間借り	210	0.5%	45	0.2%
住宅以外に住む一般世帯	884	—	46	—
一般世帯総数	42,210	—	25,664	—

※持ち家率＝持ち家の世帯÷住宅に住む一般世帯

※住宅以外に住む一般世帯：寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物に住む世帯

出典：平成27年国勢調査

3 要介護（要支援）認定者の状況

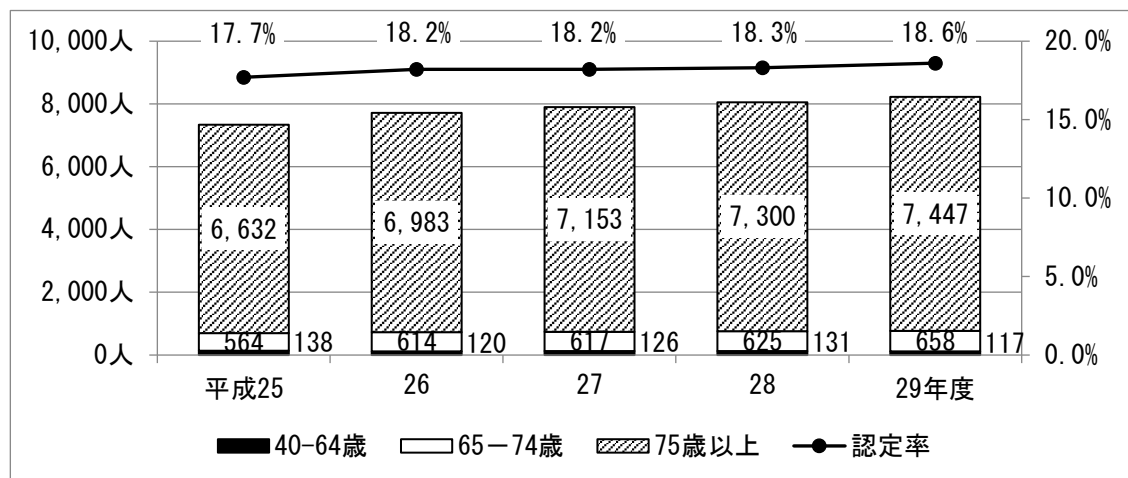
（1）年齢区分別認定者数の推移

当組合管内の要介護（要支援）認定者数は一貫して増加傾向にあり、特に75歳以上の認定者数が増加しています。また、認定率の推移は、国を上回っており、県と比較すると平成25年度までは下回っています。平成26年度以降は、平成28年度の県と同率となっている以外は、当組合管内が県・国を上回っています。

年齢区分別認定者数の推移

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1号被保険者	40,679	41,795	42,686	43,198	43,676
認定者	7,334	7,717	7,896	8,056	8,222
40-64歳	138	120	126	131	117
65-74歳	564	614	617	625	658
75歳以上	6,632	6,983	7,153	7,300	7,447
1号被保認定率	17.7%	18.2%	18.2%	18.3%	18.6%



出典：介護保険事業報告月報（各年度）

第1号被保険者認定率の推移と県・全国との比較

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
砺波地方管内	17.7%	18.2%	18.2%	18.3%	18.6%
富山県	17.8%	18.1%	18.1%	18.3%	18.3%
全国	17.6%	17.9%	18.0%	18.0%	18.1%

出典：介護保険事業状況報告月報（各年度）

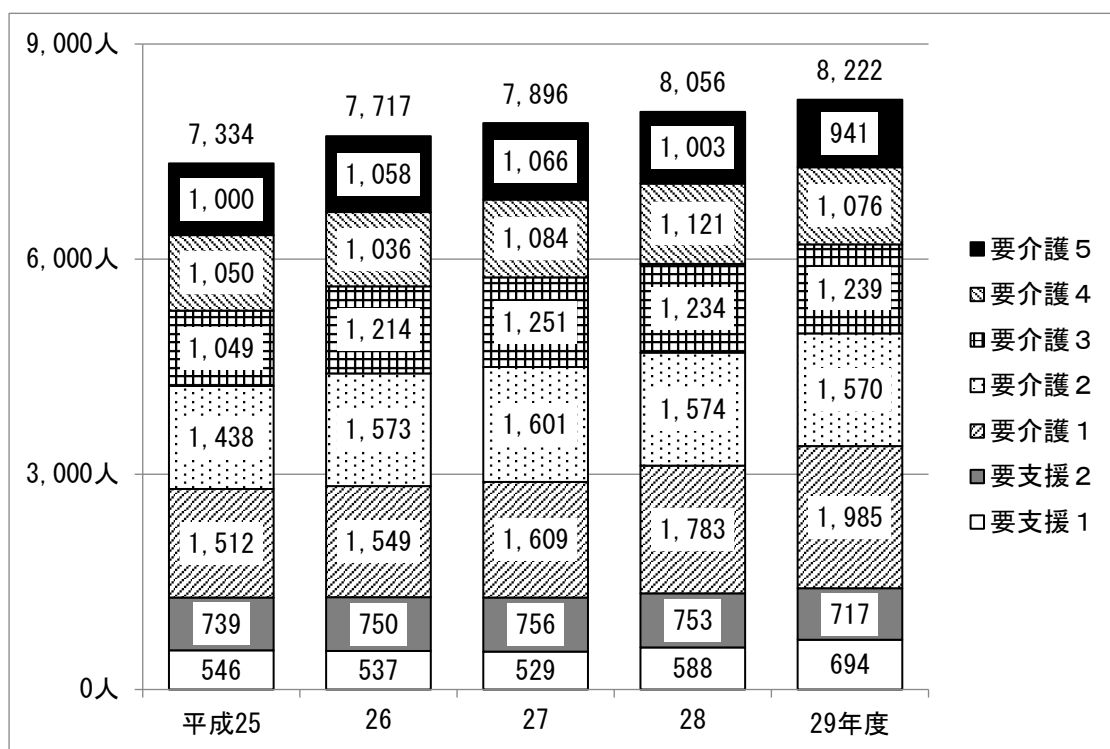
(2) 要介護度別認定者数の推移

当組合管内の要介護度別の認定者数の推移をみると、一貫して増加傾向にあり、平成29年度で8,222人、要介護1が1,985人と最も多くなっています。

要介護度別認定者数の推移

(単位：人)

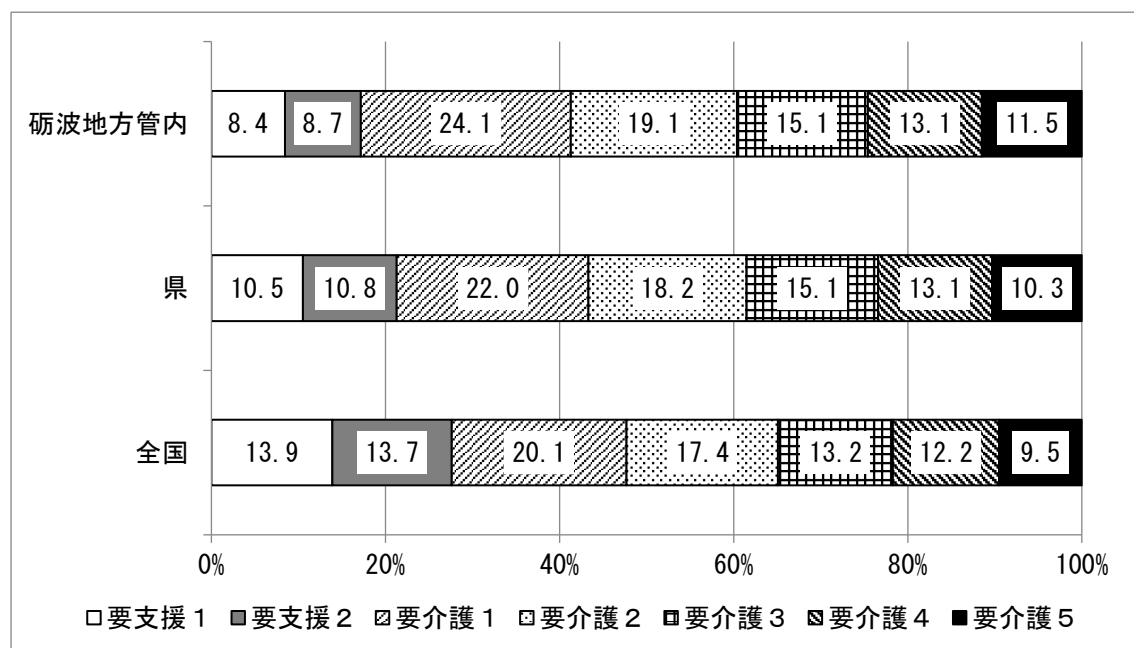
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成25年度	546	739	1,512	1,438	1,049	1,050	1,000	7,334
平成26年度	537	750	1,549	1,573	1,214	1,036	1,058	7,717
平成27年度	529	756	1,609	1,601	1,251	1,084	1,066	7,896
平成28年度	588	753	1,783	1,574	1,234	1,121	1,003	8,056
平成29年度	694	717	1,985	1,570	1,239	1,076	941	8,222



出典：介護保険事業報告月報（平成25～28年度）、砺波地方介護保険組合（平成29年度）

また、当組合管内と県・国の要介護度別構成比を比較すると、管内の要支援者の割合は8.4%・8.7%と低くなっていますが、要介護（要支援）認定者の割合は同率もしくは高くなっています。特に、要介護1と要介護5は国や県よりも高くなっています。

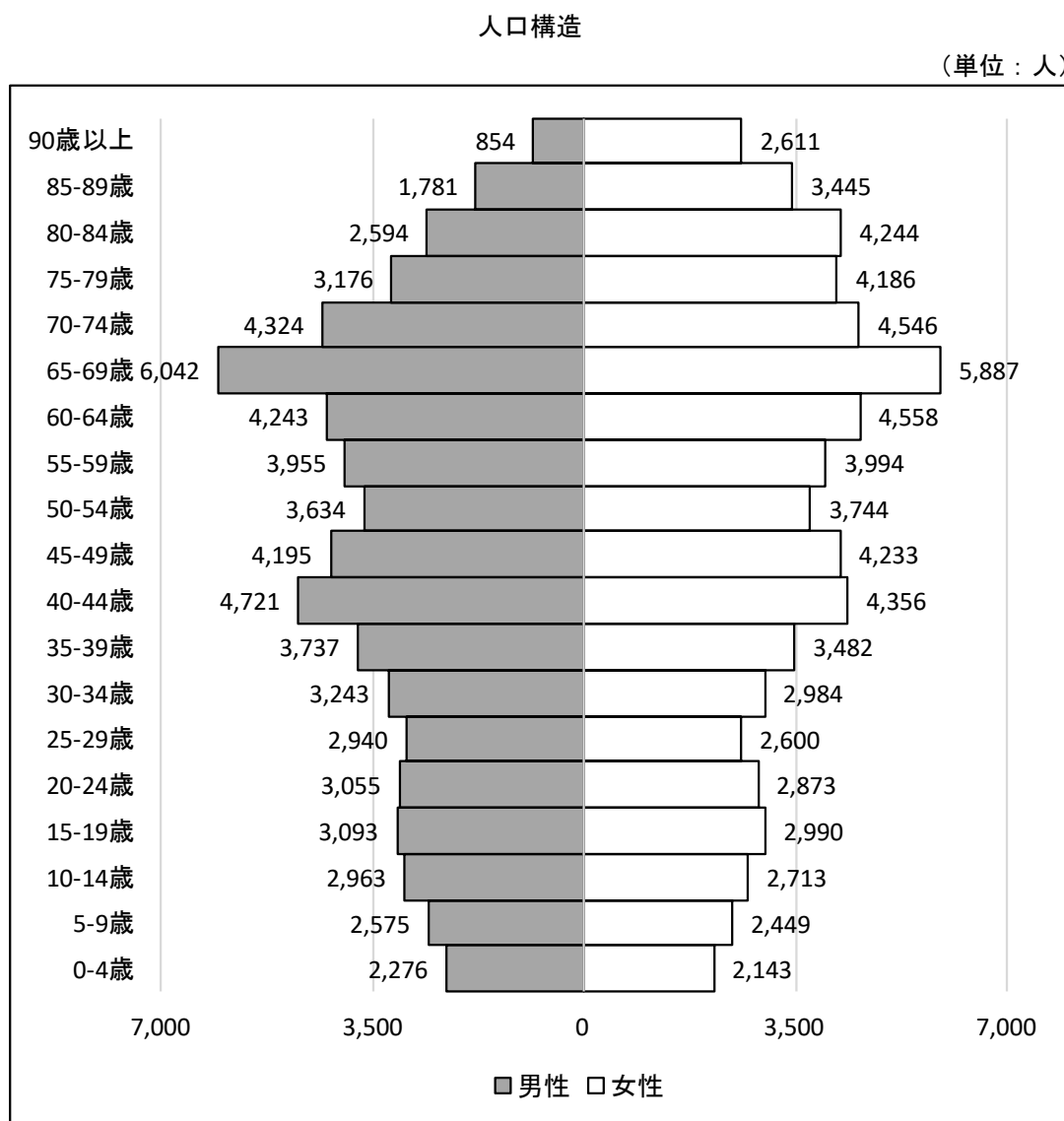
要介護度別構成比の比較



出典：介護保険事業報告月報（平成29年9月分）

4 人口構造

平成29年9月末日現在の人口を年齢別にみると、いわゆる「団塊の世代」の人口が特に多く、この世代が順次65歳に達したことから、高齢者人口が増加しており、特に70歳以上では女性が多くなっています。



5 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（抜粋）

（1）調査の概要

本計画策定に向け、住民の生活状態に合った介護サービスを提供するため、高齢者の方々の実情を把握し、実情に応じた計画にするため、アンケート調査を実施しました。

（2）調査期間

平成29年6月1日～6月30日に調査を行いました。

（3）調査対象者及び回収状況

平成29年3月31日現在、組合管内にお住まいの65歳以上の方を対象に、郵送方式で実施しました。

配布数	回収数	回収率
8,300人	6,497件 (内有効票数6,423件)	78.3%

（4）調査票の設計

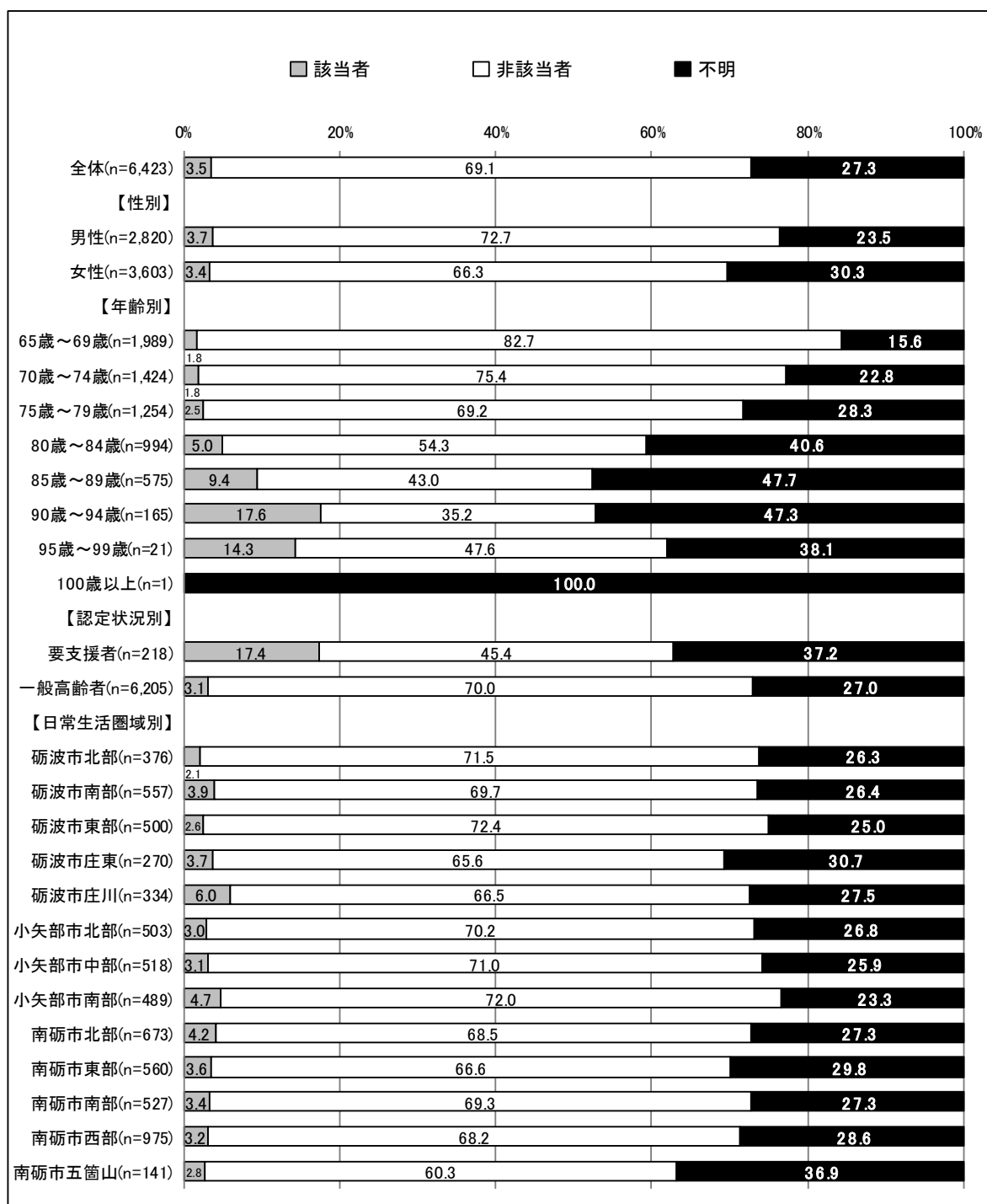
アンケート調査票は、厚生労働省が示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票」に、本組合が必要と判断した設問を加えて作成しました。

(5) 調査結果概要

① リスク判定：虚弱（生活機能全般）

虚弱判定の結果、全体では「該当者」が3.5%、「非該当者」が69.1%となっています。

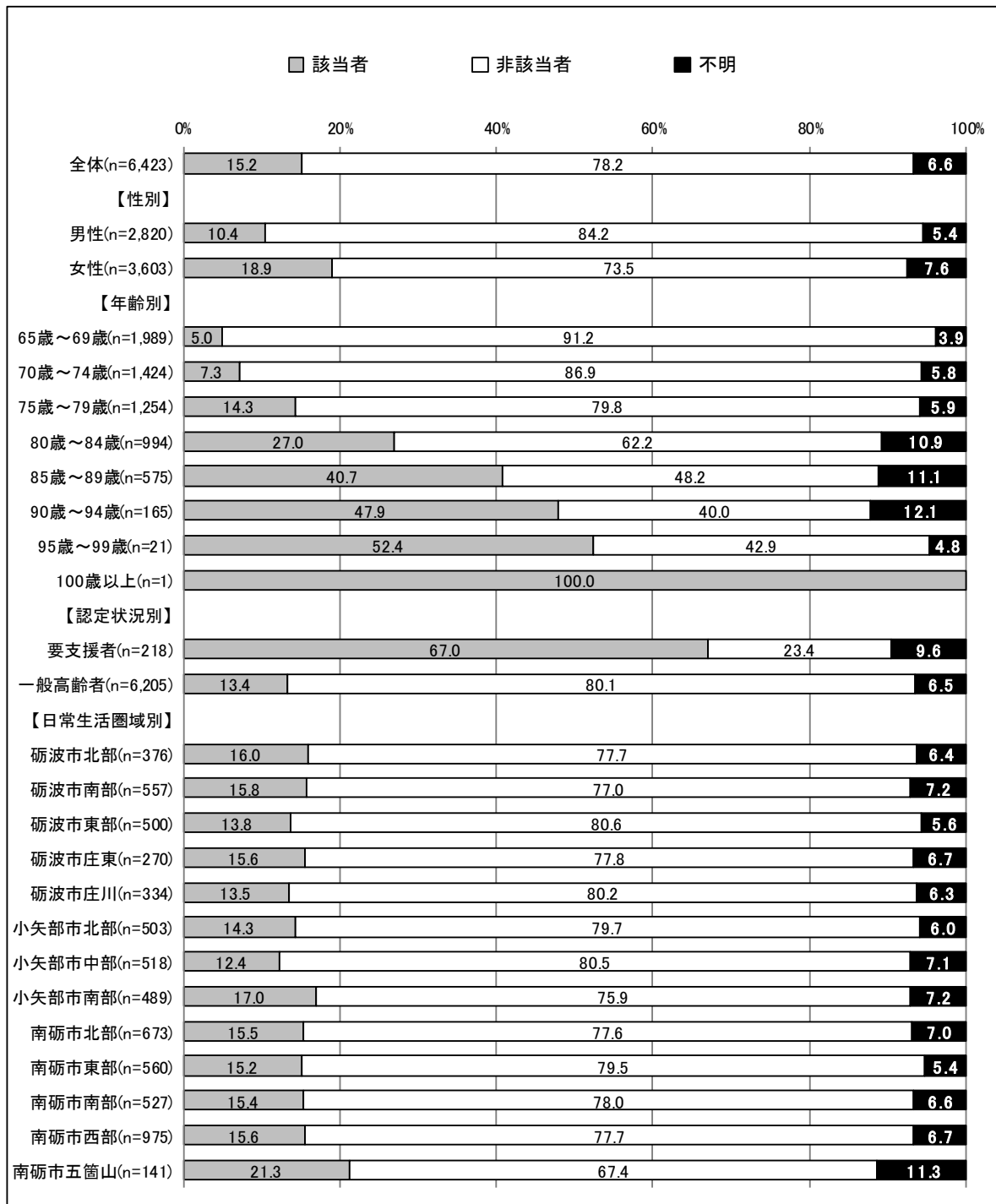
日常生活圏域別で「該当者」割合をみると、砺波市庄川では6.0%で他の圏域に比べて最も高くなっています。



②リスク判定：運動器

運動器判定の結果、全体では「該当者」が15.2%、「非該当者」が78.2%となっています。

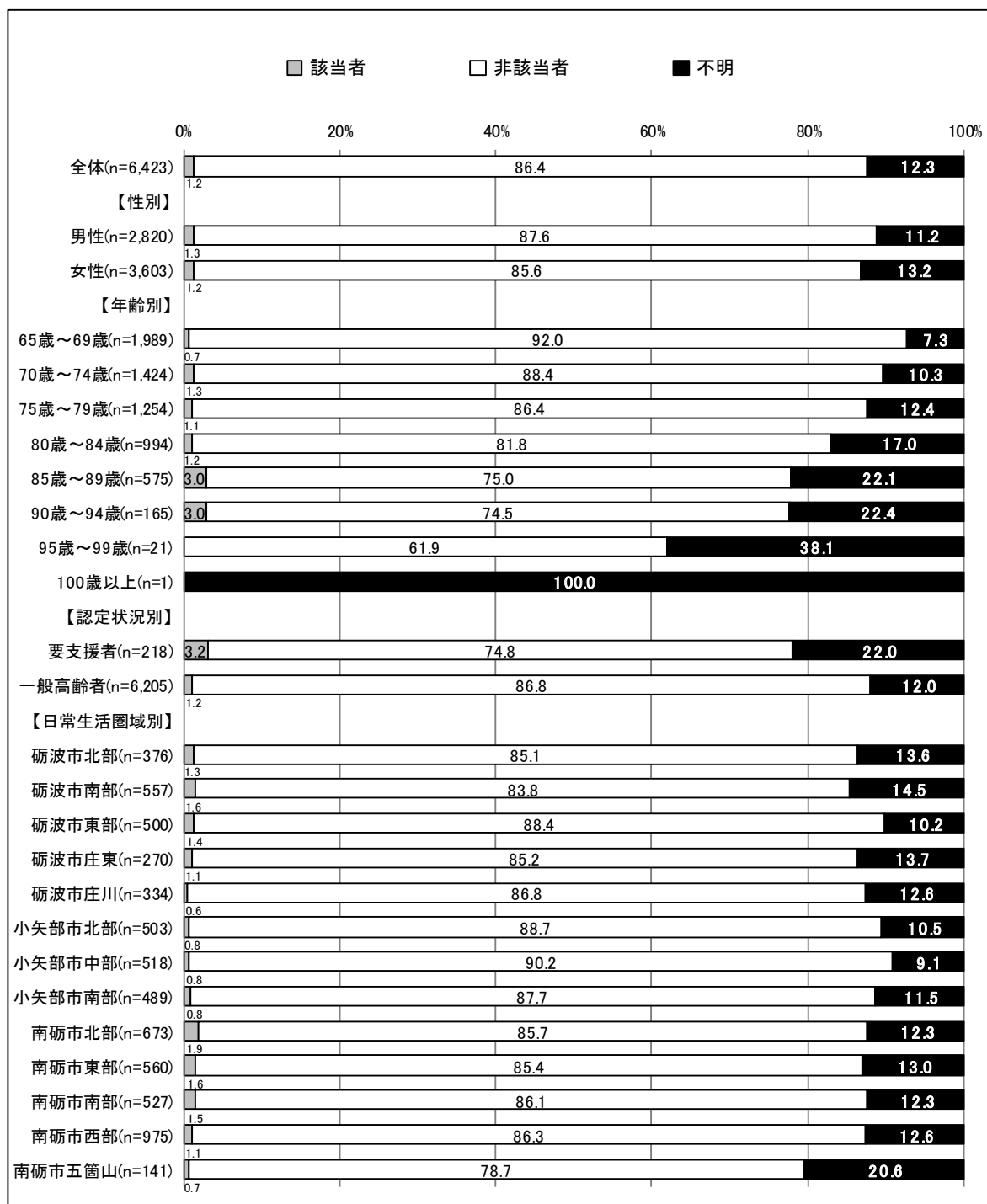
日常生活圏域別で「該当者」割合をみると、南砺市五箇山では21.3%で他の圏域に比べて最も高くなっています。



③リスク判定：栄養改善

栄養改善判定の結果、全体では「該当者」が1.2%、「非該当者」が86.4%となっています。

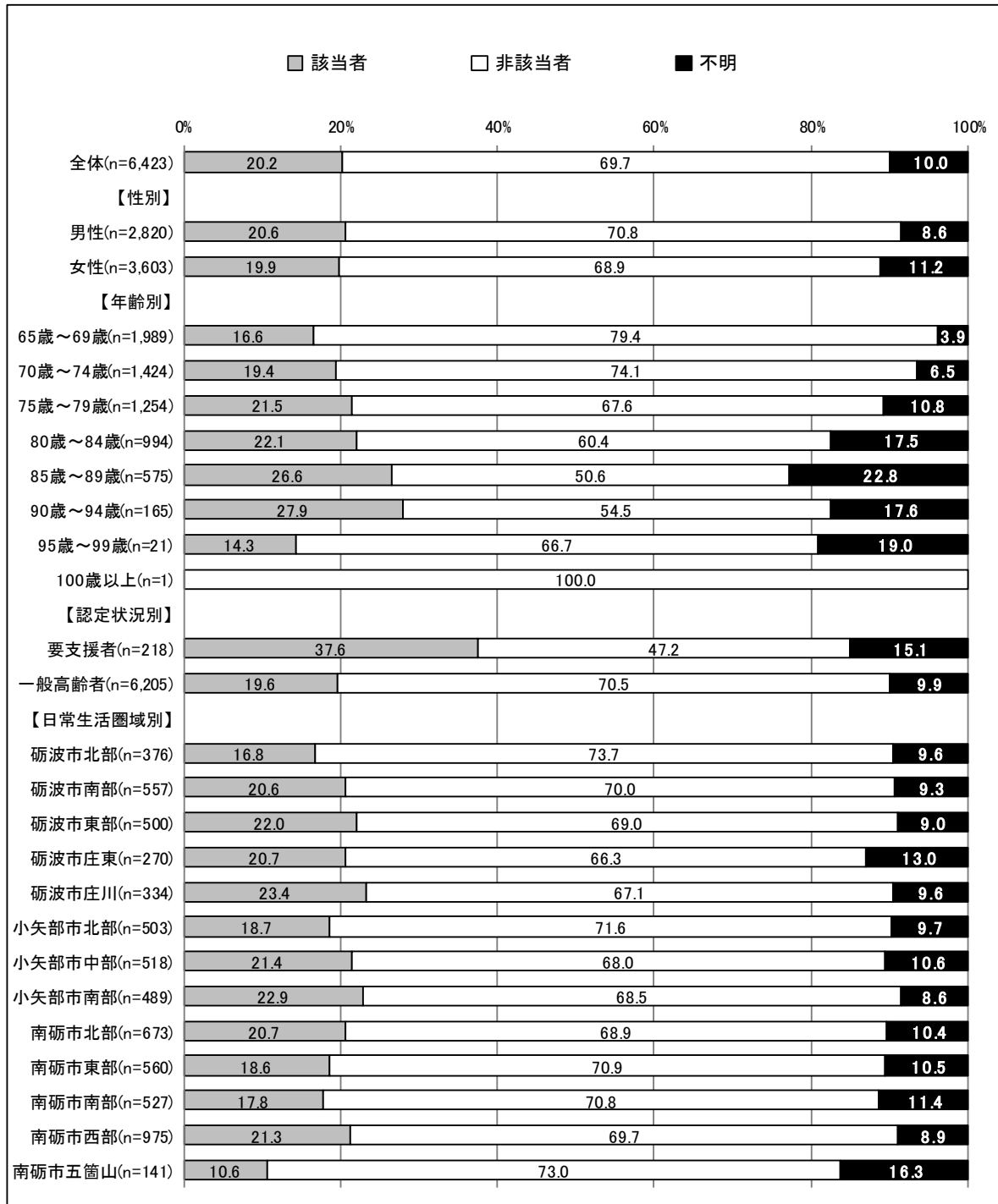
日常生活圏域別で「該当者」割合をみると、すべての圏域で1割未満となっています。



④リスク判定：口腔機能

口腔機能判定の結果、全体では「該当者」が20.2%、「非該当者」が69.7%となっています。

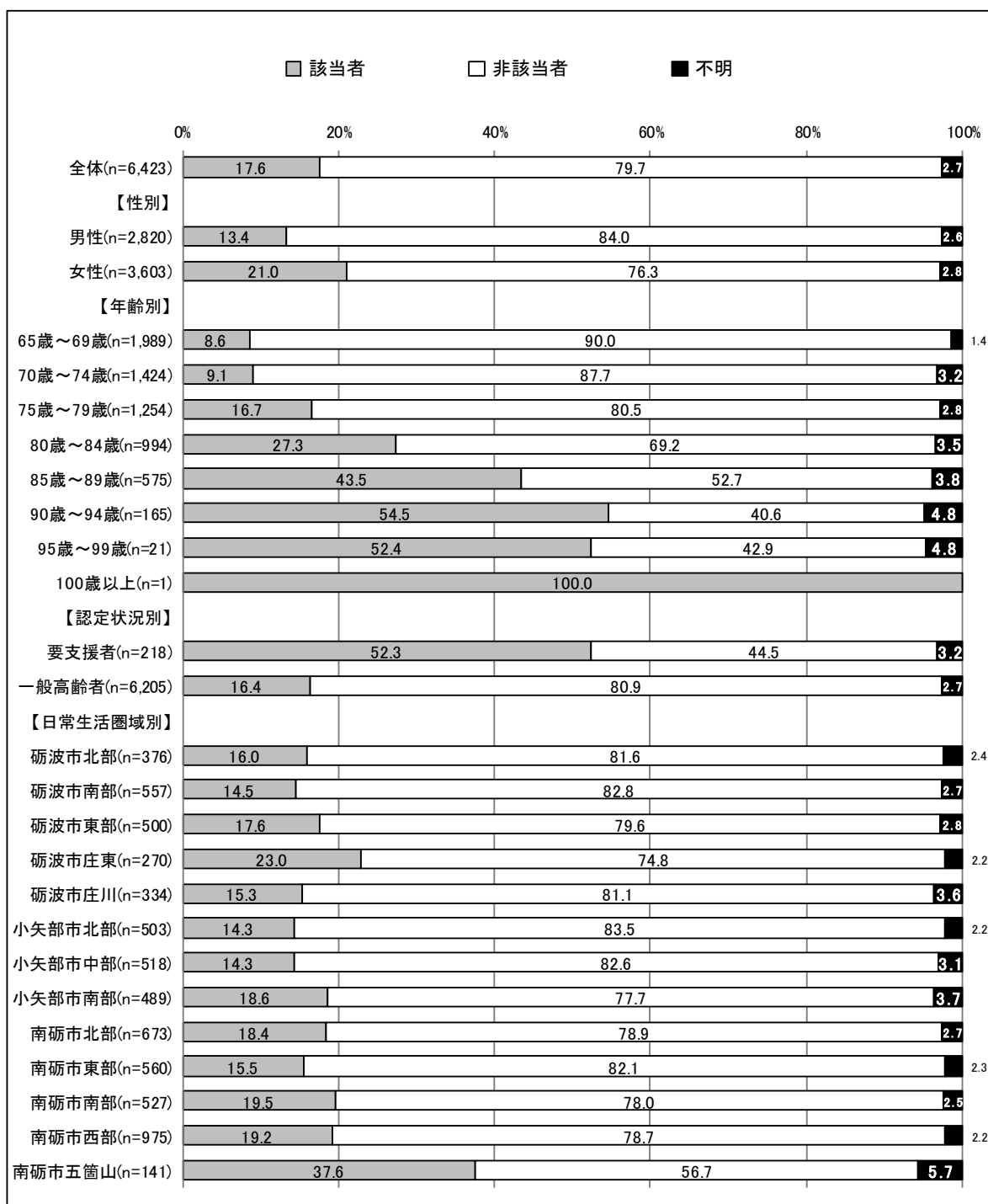
日常生活圏域別で「該当者」割合をみると、砺波市庄川では23.4%で他の圏域に比べて最も高くなっています。



⑤リスク判定：閉じこもり予防

閉じこもり予防判定の結果、全体では「該当者」が17.6%、「非該当者」が79.7%となっています。

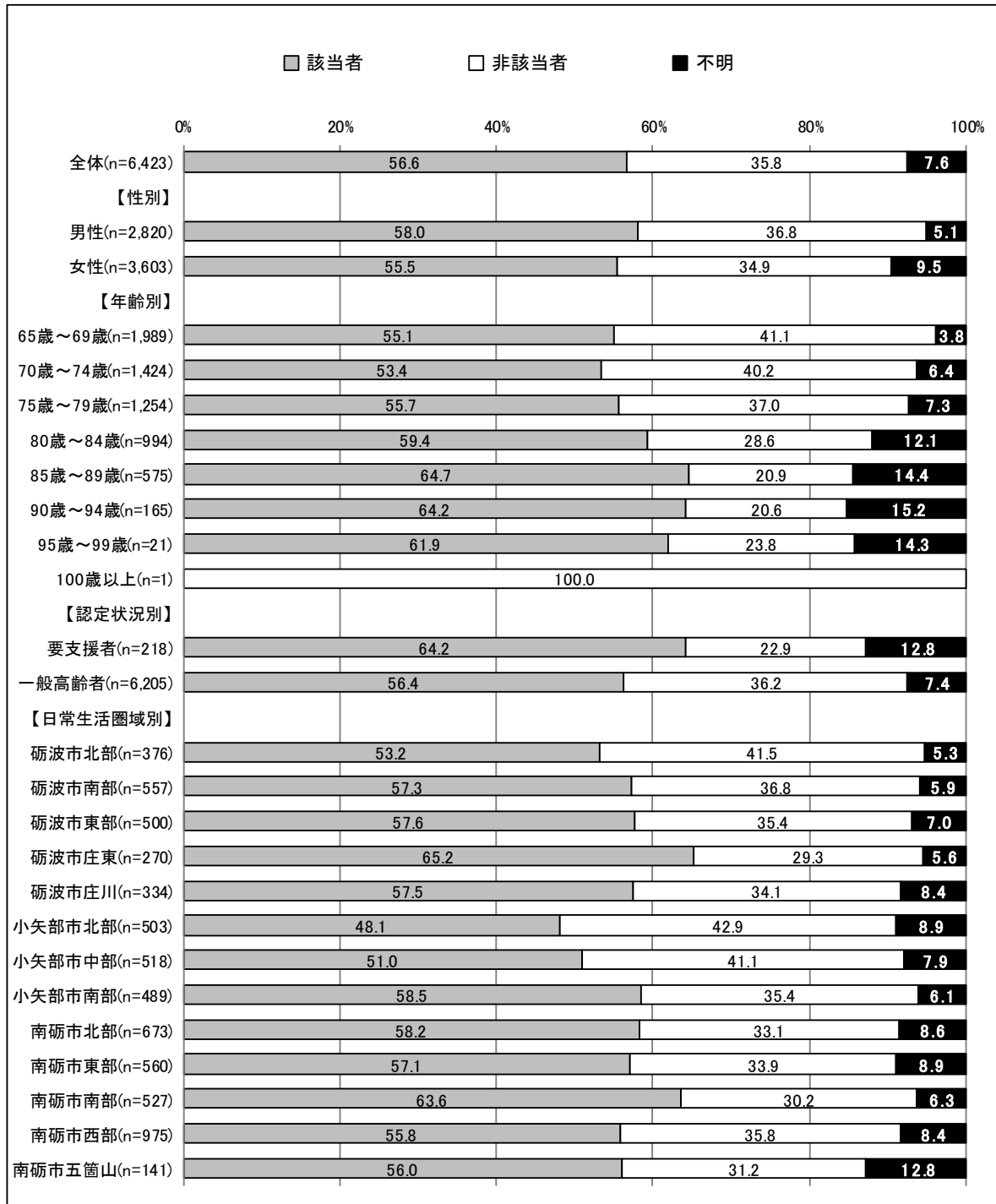
日常生活圏域別で「該当者」割合をみると、南砺市五箇山では37.6%で他の圏域に比べて最も高くなっています。



⑥リスク判定：認知症予防

認知症予防判定の結果、全体では「該当者」が56.6%、「非該当者」が35.8%となっています。

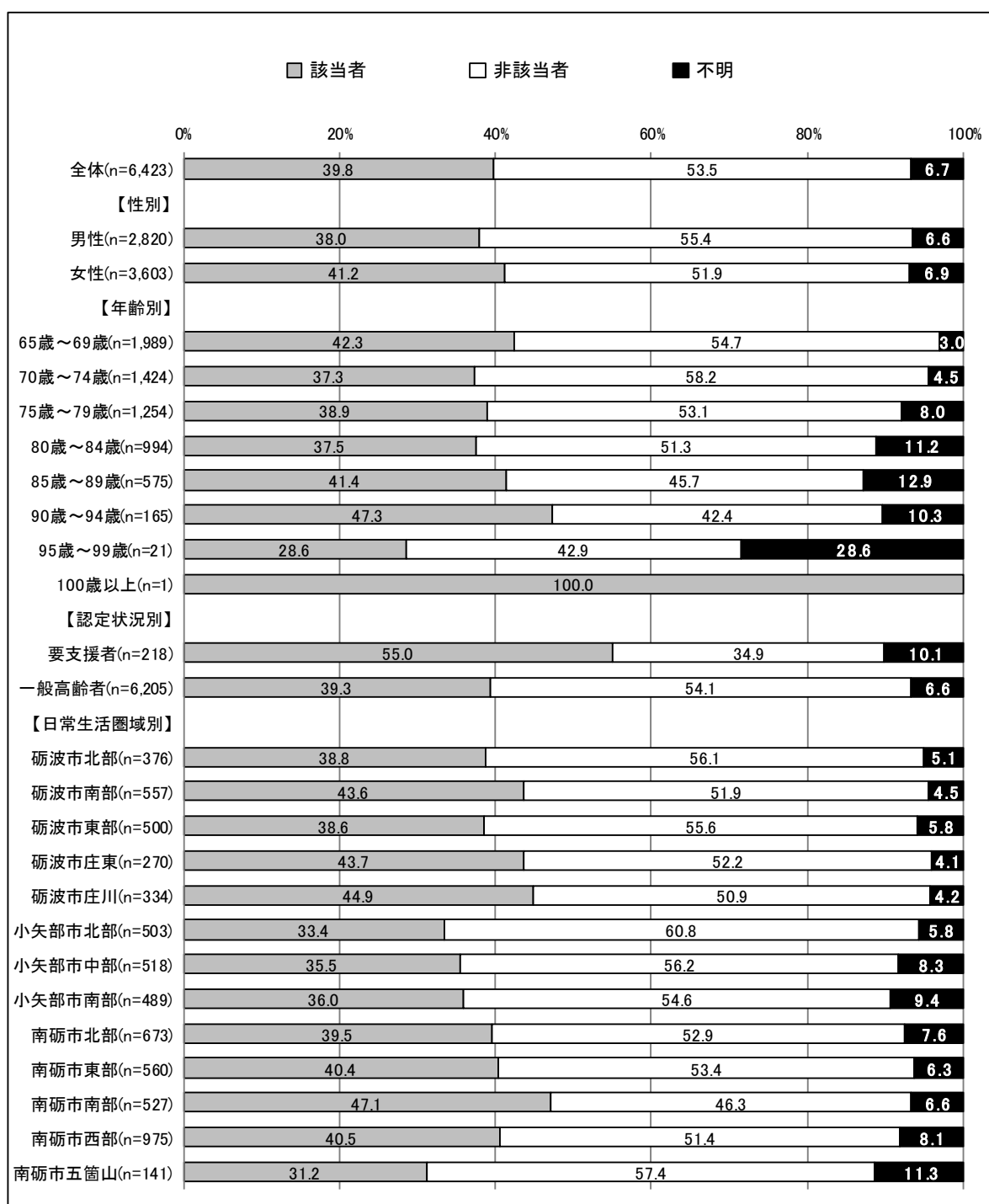
日常生活圏域別で「該当者」割合をみると、砺波市庄東では65.2%で他の圏域に比べて最も高くなっています。



⑦リスク判定：うつ予防

うつ予防判定の結果、全体では全体では「該当者」が39.8%、「非該当者」が53.5%となっています。

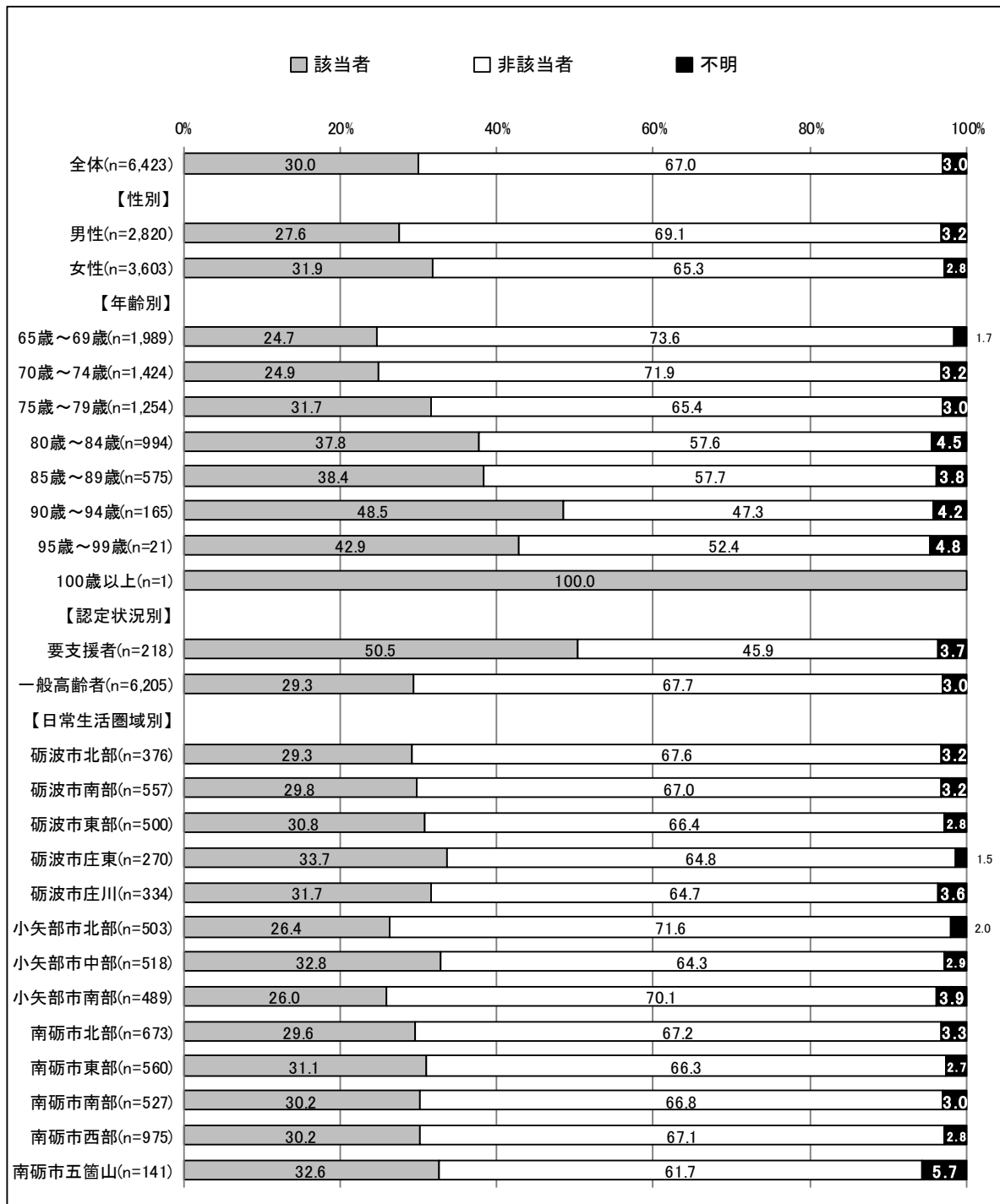
日常生活圏域別で「該当者」割合をみると、南砺市南部では47.1%で他の圏域に比べて最も高くなっています。



⑧リスク判定：転倒リスク

転倒リスク判定の結果、全体では「該当者」が30.0%、「非該当者」が67.0%となっています。

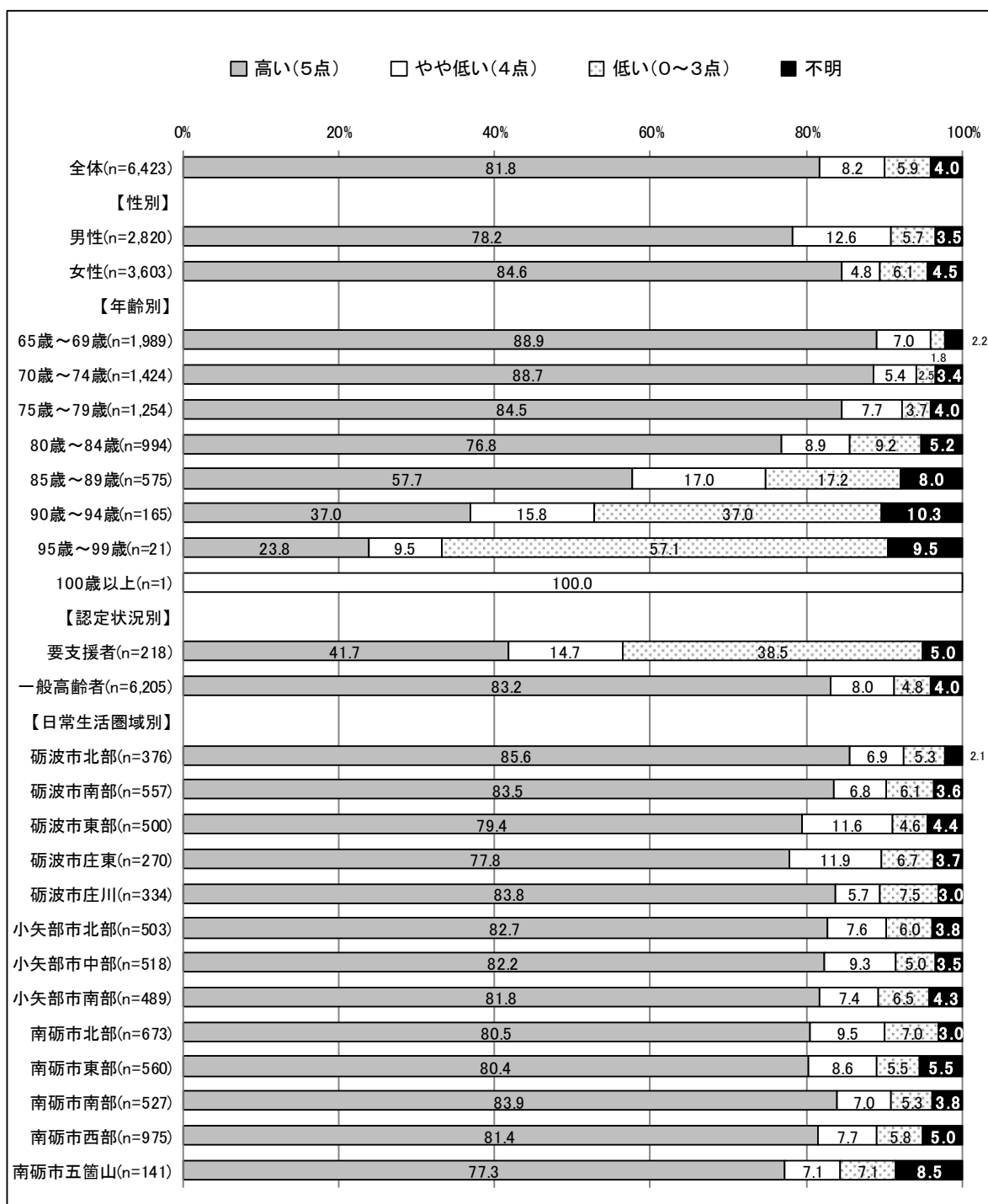
日常生活圏域別で「該当者」割合をみると、砺波市庄東では33.7%で他の圏域に比べて最も高くなっています。



⑨老研指標：IADL（手段的自立度）

IADL判定の結果、全体では「高い（5点）」が81.8%、「やや低い（4点）」が8.2%、「低い（0～3点）」が5.9%となっています。

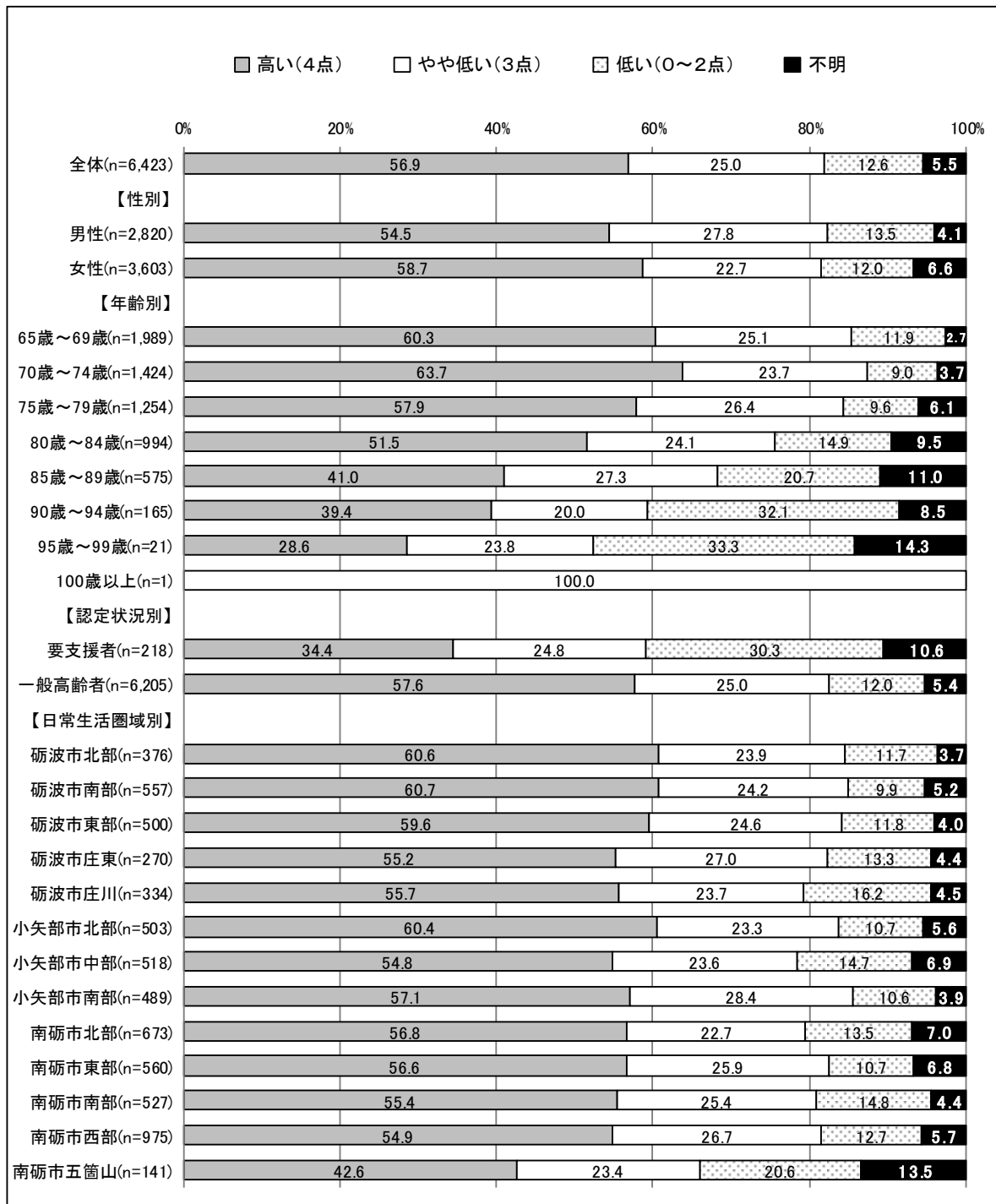
日常生活圏域別で「やや低い（4点）」と「低い（0～3点）」の合計割合をみると、砺波市庄東では18.6%で他の圏域に比べて最も高くなっています。



⑩老研指標：知的能動性判定

知的能動性判定の結果、全体では「高い(4点)」が56.9%、「やや低い(3点)」が25.0%、「低い(0～2点)」が12.6%となっています。

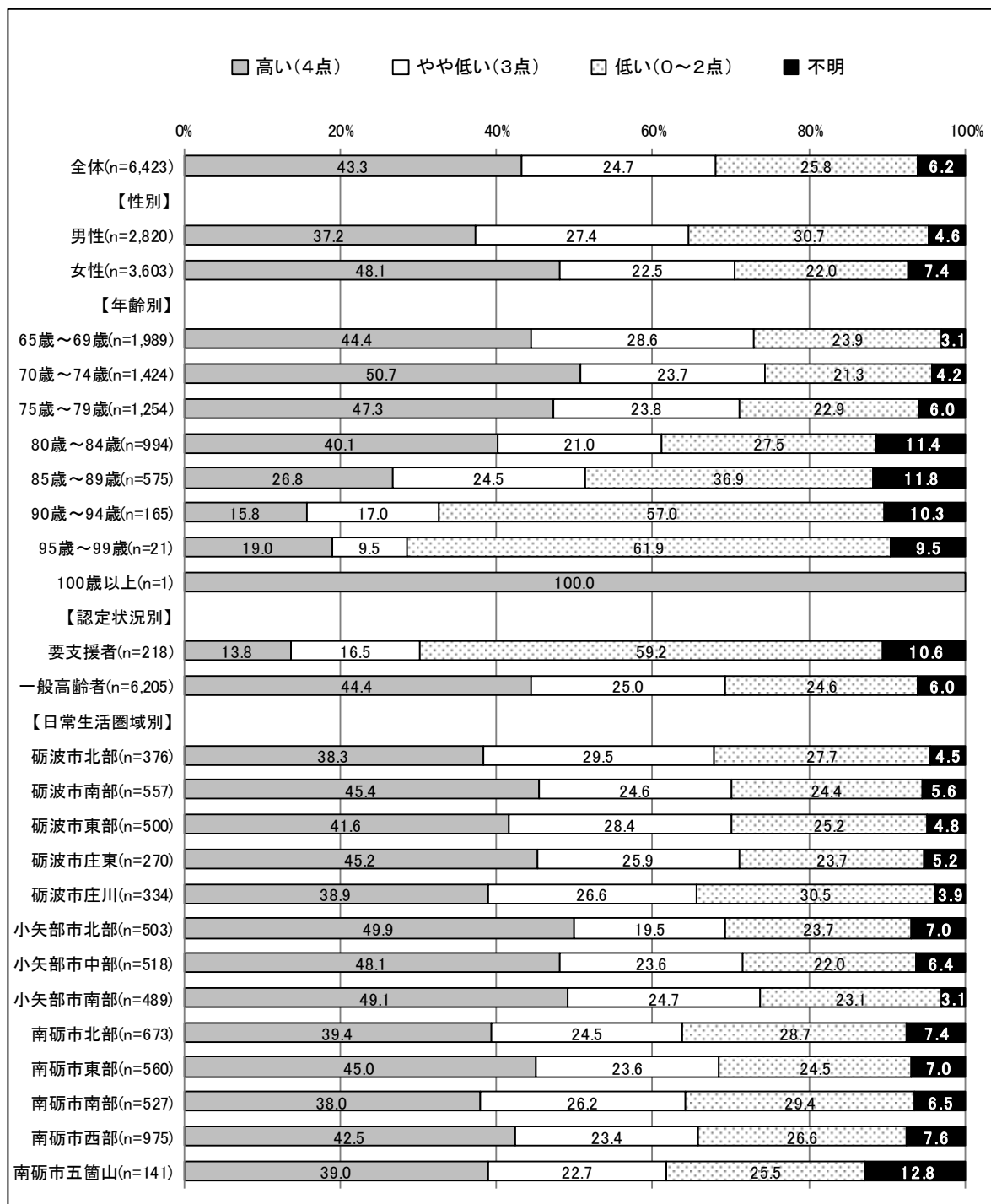
日常生活圏域別で「やや低い(3点)」と「低い(0～2点)」の合計割合をみると、南砺市五箇山では44.0%で他の圏域に比べて最も高くなっています。



⑪老研指標：社会的役割判定

社会的役割判定の結果、全体では「高い(4点)」が43.3%、「やや低い(3点)」が24.7%、「低い(0～2点)」が25.8%となっています。

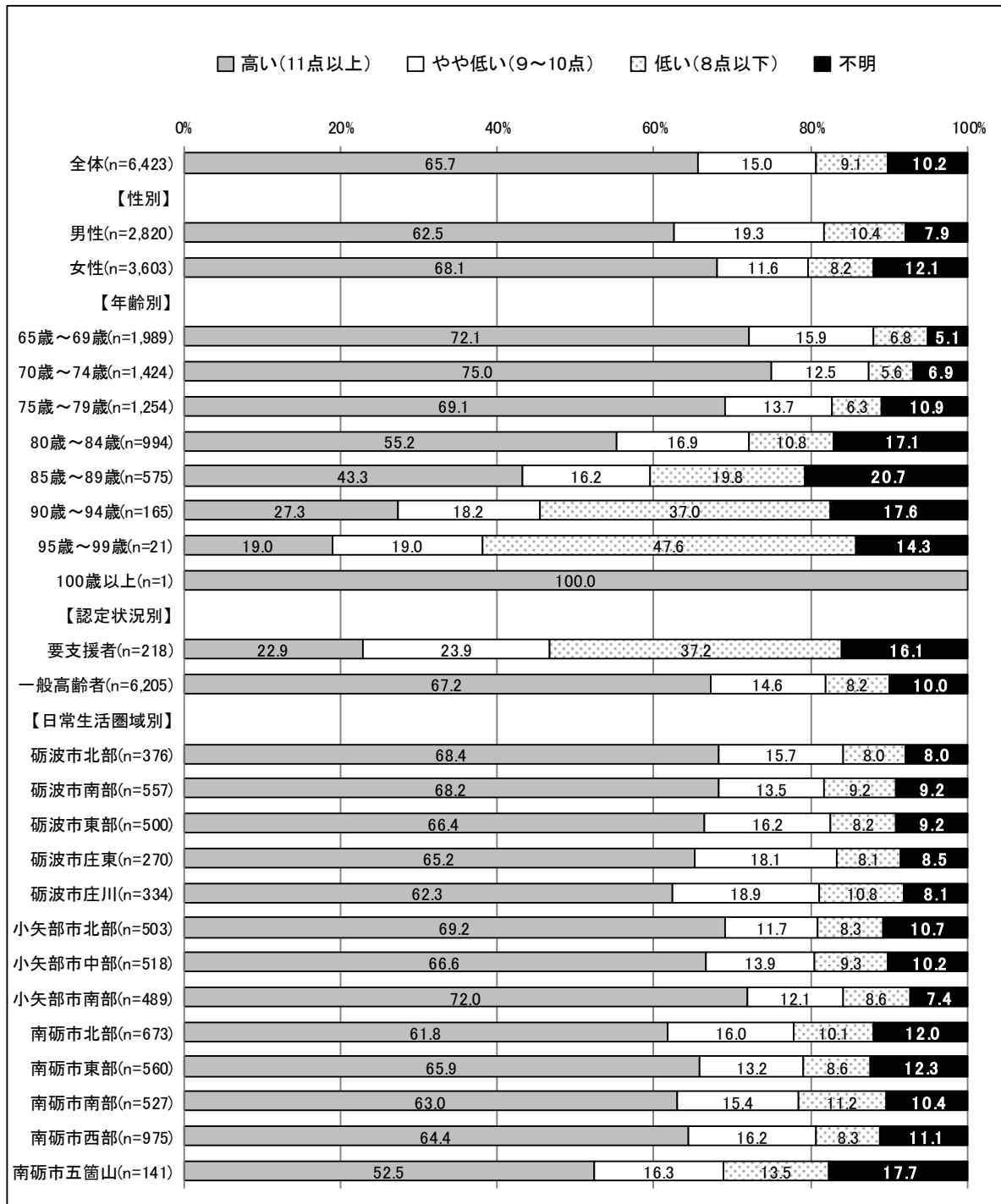
日常生活圏域別で「やや低い(3点)」と「低い(0～2点)」の合計割合をみると、砺波市北部(57.2%)や砺波市庄川(57.1%)などで他の圏域に比べて高くなっています。



⑫老研指標：総合評価

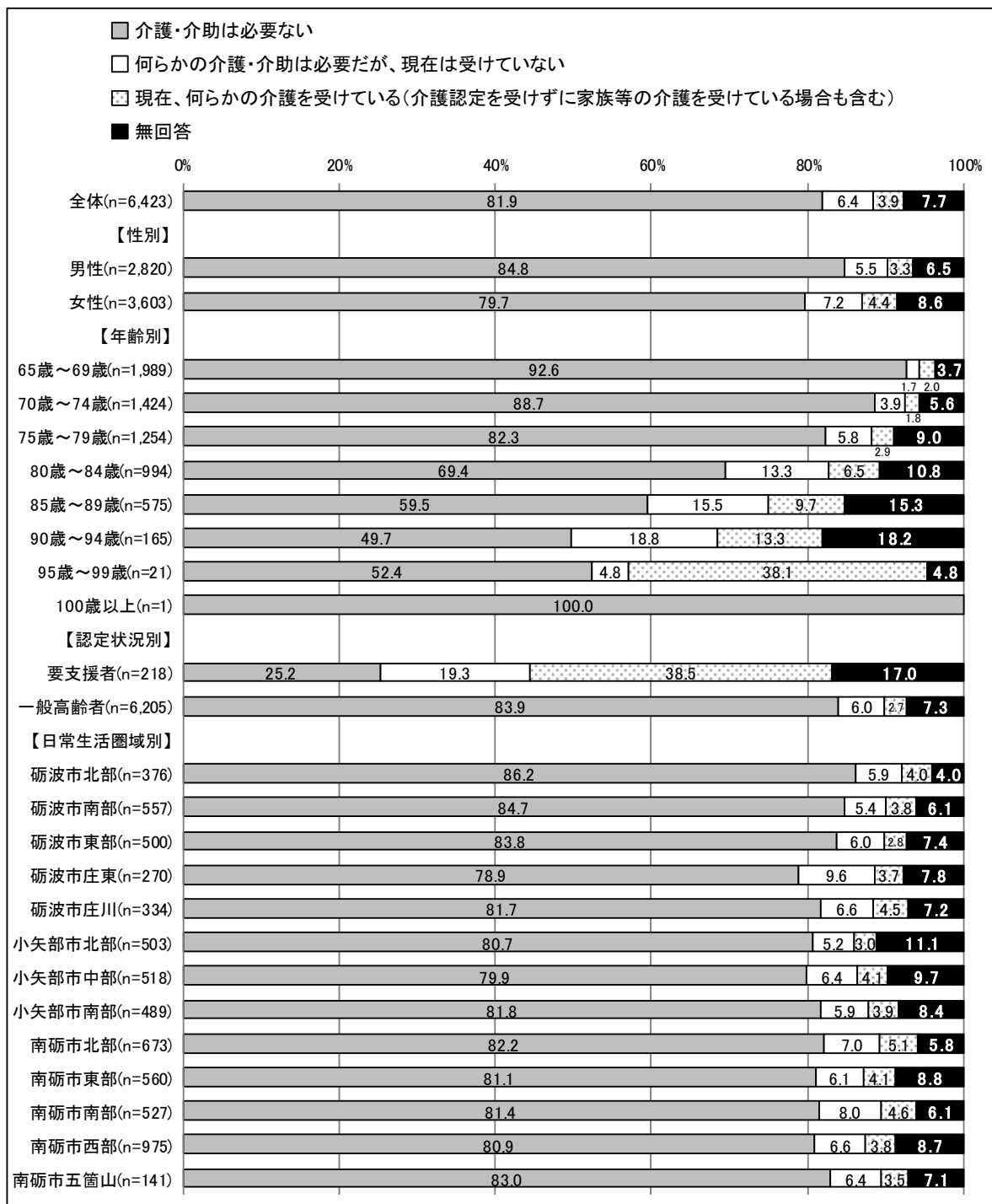
総合評価の結果、全体では「高い（11点以上）」が65.7%、「やや低い（9～10点）」が15.0%、「低い（8点以下）」が9.1%となっています。

日常生活圏域別で「やや低い（9～10点）」と「低い（8点以下）」の合計割合をみると、南砺市五箇山（29.8%）や砺波市庄川（29.7%）などで他の圏域に比べて高くなっています。



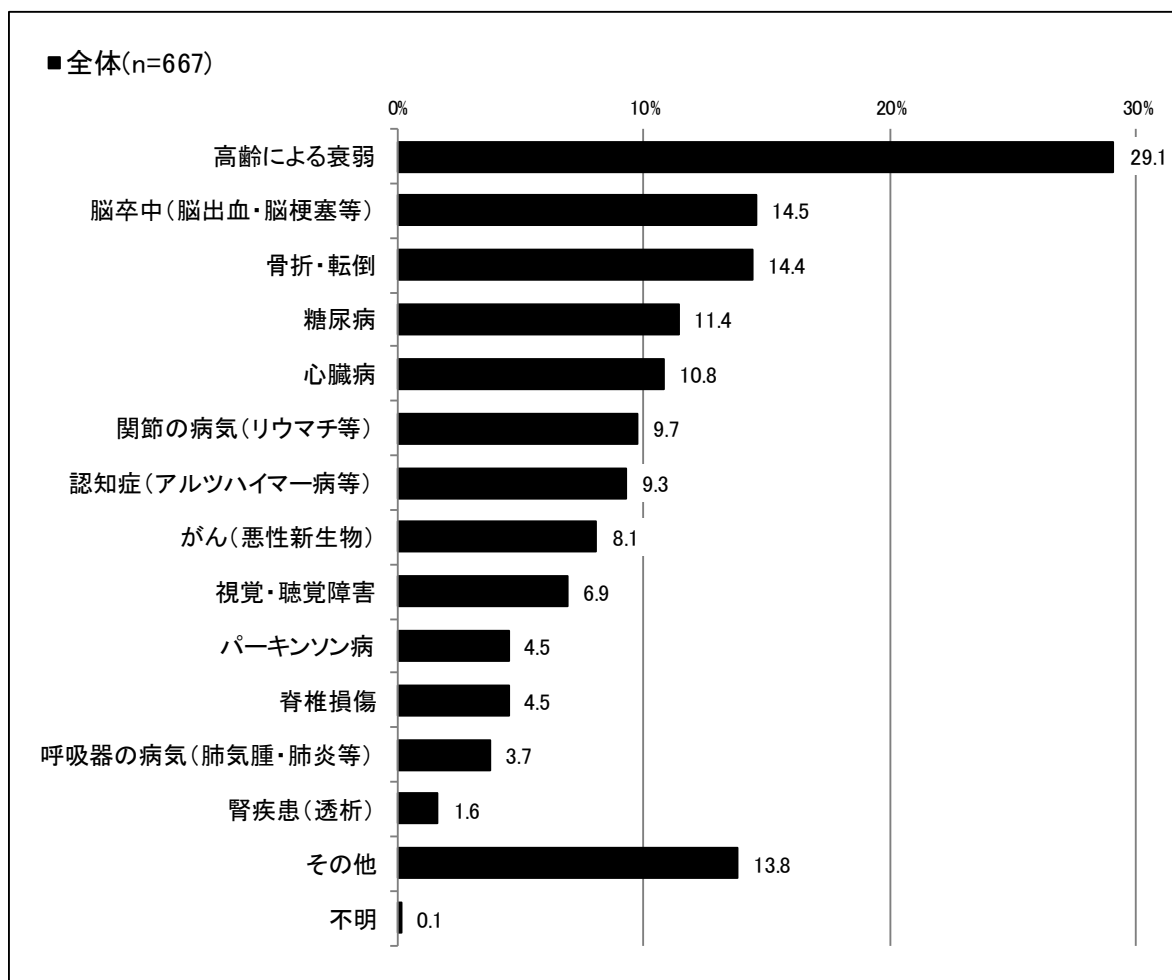
③普段の生活で介護・介助が必要か

全体では「介護・介助は必要ない」が81.9%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が6.4%、「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族等の介護を受けている場合も含む）」が3.9%となっています。



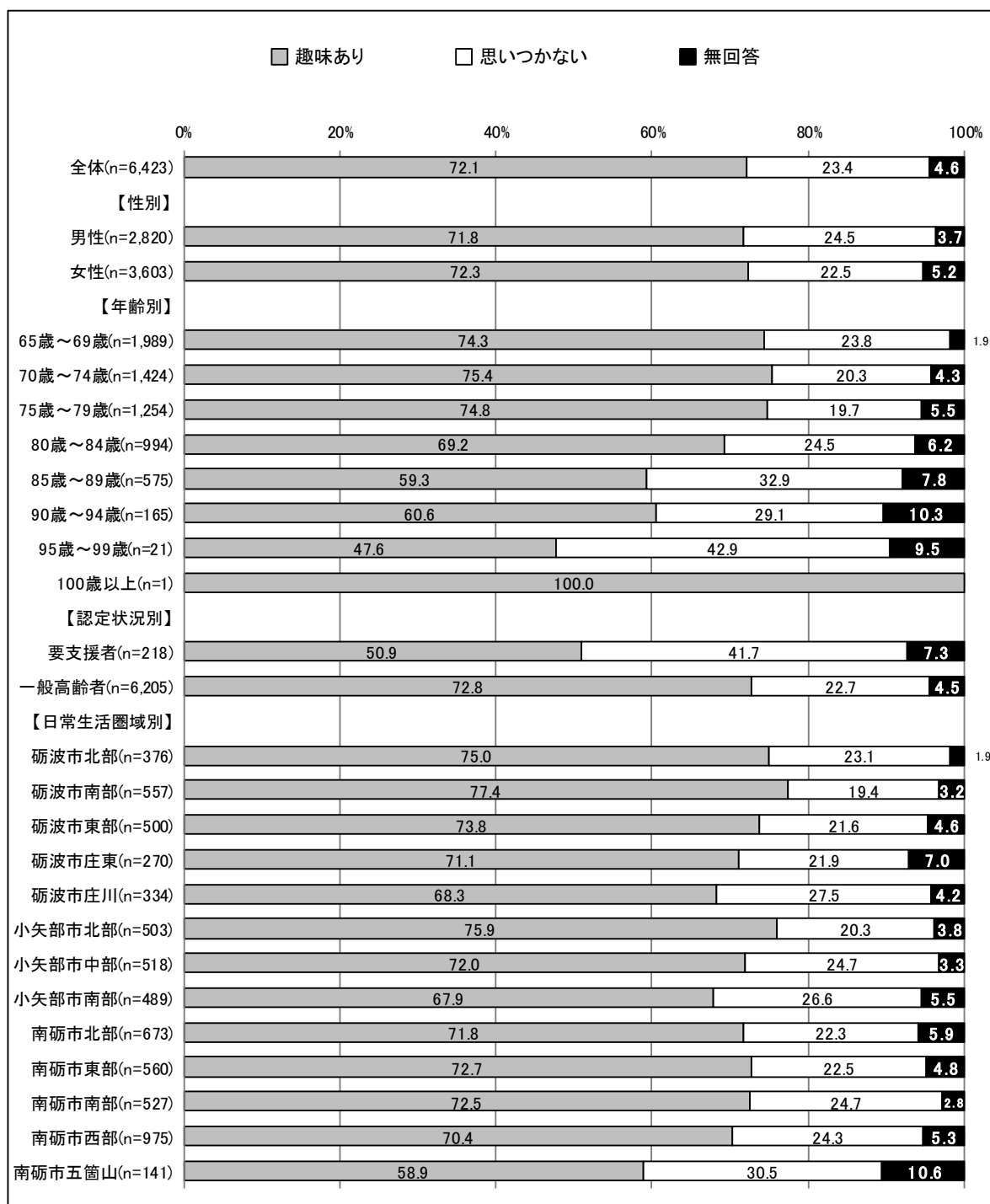
⑭介護・介助が必要になった主な原因（複数回答）

「高齢による衰弱」が29.1%、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が14.5%、「骨折・転倒」が14.4%、「糖尿病」が11.4%、「心臓病」が10.8%などとなっています。



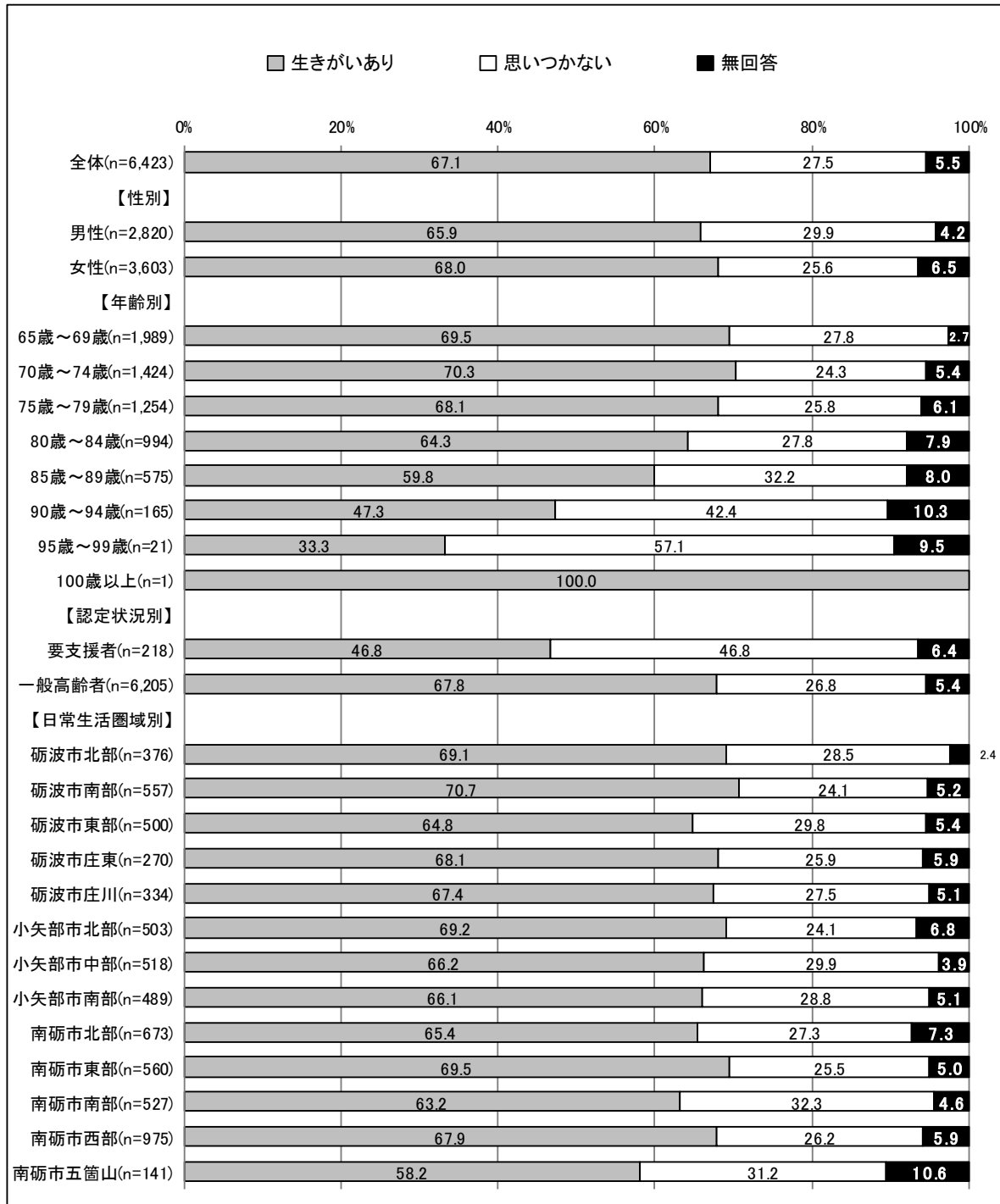
⑮趣味はあるか

全体では「趣味あり」が72.1%、「思いつかない」が23.4%となっています。



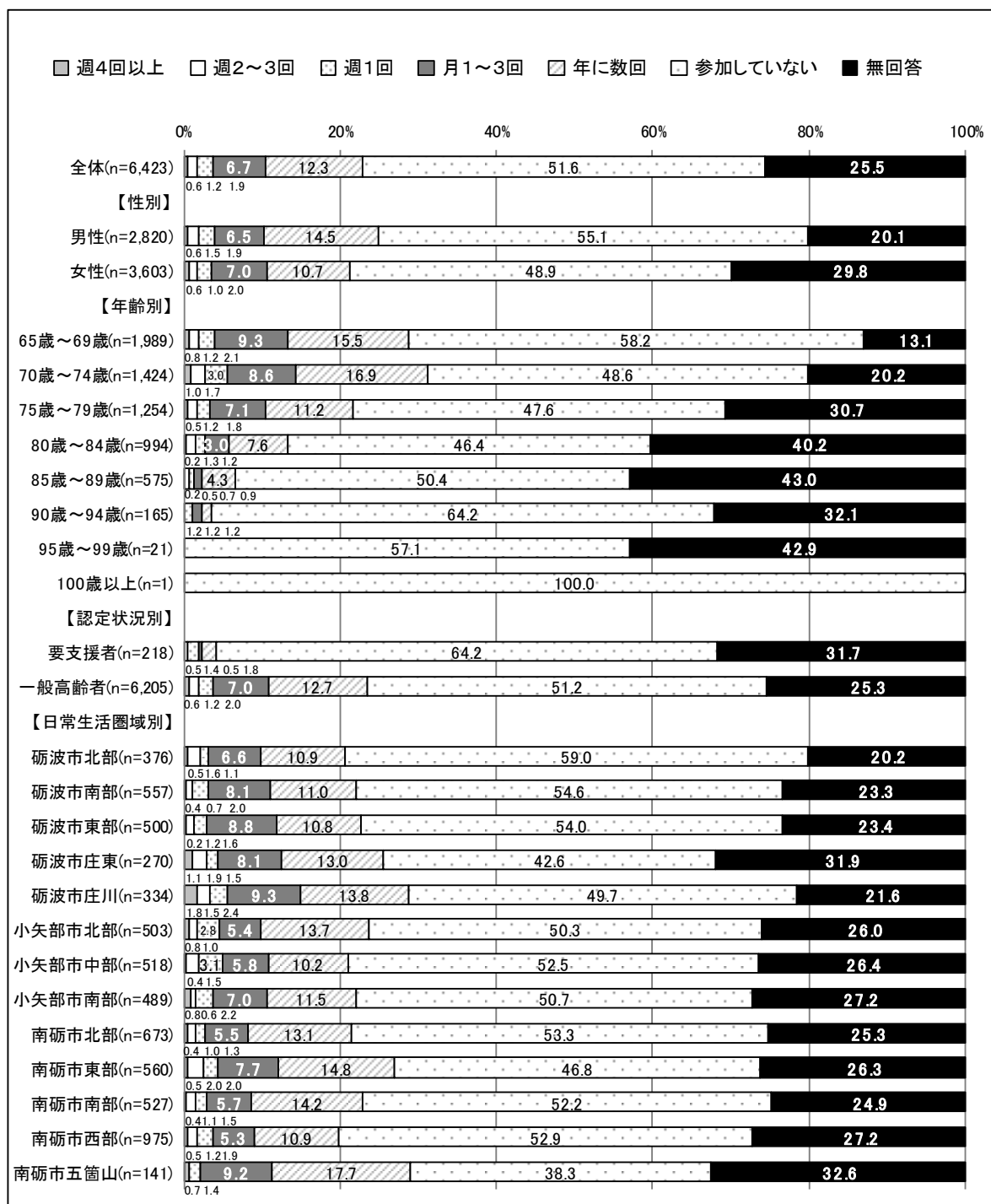
⑩生きがいはあるか

全体では「生きがいあり」が67.1%、「思いつかない」が27.5%となっています。



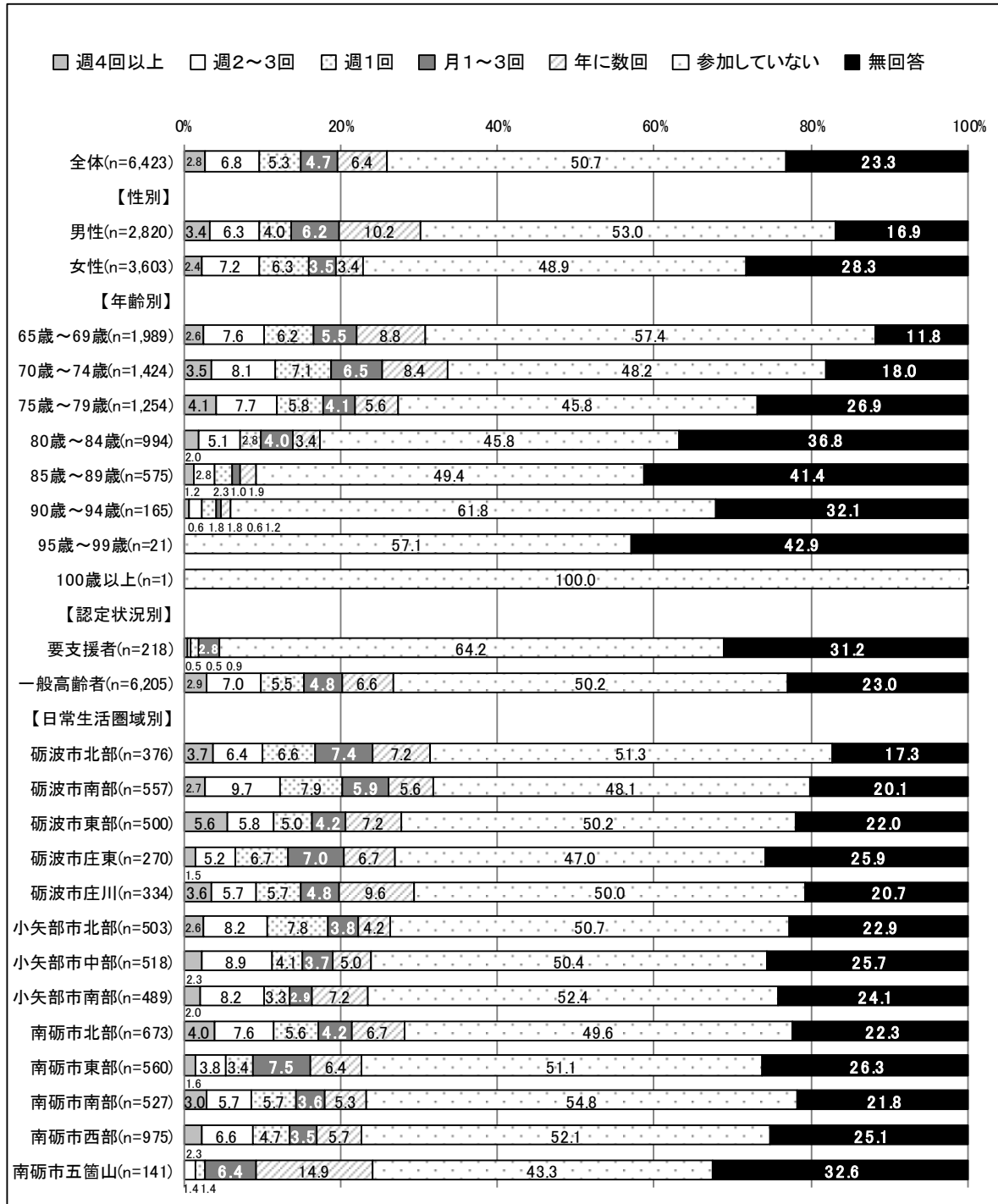
⑰ボランティアのグループへの参加頻度

全体では「参加していない」が51.6%、「年に数回」が12.3%、「月1～3回」が6.7%、「週1回」が1.9%、「週2～3回」が0.6%、「週4回以上」が1.2%となっています。



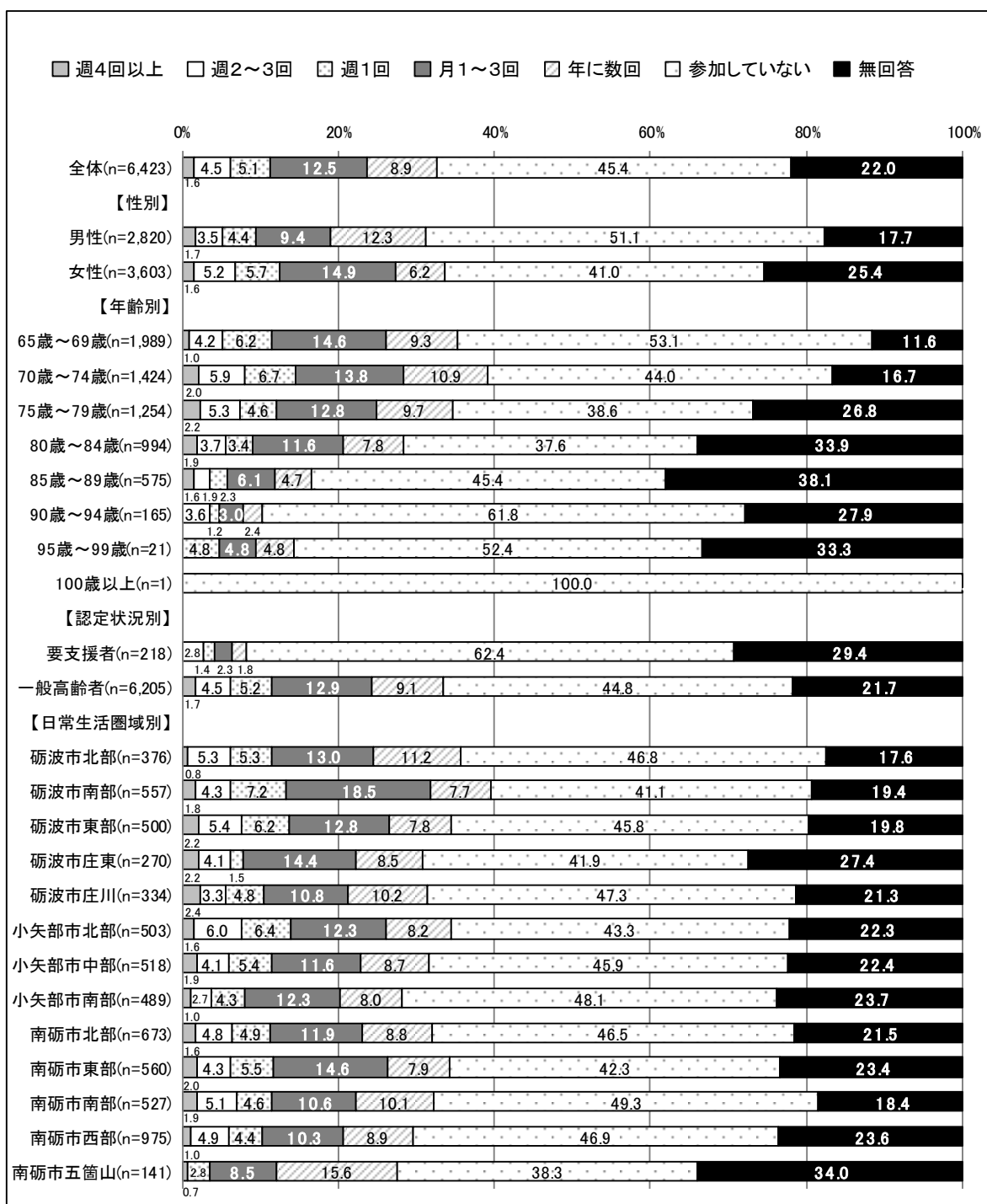
⑩スポーツ関係のグループやクラブへの参加頻度

全体では「参加していない」が50.7%、「週2～3回」が6.8%、「年に数回」が6.4%、「週1回」が5.3%、「月1～3回」が4.7%、「週4回以上」が2.8%となっています。



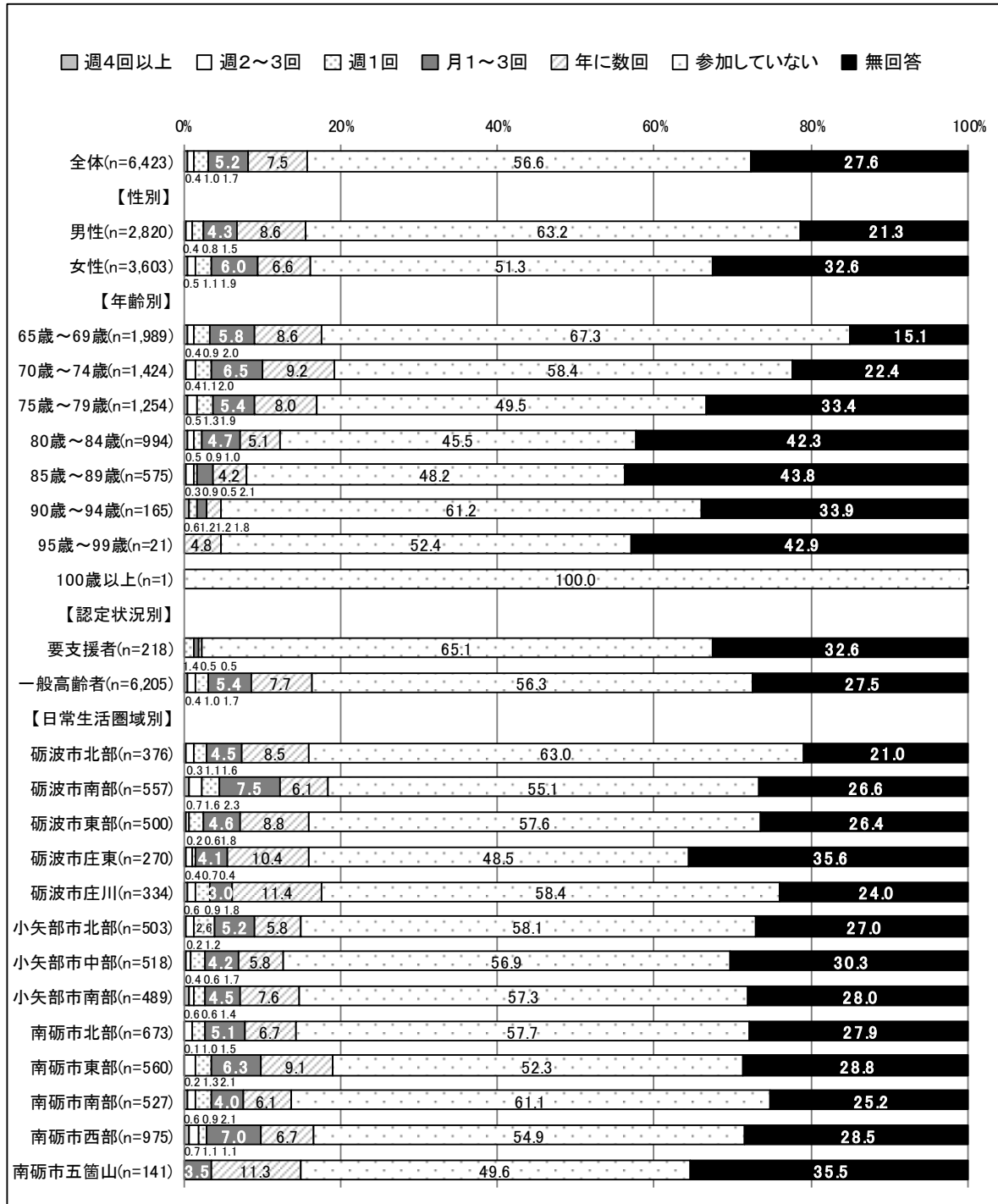
⑨趣味関係のグループへの参加頻度

全体では「参加していない」が45.4%、「月1～3回」が12.5%、「年に数回」が8.9%、「週1回」が5.1%、「週2～3回」が4.5%、「週4回以上」が1.6%となっています。



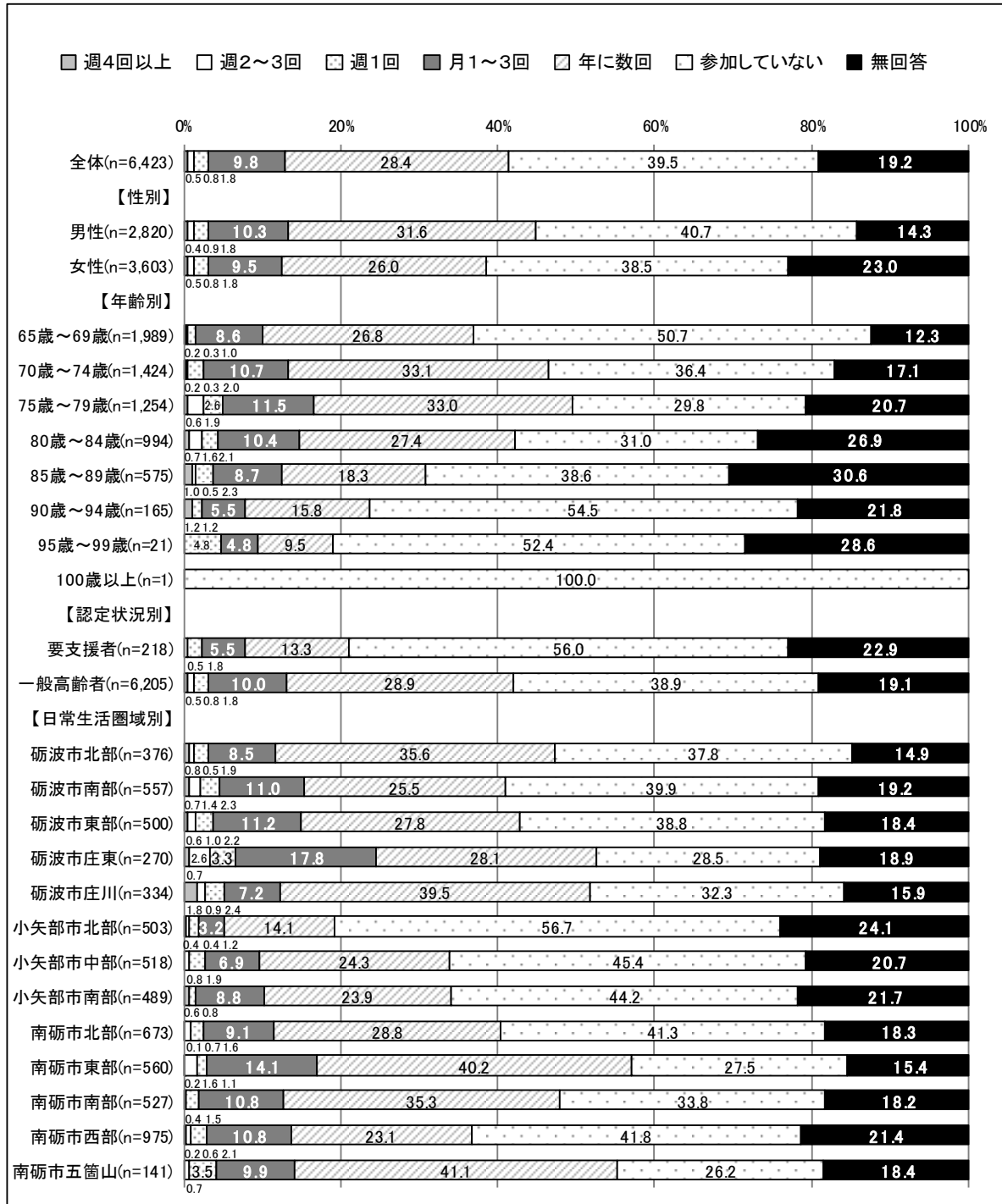
⑩学習・教養サークルへの参加頻度

全体では「参加していない」が56.6%、「年に数回」が7.5%、「月1～3回」が5.2%、「週1回」が1.7%、「週2～3回」が0.4%、「週4回以上」が0.1%となっています。



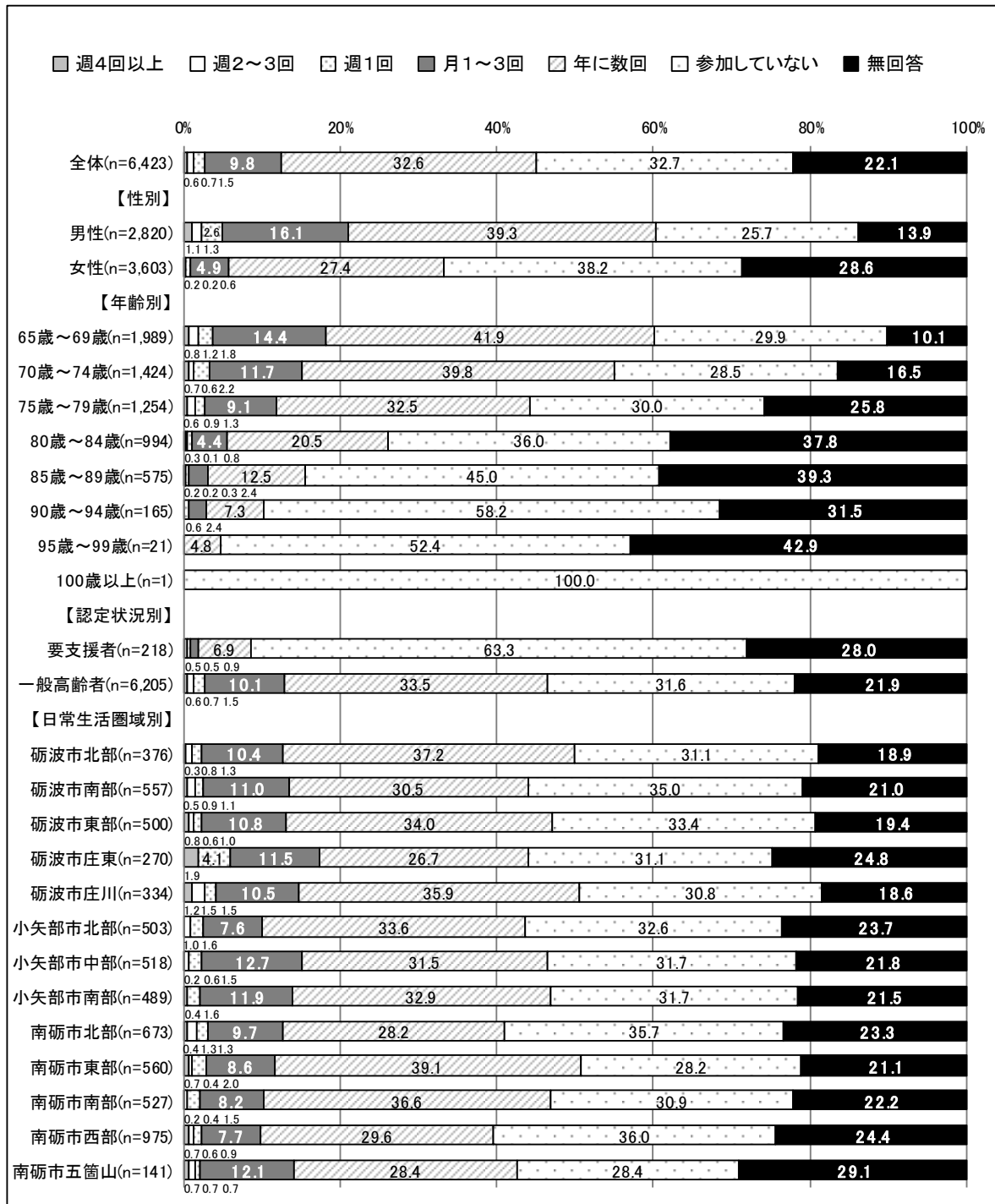
②老人クラブへの参加頻度

全体では「参加していない」が39.5%、「年に数回」が28.4%、「月1～3回」が9.8%、「週1回」が1.8%、「週2～3回」が0.8%、「週4回以上」が0.5%となっています。



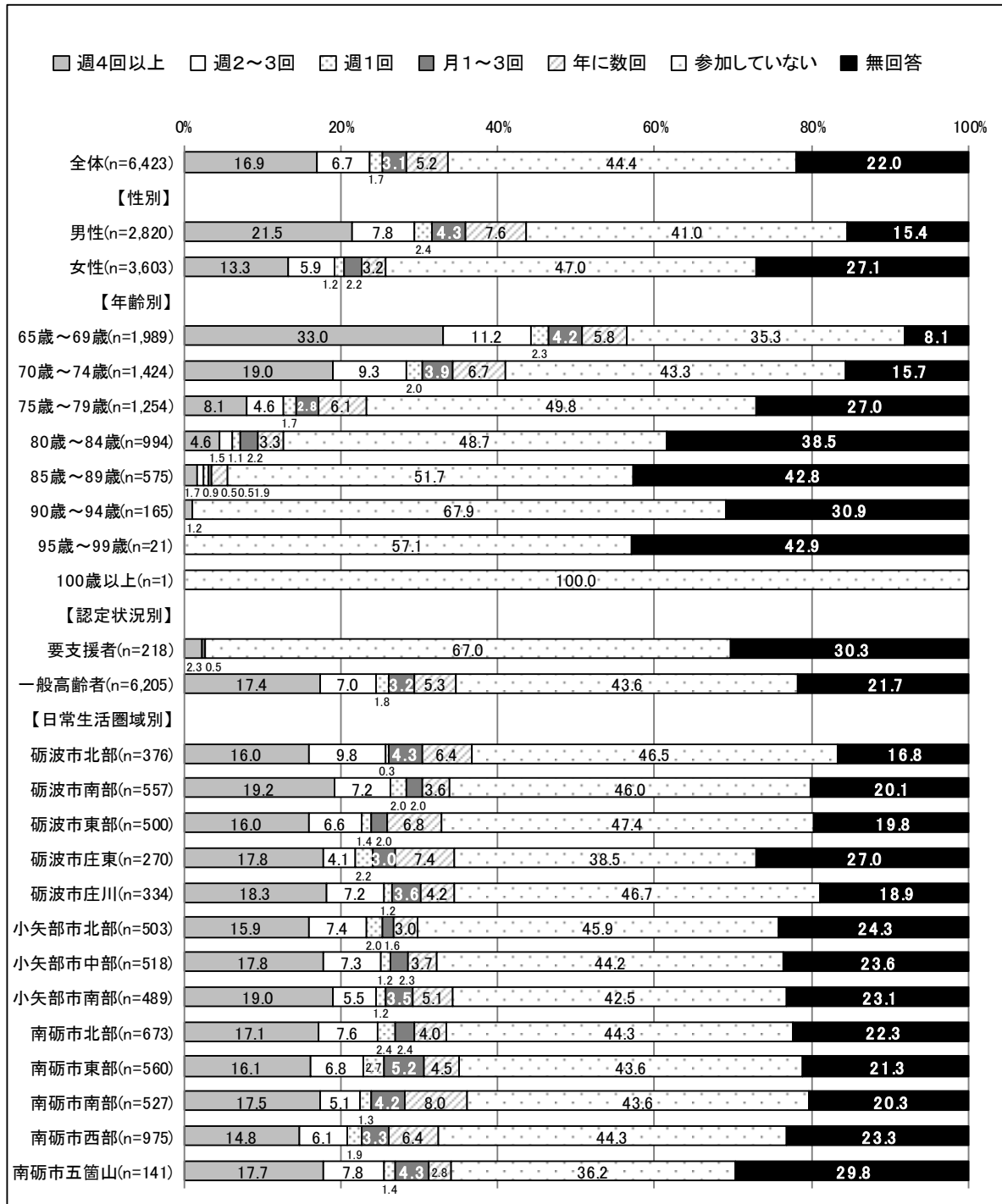
②町内会・自治会・自治振興会への参加頻度

全体では「参加していない」が32.7%、「年に数回」が32.6%、「月1～3回」が9.8%、「週1回」が1.5%、「週2～3回」が0.7%、「週4回以上」が0.6%となっています。



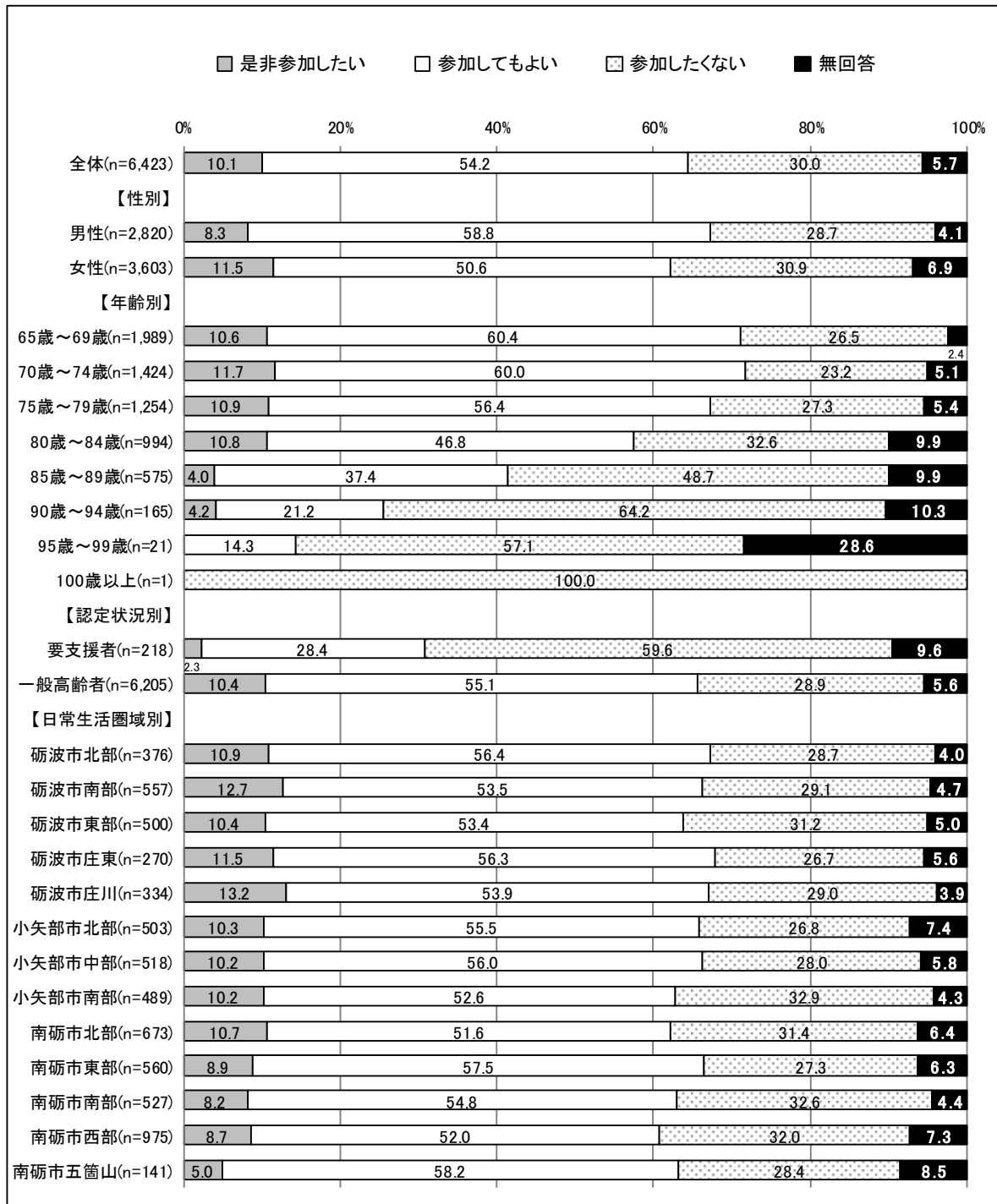
③収入のある仕事への参加頻度

全体では「参加していない」が44.4%、「週4回以上」が16.9%、「週2～3回」が6.7%、「週2～3回」が6.7%、「年に数回」が5.2%、「月1～3回」が3.1%、「週1回」が1.7%となっています。



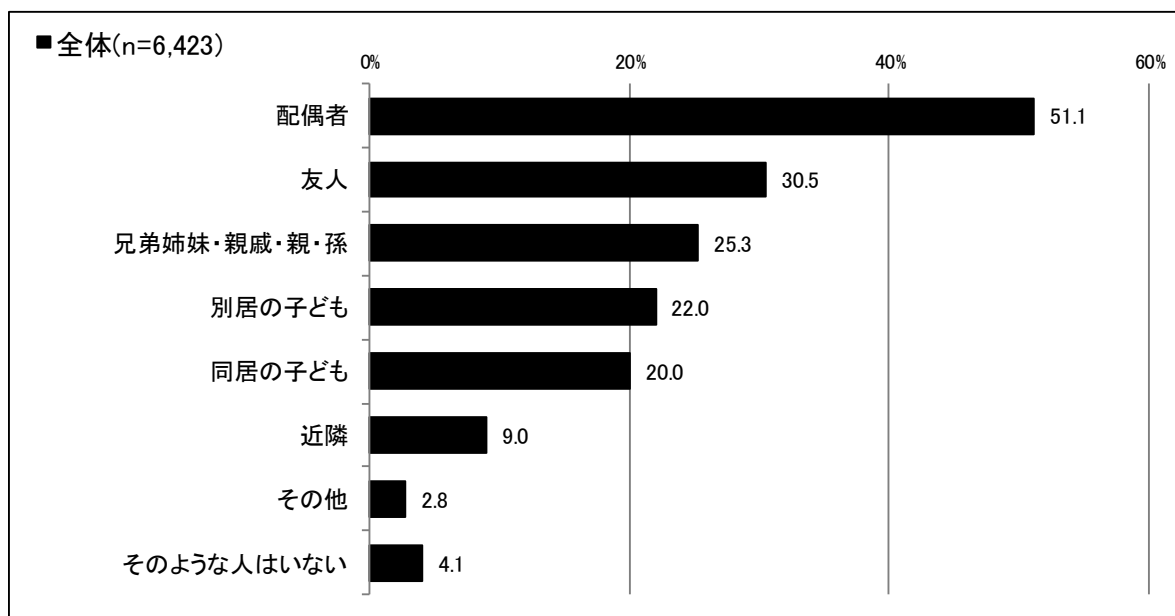
④参加者としての地域活動等への参加意向

全体では「参加してもよい」が54.2%、「参加したくない」が30.0%、「是非参加したい」が10.1%となっています。



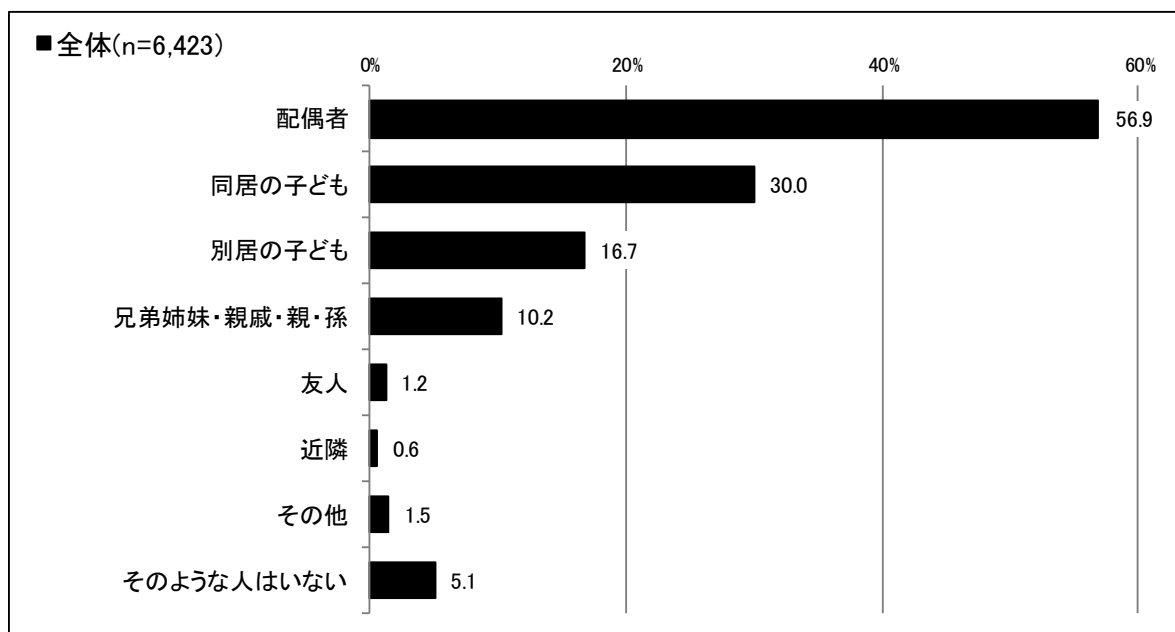
⑤あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人（複数回答）

「配偶者」が51.1%、「友人」が30.5%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が25.3%、「別居の子ども」が22.0%、「同居の子ども」が20.0%、「近隣」が9.0%などとなっています。



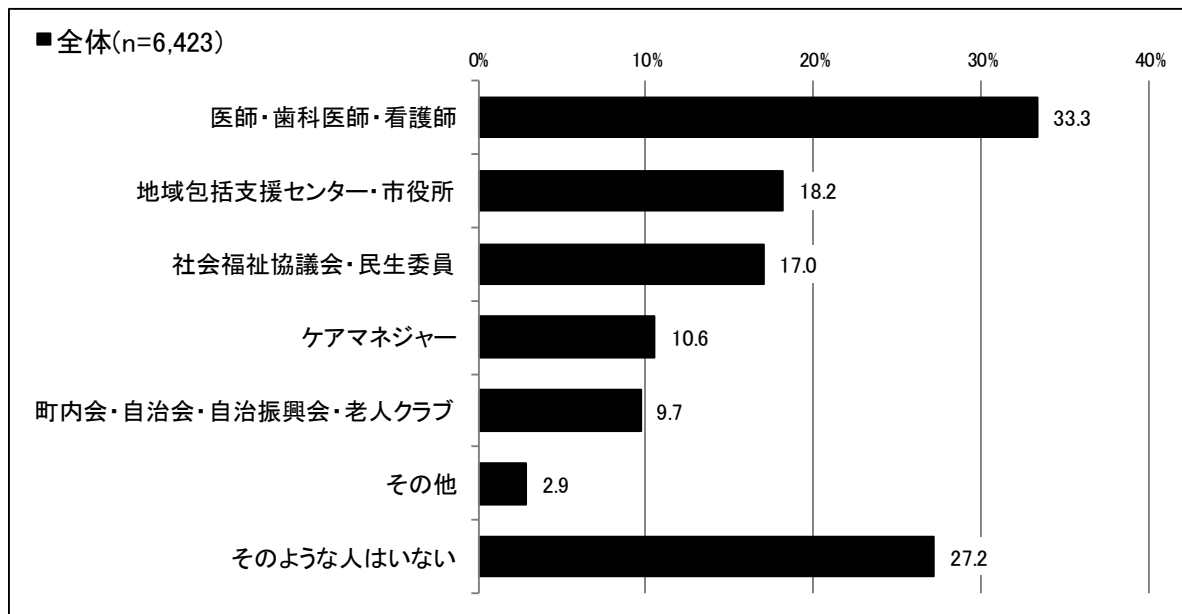
⑥あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人（複数回答）

全体では「配偶者」が56.9%、「同居の子ども」が30.0%、「別居の子ども」が16.7%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が10.2%、「そのような人はいない」が5.1%などとなっています。



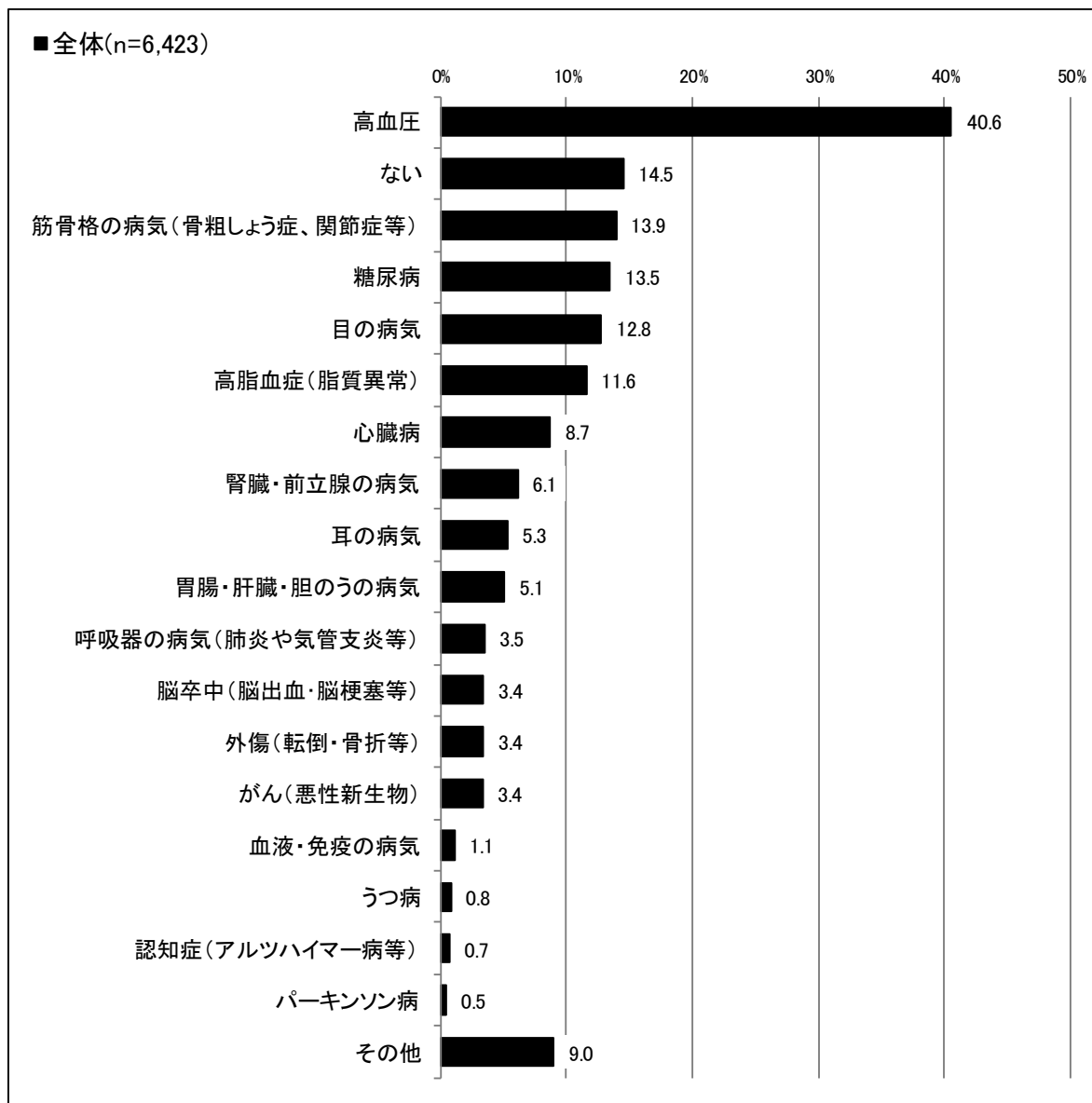
㊦家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手（複数回答）

全体では「医師・歯科医師・看護師」が33.3%、「そのような人はいない」が27.2%、「地域包括支援センター・市役所」が18.2%、「社会福祉協議会・民生委員」が17.0%、「ケアマネジャー」が10.6%、「町内会・自治会・自治振興会・老人クラブ」が9.7%などとなっています。



㊸現在治療中、または後遺症のある病気（複数回答）

全体では「高血圧」が40.6%、「ない」が14.5%、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」が13.9%、「糖尿病」が13.5%、「目の病気」が12.8%、「高脂血症（脂質異常）」が11.6%などとなっています。



6 在宅介護実態調査結果（抜粋）

（1）調査の概要

本計画策定にあたり、「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」の実現に向けて、介護サービス利用の実態やニーズの所在を把握し、実情に応じた計画にするため、アンケート調査を実施しました。

（2）調査期間

平成28年11月7日～平成29年1月27日に調査を行いました。

（3）調査対象者及び回収状況

平成28年10月31日現在、組合管内にお住まいの在宅の要支援・要介護認定の区分変更、更新申請者である方を対象とし、介護認定調査員による聞き取り方式で実施しました。

配布数	回収数	回収率
685件	685件 (内有効票数666件)	100.0%

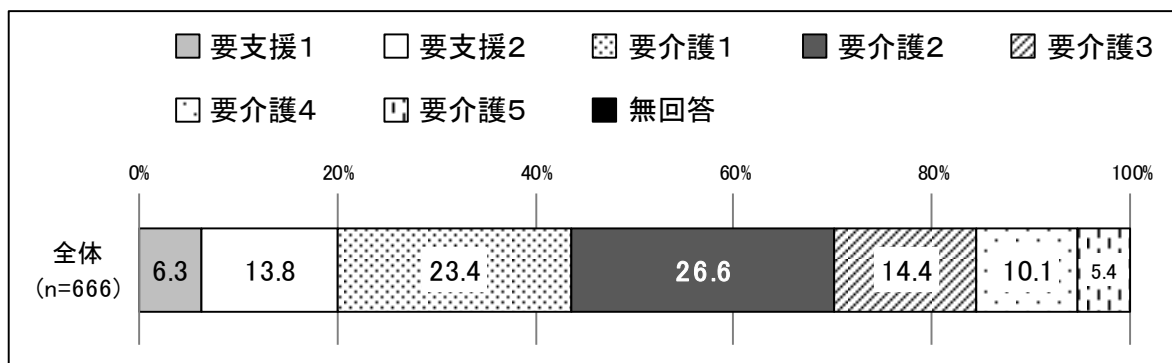
（4）調査票の設計

アンケート調査票は、厚生労働省が示した「在宅介護実態調査票」を用いて行いました。

(5) 調査結果概要

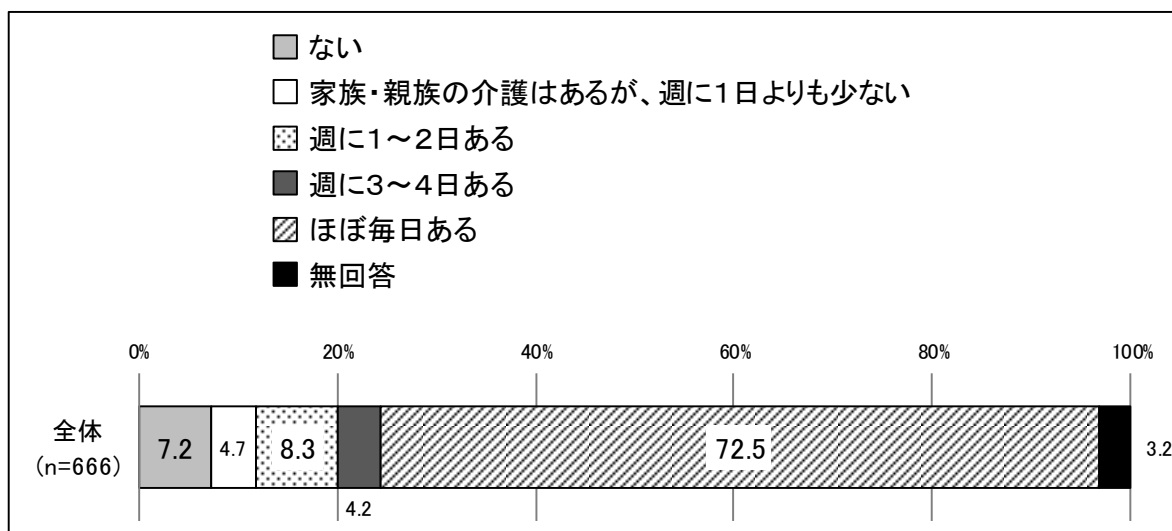
①認定状況

調査対象者の認定状況は、「要介護2」が26.6%で最も多く、次いで「要介護1」が23.4%、「要介護3」が14.4%、「要支援2」が13.8%、「要介護4」が10.1%等の順となっています。



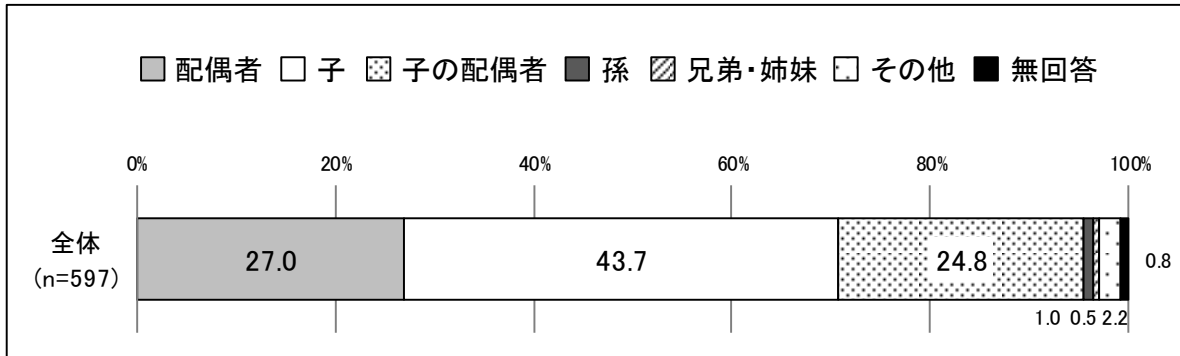
②ご家族やご親族の方からの介護の頻度

ご家族やご親族の方からの介護の頻度は、「ほぼ毎日ある」が最も多く72.5%、次いで「週に1～2日ある」が8.3%、「ない」が7.2%、「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」が4.7%、「週に3～4日ある」が4.2%となっています。



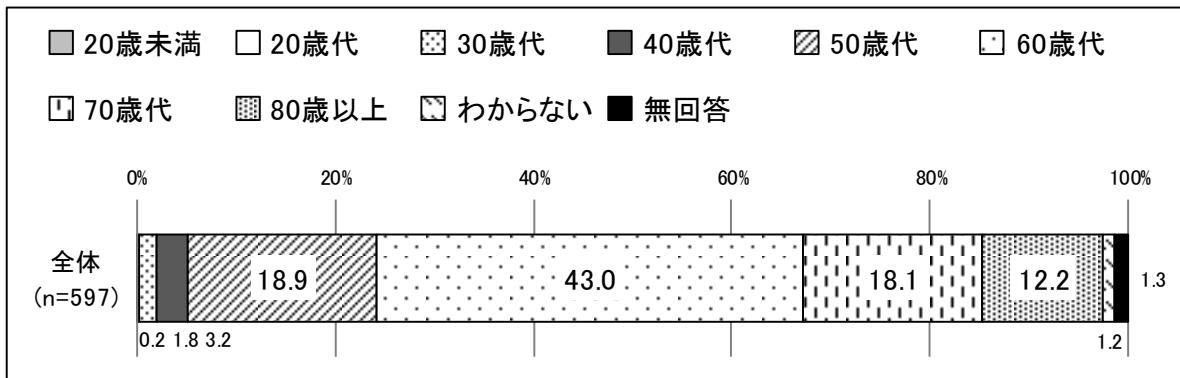
③主な介護者

主な介護者は、「子」が最も多く43.7%、次いで「配偶者」が27.0%、「子の配偶者」が24.8%等の順となっています。



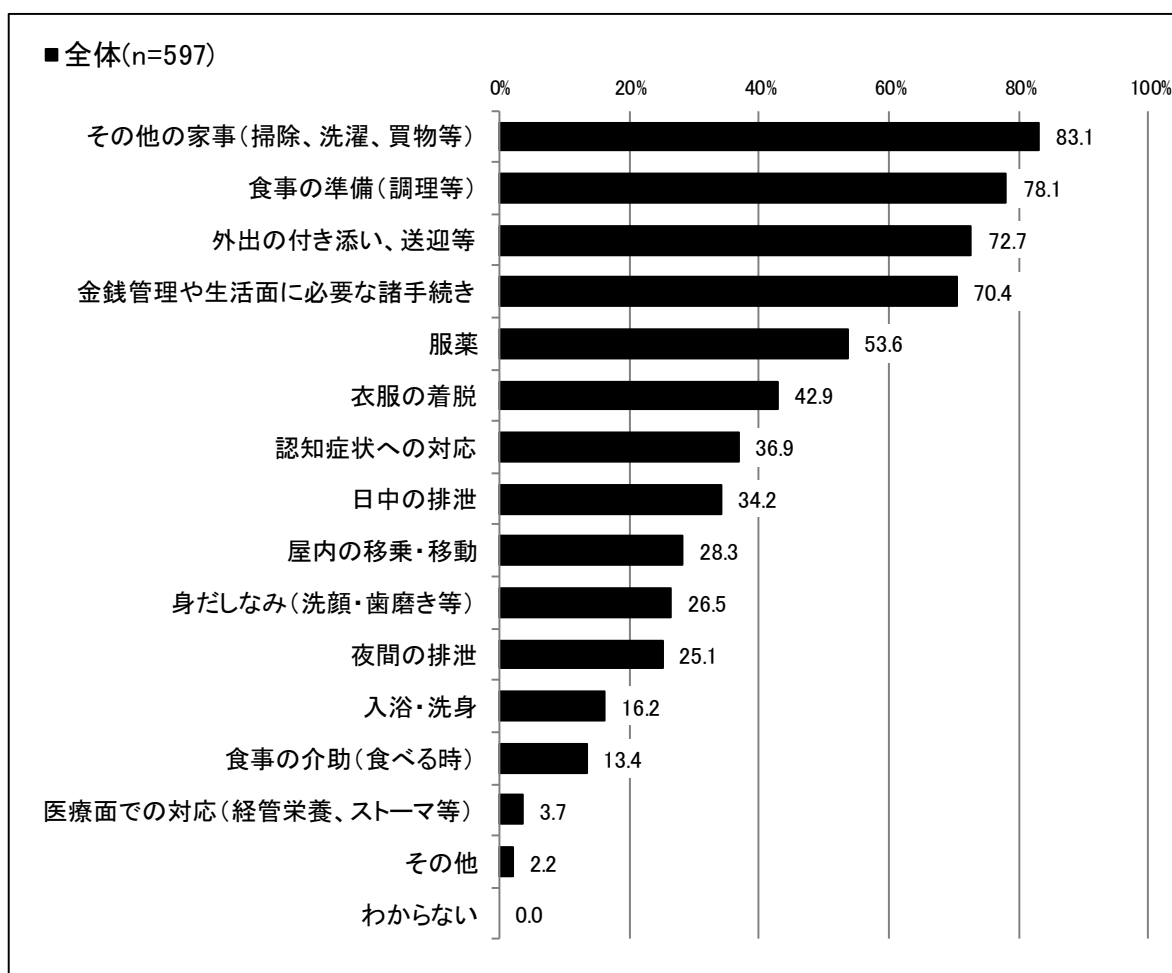
④主な介護者の方の年齢

主な介護者の方の年齢は、「60歳代」が最も多く43.0%、次いで「50歳代」が18.9%、「70歳代」が18.1%、「80歳以上」が12.2%等の順となっています。



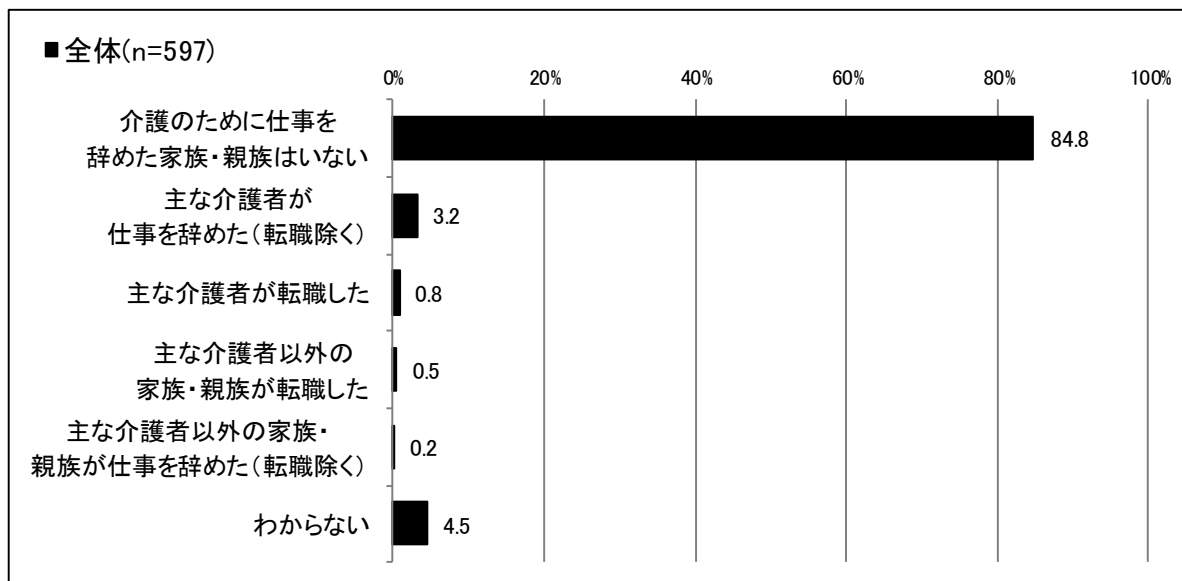
⑤現在、主な介護者の方が行っている介護等について（複数回答）

現在、主な介護者の方が行っている介護等は、「その他の家事（掃除、洗濯、買物等）」が最も多く83.1%、次いで「食事の準備（調理等）」が78.1%、「外出の付き添い、送迎等」が72.7%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が70.4%、「服薬」が53.6%となっています。



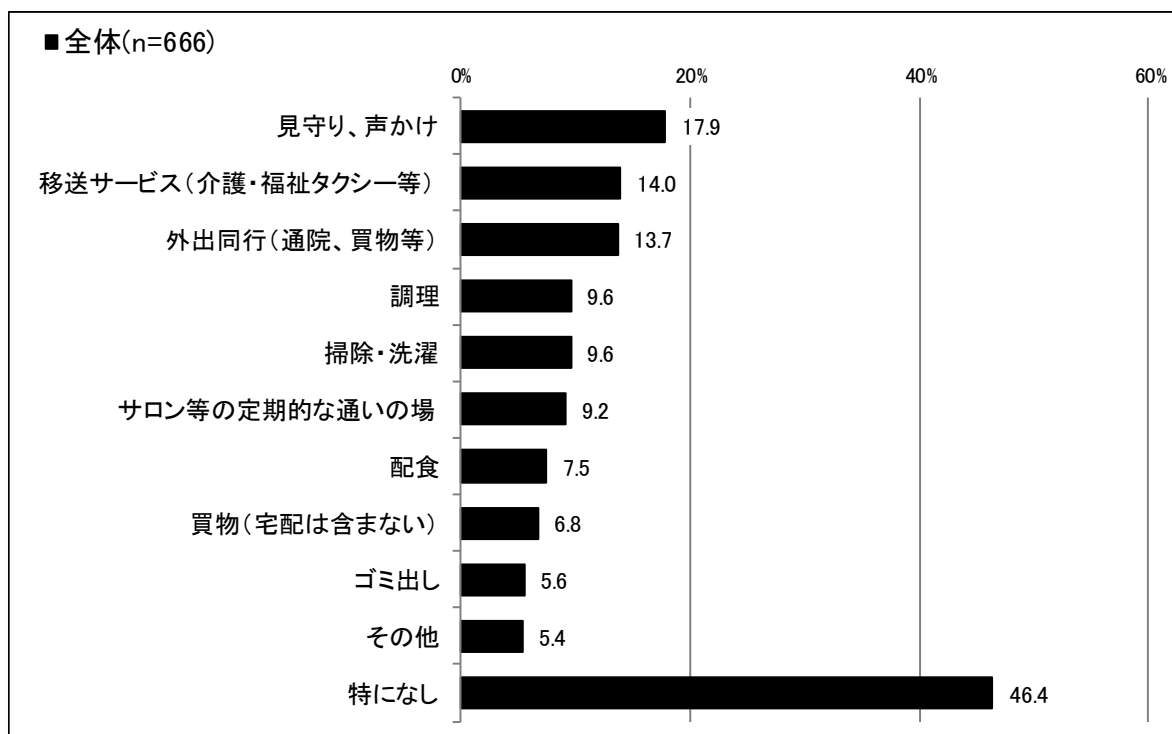
⑥ご家族やご親族の中で介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるか（複数回答）

家族や親族に介護を主な理由として仕事を辞めた方がいるかについては、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が最も多く84.8%、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が3.2%、「主な介護者が転職した」が0.8%、「主な介護者以外の家族・親族が転職した」が0.5%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」が0.2%となっています。なお、「わからない」は4.5%でした。



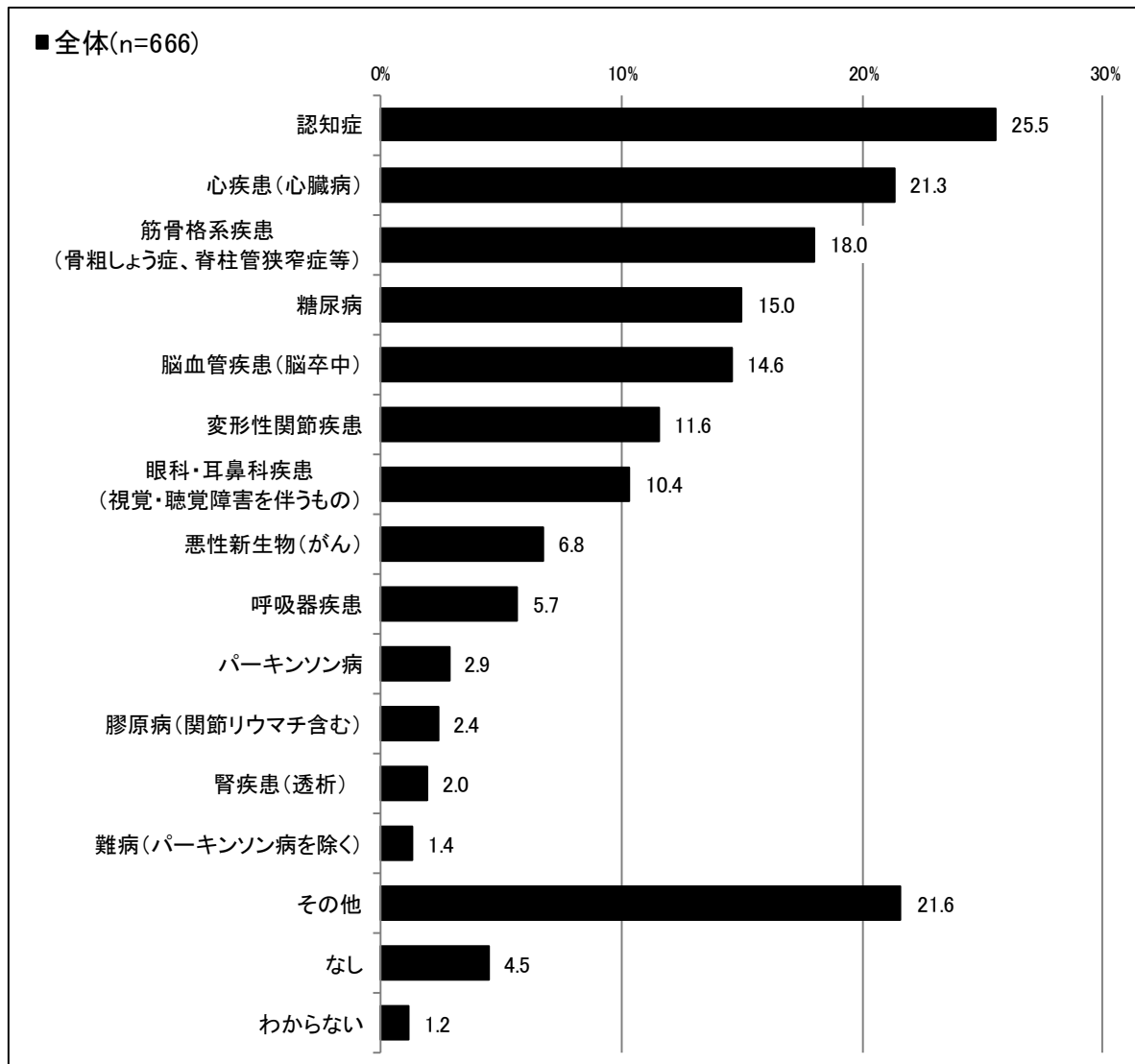
⑦今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答）

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「見守り、声かけ」が最も多く17.9%、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が14.0%、「外出同行（通院、買物等）」が13.7%、「調理」が9.6%、「掃除・洗濯」が9.6%、「サロン等の定期的な通いの場」が9.2%等の順となっています。なお、「特になし」は46.4%でした。



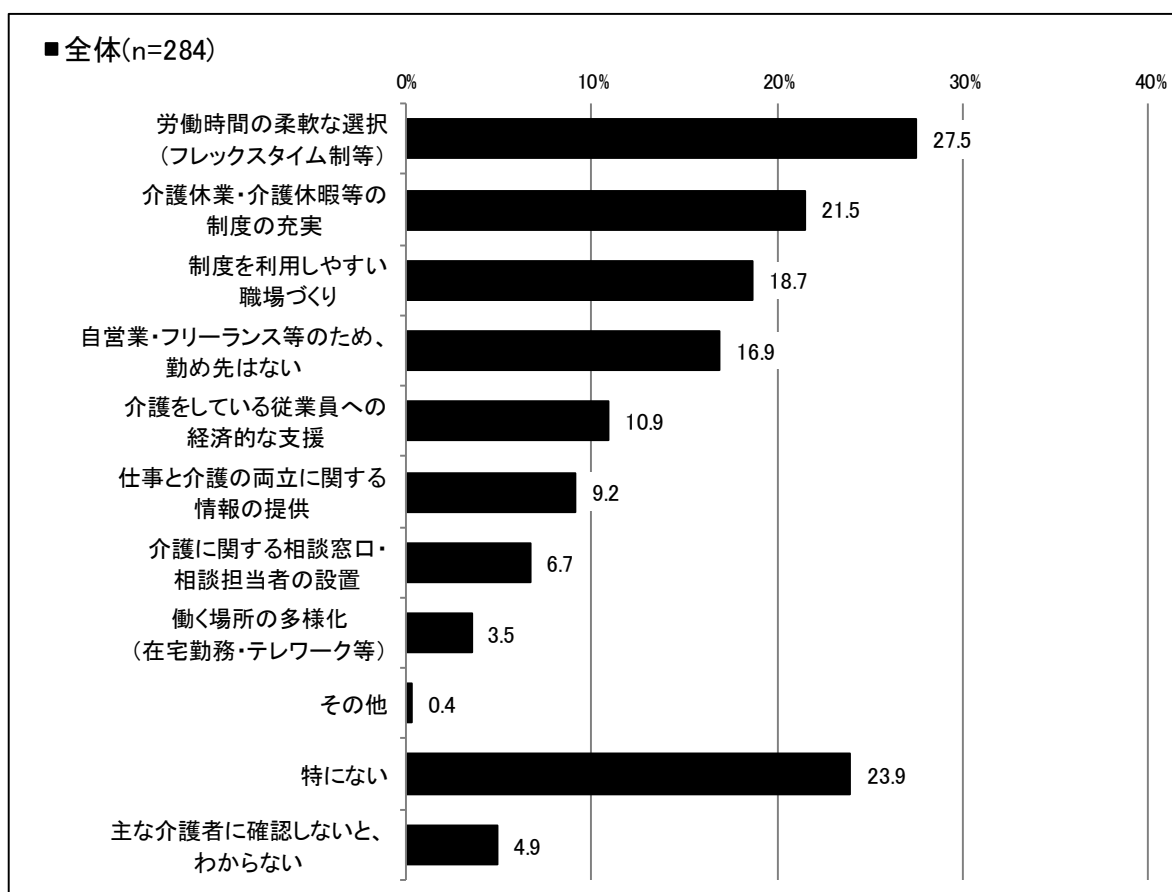
⑧現在抱えている傷病（複数回答）

現在抱えている傷病は、「認知症」が最も多く25.5%、次いで「心疾患（心臓病）」が21.3%、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」が18.0%、「糖尿病」が15.0%、「脳血管疾患（脳卒中）」が14.6%等の順となっています。



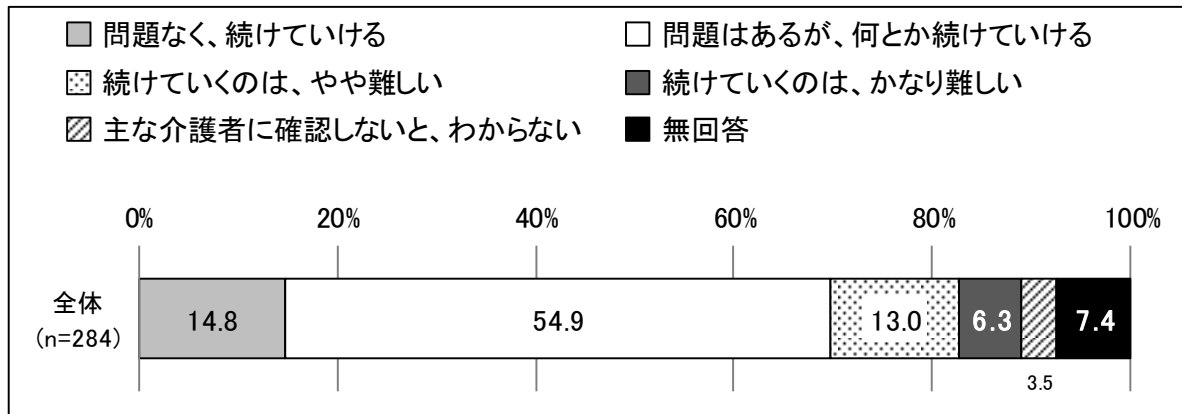
⑨介護者は、勤め先からどのような支援があれば良いか（複数回答）

介護者は、勤め先からどのような支援があれば良いかについては、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制等）」が最も多く27.5%、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が21.5%、「制度を利用しやすい職場づくり」が18.7%、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」が16.9%等の順となっています。



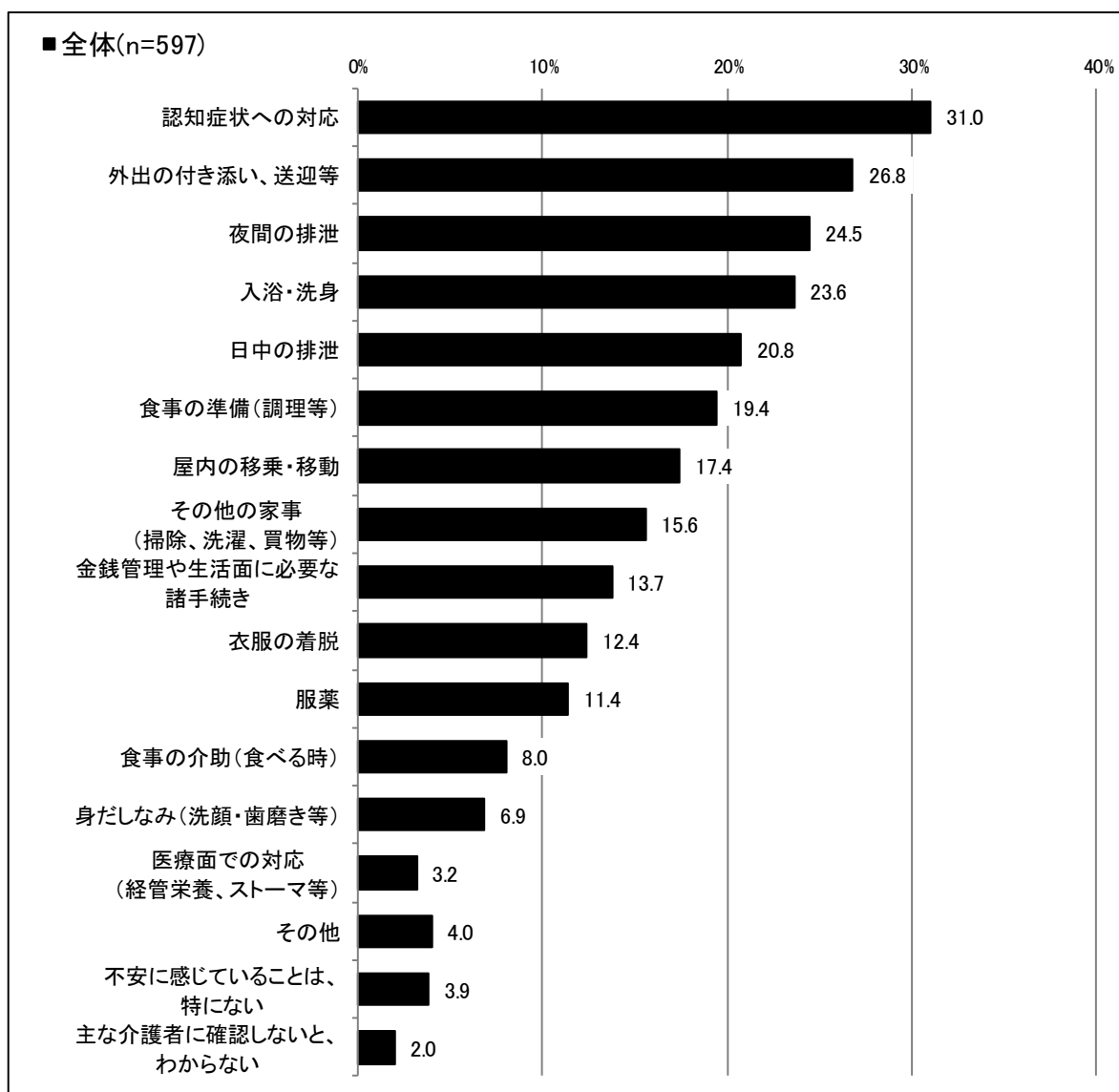
⑩介護者は、働きながら介護を続けていけそうか

介護者は、働きながら介護を続けていけそうかについては、「問題はあるが、何とか続けていける」が最も多く54.9%、次いで「問題なく、続けていける」が14.8%、「続けていくのは、やや難しい」が13.0%、「続けていくのは、かなり難しい」が6.3%等の順となっています。



⑪介護者が不安に感じる介護等について（複数回答）

介護者が不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が最も多く31.0%、次いで「外出の付き添い、送迎等」が26.8%、「夜間の排泄」が24.5%、「入浴・洗身」が23.6%等の順となっています。



第 3 章

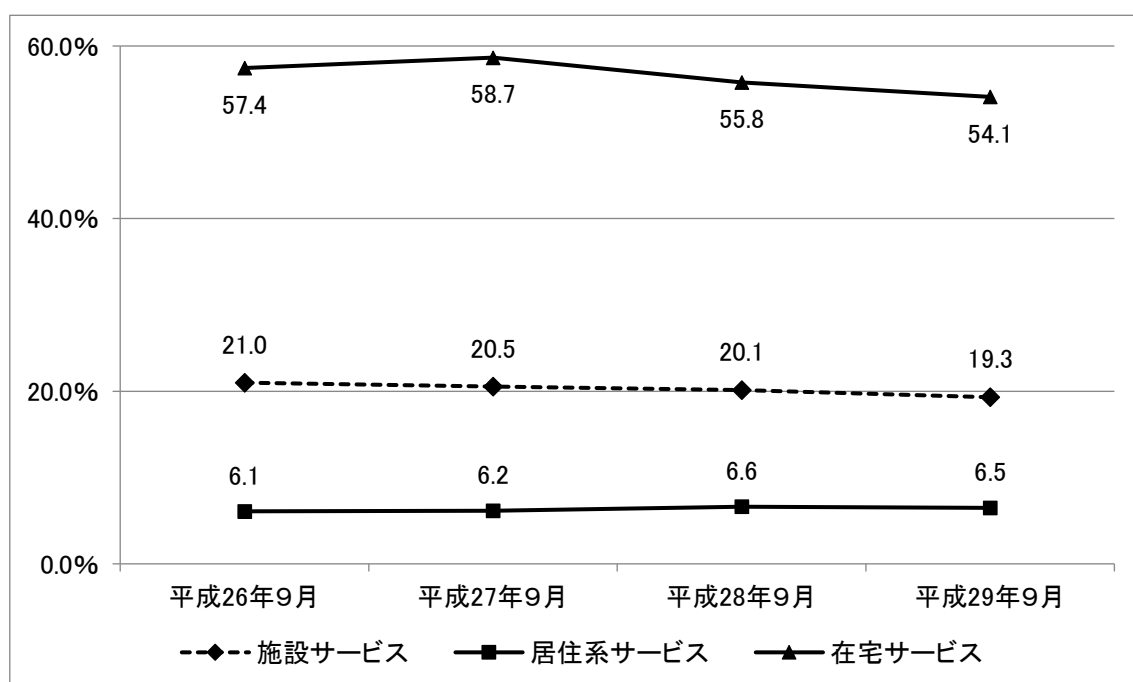
第6期介護保険事業の実績

第3章 第6期介護保険事業の実績

1 砺波地方介護保険組合の介護給付状況の推移

(1) 要介護（要支援）認定者数に対する実受給者数の割合

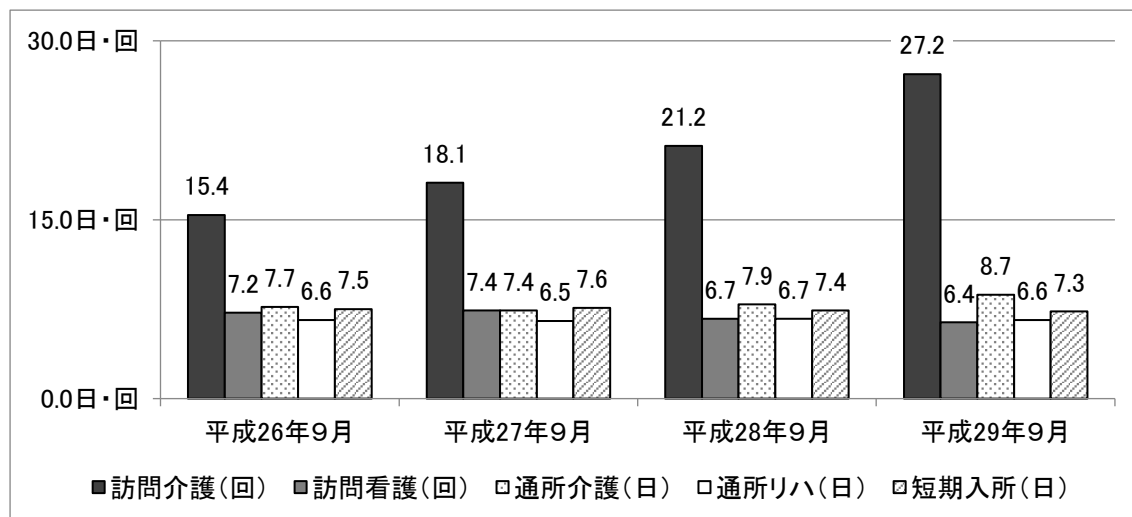
要介護（要支援）認定者数に対する実受給者数の割合は、いずれの年も在宅サービスが高く、50%台を推移しています。施設サービスは20%程度、居住系サービスは6%台を推移しています。在宅サービス、施設サービスともに減少傾向がみられます。



出典：地域包括ケア「見える化」システム（平成30年2月13日取得）から算出

(2) 主要サービスの受給者1人あたり利用日数・回数

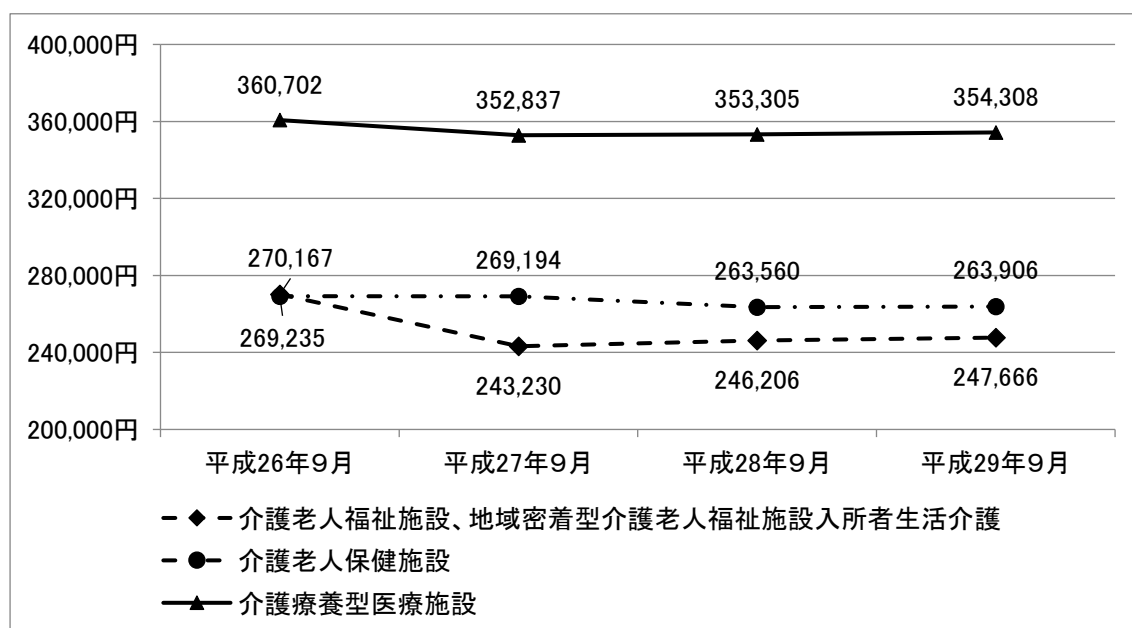
平成29年の主要サービス別の受給者1人あたりの利用は、訪問介護が最も多く27.2回となっています。次いで、通所介護が8.7日、短期入所が7.3日となっています。



出典：地域包括ケア「見える化」システム（平成30年2月13日取得）

(3) 施設サービスの受給者1人あたり給付月額

平成29年の受給者1人あたり給付月額は、介護療養型医療施設が最も高く35万4千円、次いで介護老人保健施設が26万3千円、介護老人福祉施設等が24万7千円となっています。

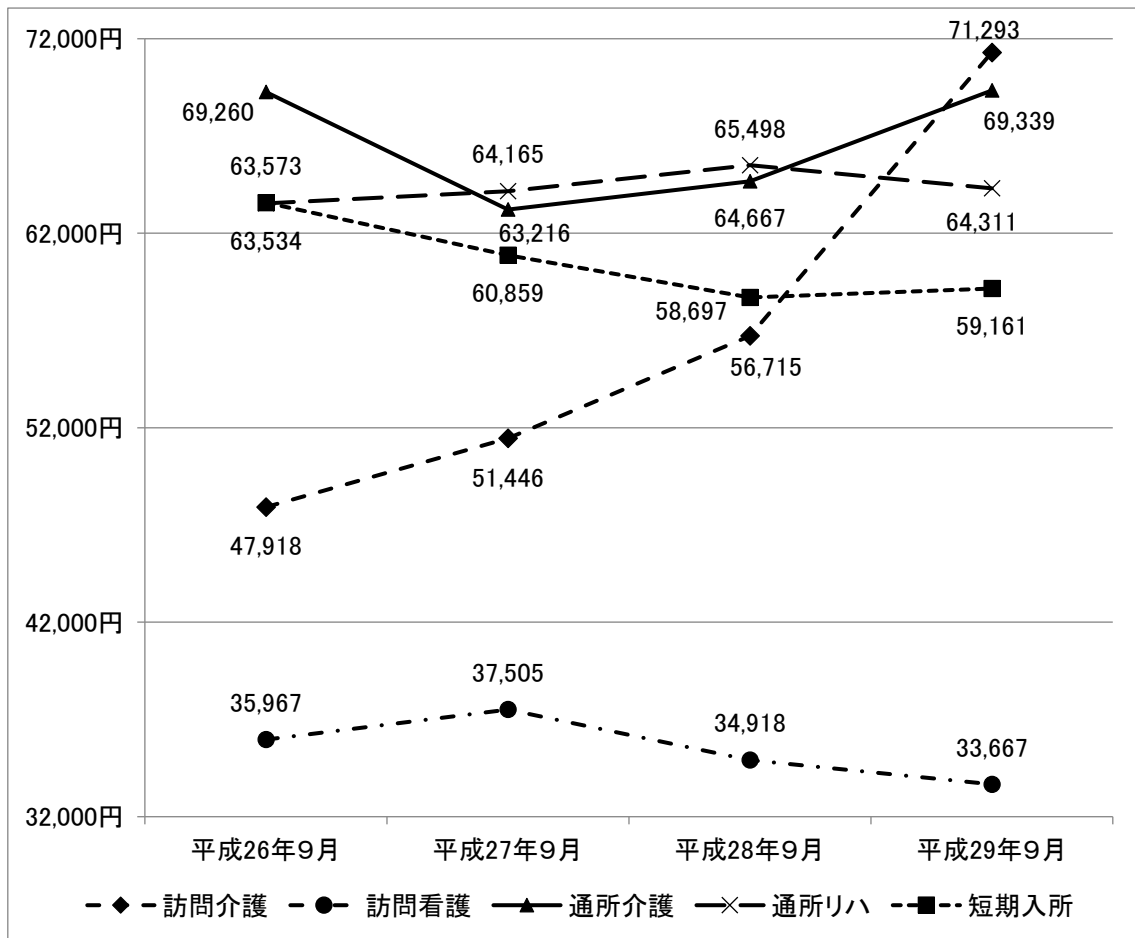


出典：地域包括ケア「見える化」システム（平成30年2月13日取得）

(4) 主要在宅サービスの受給者1人あたり給付月額

主要在宅サービスの受給者1人あたりの給付月額は、平成29年では訪問介護が最も高く7万1千円となっています。平成26年から29年をみると、訪問介護と通所介護で給付月額が伸びており、特に訪問介護の伸びが著しくなっています。

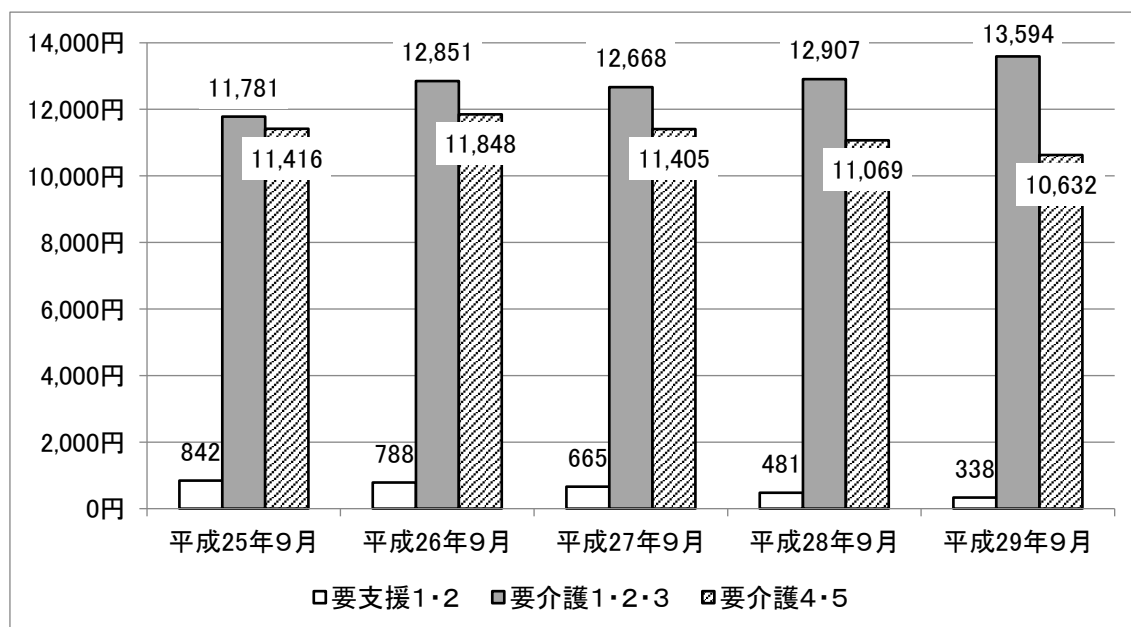
通所リハは平成28年～29年で減少しており、訪問看護と短期入所は減少傾向となっています。



出典：地域包括ケア「見える化」システム（平成30年2月13日取得）

（５）要介護度３区分第１号被保険者１人あたり給付月額

いずれの年も要介護１・２・３が最も高く、給付月額も増加傾向にあります。また、要介護４・５及び要支援１・２は減少が続いています。

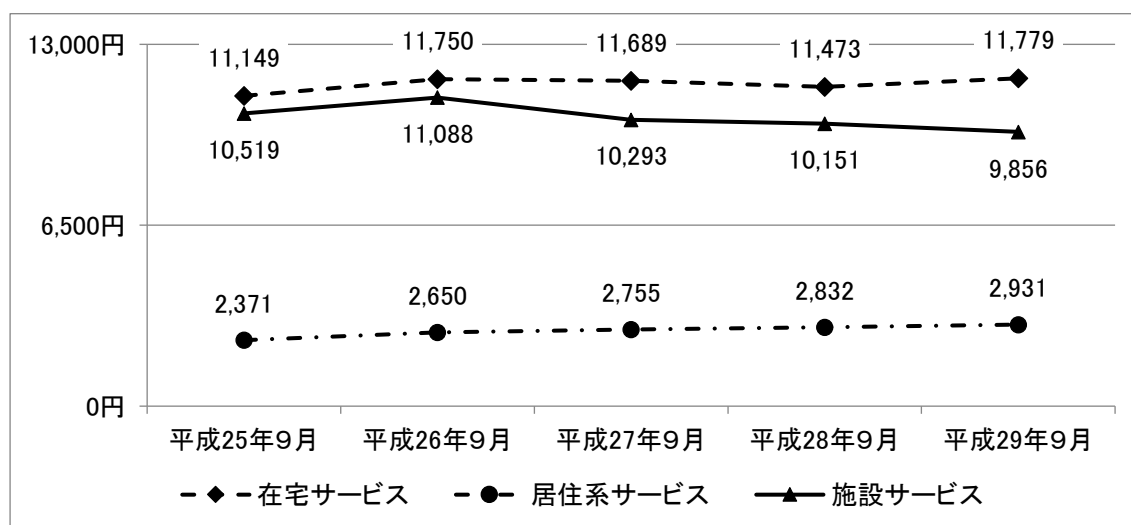


出典：地域包括ケア「見える化」システム（平成30年２月13日取得）

（６）サービスにおける第１号被保険者１人あたり給付月額

在宅サービスが１万１千円台、施設サービスが１万円程度で推移していますが、施設サービスは平成26年以降減少しています。

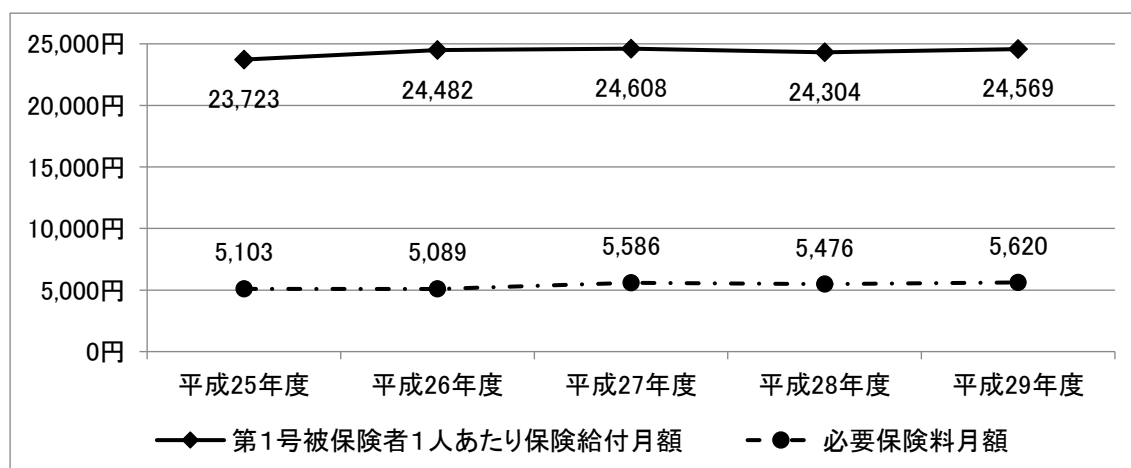
居住系サービスは微増が続いています。



出典：地域包括ケア「見える化」システム（平成30年２月13日取得）

(7) 第1号被保険者1人あたり保険給付月額

第1号被保険者1人あたりの保険給付月額は微増傾向となっており、平成29年度には24,569円となっています。また、必要保険料月額も増加傾向となっており、平成29年度には5,620円となっています。



*平成28年度は平成29年2月サービス提供分、平成29年度は平成29年9月サービス提供分まで。

出典：地域包括ケア「見える化」システム（平成30年2月13日取得）

2 サービス種別給付実績の状況

(1) 総給付費の実績

第6期の総給付費は、実績値が計画値を下回っています。ただし、平成27年度の施設サービスのみ、実績値が計画値を上回っています。

総給付費の実績と計画値

(単位:千円、%)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
実績値	在宅サービス	5,920,814	5,837,694	
	居住系サービス	1,407,442	1,485,614	
	施設サービス	5,381,979	5,322,440	
	計	12,710,235	12,645,748	
計画値	在宅サービス	6,084,926	6,371,838	6,634,964
	居住系サービス	1,434,414	1,560,998	1,662,106
	施設サービス	5,272,464	5,354,267	5,596,225
	計	12,791,804	13,287,103	13,893,295
計画対比	在宅サービス	97.3	91.6	
	居住系サービス	98.1	95.2	
	施設サービス	102.1	99.4	
	計	99.4	95.2	

出典：砺波地方介護保険組合

(2) 介護サービスごとの実績

第6期における各サービスについて、利用実績は以下のとおりとなります。なお、平成29年度は見込み値です。

◆居宅サービス			平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問介護	介護	人/月	730	753	811
	予防	人/月	202	110	2
訪問入浴介護	介護	人/月	86	68	93
	予防	人/月	1	1	0
訪問看護	介護	人/月	464	444	475
	予防	人/月	31	32	41
訪問リハビリテーション	介護	人/月	11	25	43
	予防	人/月	0	1	0
居宅療養管理指導	介護	人/月	174	194	196
	予防	人/月	9	10	8
通所介護	介護	人/月	2,398	1,936	1,943
	予防	人/月	449	237	2
通所リハビリテーション	介護	人/月	713	697	663
	予防	人/月	99	98	96
短期入所生活介護	介護	人/月	738	755	766
	予防	人/月	15	12	13
短期入所療養介護	介護	人/月	130	115	101
	予防	人/月	0	0	0
特定施設入居者生活介護	介護	人/月	12	10	11
	予防	人/月	1	2	0
福祉用具貸与	介護	人/月	2,072	2,149	2,274
	予防	人/月	329	364	389
特定福祉用具販売	介護	人/月	49	40	44
	予防	人/月	12	10	16
住宅改修	介護	人/月	34	30	34
	予防	人/月	10	13	11
居宅介護支援		人/月	3,550	3,591	3,720
介護予防支援		人/月	834	666	405

◆地域密着型サービス			平成27年度	平成28年度	平成29年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	介護	人/月	0	13	43
認知症対応型通所介護	介護	人/月	111	109	140
	予防	人/月	0	1	1
小規模多機能型居宅介護	介護	人/月	179	190	221
	予防	人/月	14	19	15
認知症対応型共同生活介護	介護	人/月	482	507	530
	予防	人/月	2	6	4
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	介護	人/月	19	18	37
地域密着型通所介護	介護	人/月		596	657

◆施設サービス		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護老人福祉施設	人/月	752	762	761
介護老人保健施設	人/月	592	582	561
介護療養型医療施設	人/月	266	267	243

第 4 章

第7期介護保険事業の推進

第4章 第7期介護保険事業の推進

1 高齢者人口・要介護（要支援）認定者の推計

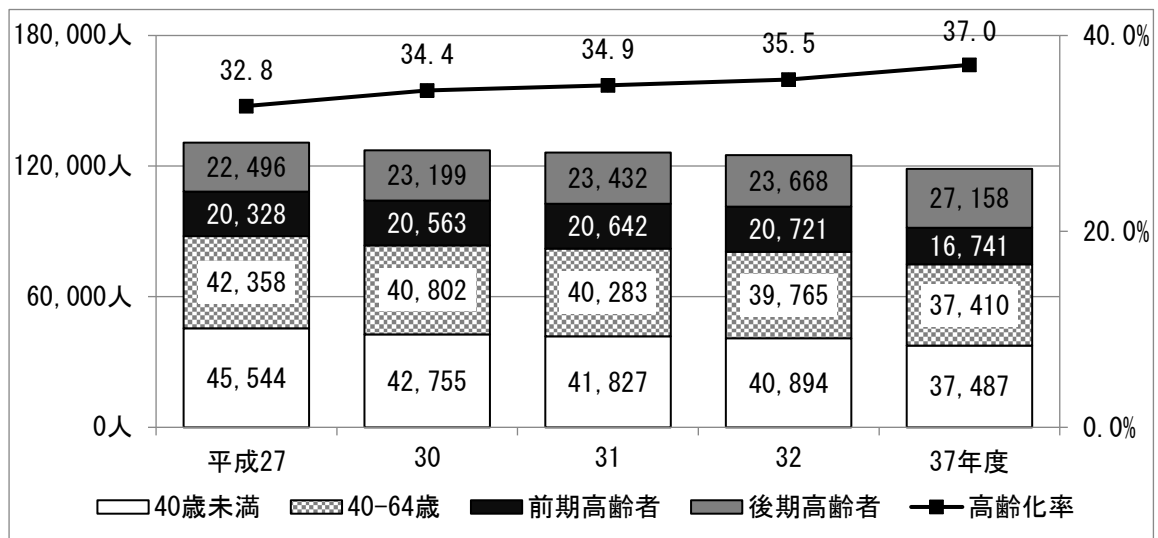
（1）将来人口の推計結果

平成27年度の人口をもとにした平成30年度以降の推計値をみると、総人口は減少、高齢者人口は平成32年度までは増加し、平成37（2025）年度には減少となっています。しかし、64歳以下の人口が減ることから、高齢化率は増加が続くと見込まれています。

将来人口の推計結果

（単位：人、％）

		実績値	推計値			
		平成27年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総人口		130,726	127,319	126,184	125,048	118,796
40歳未満		45,544	42,755	41,827	40,894	37,487
	40-64歳	42,358	40,802	40,283	39,765	37,410
	65-69歳	11,913	10,428	9,933	9,439	7,775
	70-74歳	8,415	10,135	10,709	11,282	8,966
	75-79歳	7,230	7,528	7,626	7,726	10,404
	80-84歳	6,934	6,547	6,418	6,289	6,758
	85-89歳	5,199	5,246	5,262	5,278	4,858
	90歳以上	3,133	3,878	4,126	4,375	5,138
	高齢者人口	42,824	43,762	44,074	44,389	43,899
	前期高齢者	20,328	20,563	20,642	20,721	16,741
	後期高齢者	22,496	23,199	23,432	23,668	27,158
	高齢化率	32.8%	34.4%	34.9%	35.5%	37.0%



出典：第7期将来推計用の推計人口の配布について（厚生労働省）

（２）要介護（要支援）認定者の推移

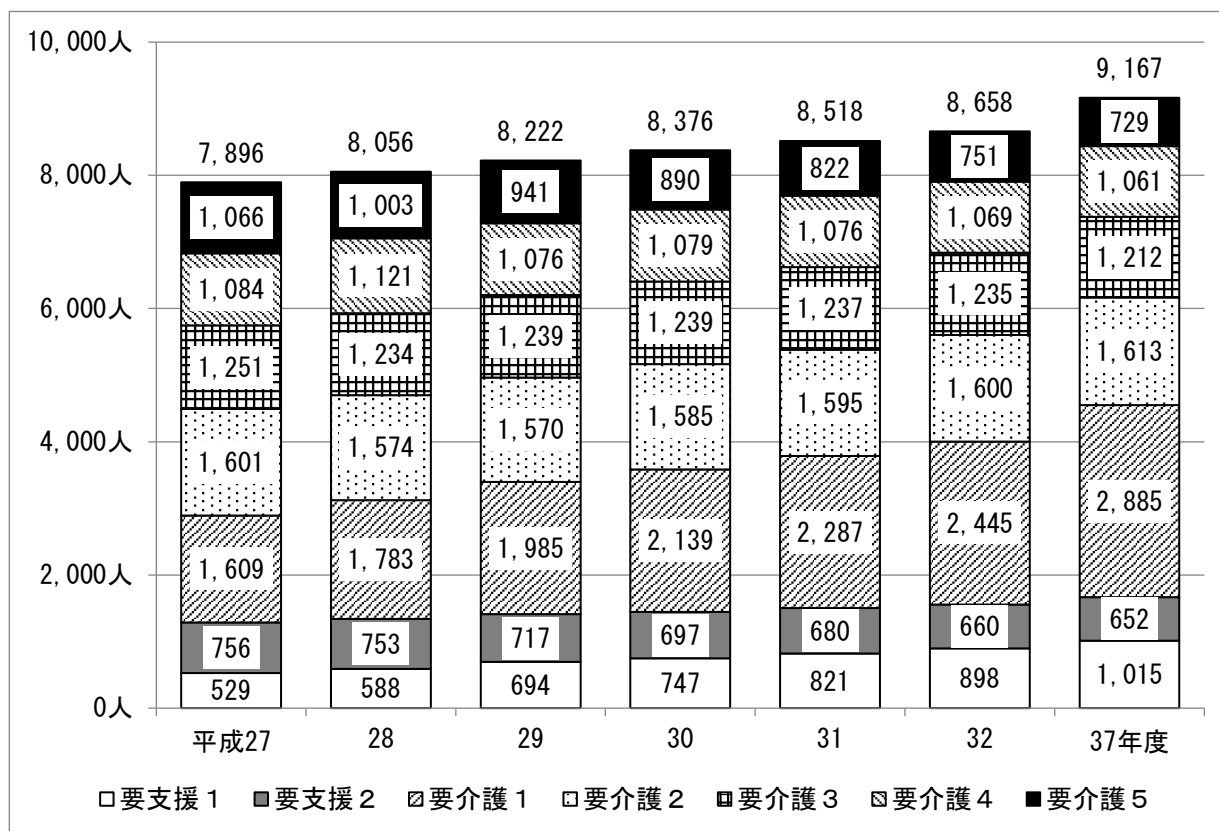
将来人口推計結果と、要介護（要支援）認定者の過去の推移から将来の要介護（要支援）認定者数を推計すると以下のとおりとなります。なお、平成29年度は見込み値となっています。

要介護（要支援）認定者は増加が続き、平成32年度には8,658人、平成37（2025）年度には9,167人と推計されています。

要介護（要支援）認定者数の推移と推計

（単位：人）

		計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
実績値	平成27年度	7,896	529	756	1,609	1,601	1,251	1,084	1,066
	平成28年度	8,056	588	753	1,783	1,574	1,234	1,121	1,003
	平成29年度	8,222	694	717	1,985	1,570	1,239	1,076	941
推計値	平成30年度	8,376	747	697	2,139	1,585	1,239	1,079	890
	平成31年度	8,518	821	680	2,287	1,595	1,237	1,076	822
	平成32年度	8,658	898	660	2,445	1,600	1,235	1,069	751
	平成37年度	9,167	1,015	652	2,885	1,613	1,212	1,061	729



出典：介護保険事業報告月報（平成25～28年度）、砺波地方介護保険組合（平成29年度）
平成30年度以降は地域包括ケア「見える化」システム（平成30年1月9日取得）

2 介護・介護予防サービスの見込み

被保険者推計値、認定者推計値、サービス利用者推計値、サービス利用回（日）数推計値、給付実績値等を加味した結果、各サービスの見込みは以下のとおりとなります。

（１）訪問介護

訪問介護員等が要介護認定者のいる家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護（身体介護）、調理・買い物・掃除・その他等の日常生活の世話（生活援助）を行っています。

訪問介護の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
訪問介護	回/月	21,262	21,769	22,223	26,957
	人/月	834	855	876	918

（２）訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

家庭において入浴が困難な方を対象に、巡回入浴車等で要介護（要支援）認定者のいる家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護業務を行っています。

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
訪問入浴介護	回/月	289	289	291	355
	人/月	75	76	77	87
介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0

（３）訪問看護・介護予防訪問看護

看護師や保健師等が要介護（要支援）認定者のいる家庭を訪問し、かかりつけ医の指示に基づいて、療養生活上の世話又は必要な診療補助となる看護を行っています。

訪問看護・介護予防訪問看護の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
訪問看護	回/月	3,131	3,154	3,202	3,226
	人/月	475	480	485	496
介護予防訪問看護	回/月	211	233	261	334
	人/月	43	45	47	57

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

日常生活の自立支援を目的に理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）が要介護（要支援）認定者の家庭を訪問し、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行っています。

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
訪問リハビリテーション	回/月	441	528	613	722
	人/月	51	61	71	81
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

病院や診療所、薬局等の医師、歯科医師、薬剤師、栄養管理士等が要介護（要支援）認定者の家庭を訪問し、定期的に療養上の管理及び指導を行っています。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
居宅療養管理指導	人/月	233	237	241	253
介護予防居宅療養管理指導	人/月	10	10	10	11

(6) 通所介護

送迎バス等でデイサービスセンター等に通所し、食事、入浴等の介護サービスや機能訓練を日帰りで受けることができます。このサービスは、要介護認定者の心身機能の維持向上を図るための機能訓練と生活支援を行い、また、介護にあたっている家族の負担を軽減することも目的として実施しています。

通所介護の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
通所介護	回/月	17,187	17,859	18,522	20,023
	人/月	2,078	2,159	2,238	2,421

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

日常生活の自立支援等を目的に、要介護（要支援）認定者が介護老人保健施設や病院・診療所等に通所・通院し、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを受けることができます。

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
通所リハビリテーション	回/月	5,247	5,267	5,267	5,352
	人/月	703	710	717	738
介護予防通所リハビリテーション	人/月	99	99	99	105

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

要介護（要支援）認定者が介護老人福祉施設等に短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護サービスやその他の日常生活の世話、機能訓練等のサービスを受けることができます。

介護している家族の疾病、冠婚葬祭、出張、介護疲れ等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等により、一時的に在宅で介護を受けられない方が対象となります。

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
短期入所生活介護	日/月	5,860	5,802	5,740	5,938
	人/月	768	770	771	789
介護予防短期入所生活介護	日/月	35	28	24	5
	人/月	12	10	9	8

(9) 短期入所療養介護(老健)・介護予防短期入所療養介護(老健)

要介護(要支援)認定者が介護老人保健施設や病院等に短期入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の世話等のサービスを受けることができます。

対象者は、病状が安定期にあり療養介護を必要とする方で、家族の疾病、冠婚葬祭、出張、介護疲れ等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るため、一時的に在宅での生活に支障がある要介護(要支援)認定者となります。なお、病院等におけるサービスは見込んでいません。

短期入所療養介護(老健)・介護予防短期入所療養介護の見込み(老健)

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
短期入所療養介護 (老健)	日/月	388	379	374	360
	人/月	82	82	82	86
介護予防短期入所療 養介護(老健)	日/月	6	6	6	6
	人/月	1	1	1	1

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームやケアハウス等に入所している要介護(要支援)認定者が利用の対象となり、特定施設サービス計画に基づいて入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の介護を行っています。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
特定施設入居者生活 介護	人/月	11	11	11	12
介護予防特定施設入 居者生活介護	人/月	2	2	2	4

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いす、車いす付属品(クッション、電動補助装置等)、特殊寝台、特殊寝台付属品(マットレス、サイドレール等)、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人性徘徊感知機器、移動用リフト(つり具の部分を除く)、自動排泄処理装置の13品目について、要介護(要支援)認定者に対する貸出を行っています。

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
福祉用具貸与	人/月	2,397	2,519	2,643	2,851
介護予防福祉用具貸与	人/月	398	412	425	450

(12) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の5種類について、購入費の支給を行っています。利用者がいったん全額実費で負担し、利用者から申請書（領収書を添付）の提出を受けた後に、利用限度額以内の7～9割分を支給する償還払いを行っています。

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
特定福祉用具販売	人/月	42	42	42	46
特定介護予防福祉用具販売	人/月	12	12	12	15

(13) 住宅改修・介護予防住宅改修

自宅の廊下やトイレ等への手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止・移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更等に係った費用を支給しています。改修費の支給にあたっては、事前に申請し承認を受けます。利用者がいったん全額実費で改修し、利用者から事後の申請書の提出を受けた後に、利用限度額以内の7～9割分を支給する償還払いを行っています。

住宅改修・介護予防住宅改修の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
住宅改修	人/月	36	36	36	40
介護予防住宅改修	人/月	13	13	13	18

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護（要支援）認定者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、認定者の選択を勘案し、適切な居宅介護サービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に受けられるよう、居宅サービスの種類や回数などに関する介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、提供するサービスを確保するために事業者などとの連絡・調整を行っています。

居宅介護支援・介護予防支援の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
居宅介護支援	人/月	3,789	3,844	3,899	4,106
介護予防支援	人/月	483	500	517	538

3 地域密着型サービスの見込み

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問や随時通報を受けて、要介護認定者の在宅生活を支えるため、介護福祉士等による入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話を行っています。また、看護師等による療養上の世話や必要な診療の補助を行っています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人/月	46	49	61	70

(2) 認知症対応型通所介護

デイサービスセンター等において、認知症高齢者を対象に認知症予防のための訓練や、その他の日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを行っています。

認知症対応型通所介護の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
認知症対応型 通所介護	回/月	1,159	1,236	1,304	1,635
	人/月	140	150	160	178
介護予防認知症対応 型通所介護	回/月	3	3	3	1
	人/月	1	1	1	1

(3) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「通い（デイサービス）」を中心として、要介護（要支援）認定者の様態や希望に応じて、「訪問（訪問介護）」や「泊まり（ショートステイ）」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるように支援するものです。

小規模多機能型居宅介護の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
小規模多機能型居宅 介護	人/月	233	248	280	351
介護予防小規模多機 能型居宅介護	人/月	22	24	26	32

（４）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定状態にある認知症の要介護（要支援）認定者が共同で生活できる場（住居施設）に入所し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを受けることができます。（要支援者は要支援２に限る。）

認知症対応型共同生活介護の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
認知症対応型 共同生活介護	人/月	571	604	621	667
介護予防認知症対応 型共同生活介護	人/月	6	6	6	8

（５）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、利用者（原則要介護３以上の要介護者）が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、入所定員29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを行っています。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	人/月	78	78	78	136

（６）看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、通所介護（デイサービス）を中心に利用しながら、必要に応じてショートステイや訪問介護、訪問看護を受けることができるサービスです。小規模多機能型居宅介護に、訪問看護を加えたもので、４種類の介護サービスを受けることができます。

看護小規模多機能型居宅介護の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
看護小規模多機能型 居宅介護	人/月	0	0	10	29

(7) 地域密着型通所介護

第6期計画から創設されたサービスで、利用定員が18名以下の小規模な通所介護のことです。送迎、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護も含む）、生活等に関する相談・助言・健康状態の確認、日常生活の世話、ならびに機能訓練を行います。

地域密着型通所介護の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
地域密着型通所介護	回/月	5,582	5,831	6,076	6,543
	人/月	677	707	737	794

4 施設サービスの見込み

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設とは、入所定員30人以上の特別養護老人ホームのことであり、自宅で介護サービスを受けながら生活を続けることが困難な要介護認定者を対象として、介護サービス（施設サービスの基準により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話）を提供する施設です。

平成27年度からは、原則、要介護3以上の方が入所することになっています。

介護老人福祉施設の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
介護老人福祉施設	人/月	782	782	782	782

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設とは、老人保健施設のことであり、症状が安定した要介護認定者に対して、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行う施設です。

介護老人保健施設の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
介護老人保健施設	人/月	563	563	563	583

(3) 介護療養型医療施設・介護医療院

介護療養型医療施設は平成29年度末に廃止・転換を迎えることになっていましたが、介護医療院に転換するため、さらに6年間の準備期間が設けられました。

介護医療院とは、平成29年度の介護保険法の改正に伴い、新設されたサービスで「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」「ターミナルケアや看取り」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

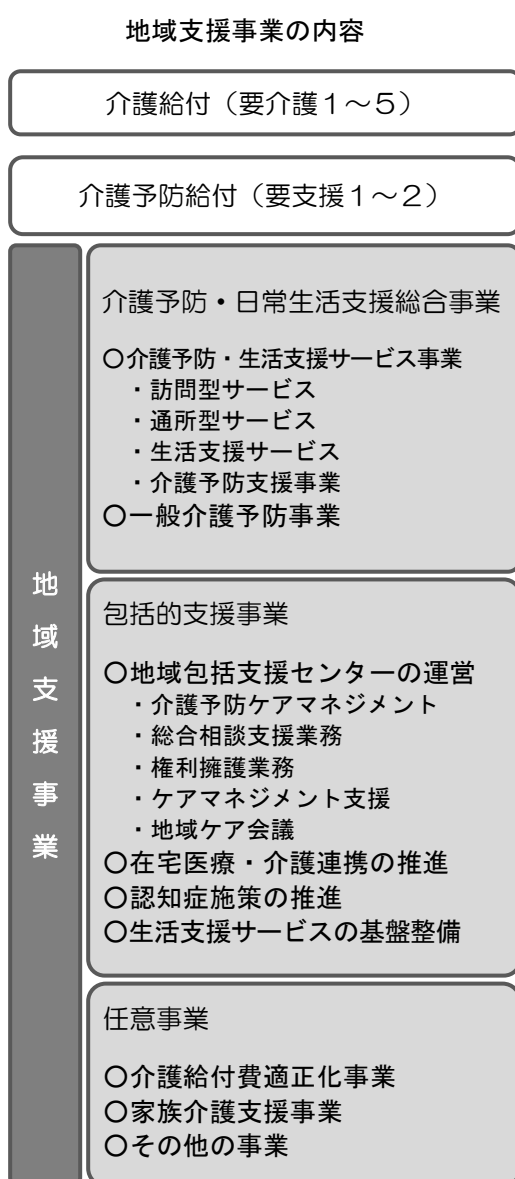
介護療養型医療施設・介護医療院の見込み

		H30年度	H31年度	H32年度	H37年度
介護療養型医療施設	人/月	204	163	122	475
介護医療院	人/月	59	119	177	

5 地域支援事業の見込み

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

地域支援事業は、平成26年に介護保険法が改正され、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業の3つから構成されています。また、介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業から構成されています。



(1) 本組合の地域支援事業費の見込み

● (介護予防・日常生活支援総合事業)

(単位：千円)

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
1	介護予防・日常生活支援総合事業	251,767	258,583	265,709
	(1)訪問型サービス(第1号訪問事業)	41,870	43,030	44,256
	ア 訪問介護相当サービス	41,870	43,030	44,256
	イ 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)			
	ウ 訪問型サービスB(住民主体による支援)			
	エ 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)			
	オ 訪問型サービスD(移動支援)			
	カ その他			
	(2)通所型サービス(第1号通所事業)	176,734	181,139	185,797
	ア 通所介護相当サービス	159,034	163,439	168,097
	イ 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	17,700	17,700	17,700
	ウ 通所型サービスB(住民主体による支援)			
	エ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)			
	オ その他			
	(3)その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)	0	0	0
	ア 栄養改善を目的とした配食			
	イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応			
	ウ 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等			
	エ その他			
	(4)介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)	31,465	32,680	33,884
	(5)支払審査手数料	1,298	1,334	1,372
	(6)高額介護予防サービス費相当事業等	400	400	400
	(7)一般介護予防事業	0	0	0
	ア 介護予防把握事業			
	イ 介護予防普及啓発事業			
	ウ 地域介護予防活動支援事業			
	エ 一般介護予防事業評価事業			
	オ 地域リハビリテーション活動支援事業			

●（包括的支援事業・任意事業、合計）

（単位：千円）

事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	11,370	10,701	11,319
(1)包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	100	100	100
(2)任意事業	11,270	10,601	11,219
ア 介護給付費用適正化事業	3,002	3,000	3,000
イ 家族介護支援事業			
ウ その他の事業	8,268	7,601	8,219
(ア)成年後見制度利用支援事業			
(イ)福祉用具・住宅改修支援事業	120	120	120
(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業			
(エ)認知症サポーター等養成事業			
(オ)重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業			
(カ)地域自立生活支援事業	8,148	7,481	8,099
3 包括的支援事業（社会保障充実分）	0	0	0
(1)在宅医療・介護連携推進事業			
(2)生活支援体制整備事業			
(3)認知症初期集中支援推進事業			
(4)認知症地域支援・ケア向上事業			
(5)地域ケア会議推進事業			
合計	263,137	269,284	277,028

(2) 構成3市ごとの地域支援事業費の見込み

●砺波市（介護予防・日常生活支援総合事業）

（単位：千円）

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
1	介護予防・日常生活支援総合事業	40,610	39,802	38,507
	(1)訪問型サービス(第1号訪問事業)	0	0	0
	ア 訪問介護相当サービス			
	イ 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)			
	ウ 訪問型サービスB(住民主体による支援)			
	エ 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)			
	オ 訪問型サービスD(移動支援)			
	カ その他			
	(2)通所型サービス(第1号通所事業)	4,692	4,874	4,953
	ア 通所介護相当サービス			
	イ 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)			
	ウ 通所型サービスB(住民主体による支援)			
	エ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)	4,692	4,874	4,953
	オ その他			
	(3)その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)	0	0	0
	ア 栄養改善を目的とした配食			
	イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応			
	ウ 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等			
	エ その他			
	(4)介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)			
	(5)支払審査手数料			
	(6)高額介護予防サービス費相当事業等			
	(7)一般介護予防事業	35,918	34,928	33,554
	ア 介護予防把握事業	1,175	1,110	1,110
	イ 介護予防普及啓発事業	19,544	18,350	16,656
	ウ 地域介護予防活動支援事業	15,199	15,468	15,788
	エ 一般介護予防事業評価事業			
	オ 地域リハビリテーション活動支援事業			

●砺波市（包括的支援事業・任意事業、合計）

（単位：千円）

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
2	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	73,882	76,123	78,618
	(1)包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	61,442	63,000	65,000
	(2)任意事業	12,440	13,123	13,618
	ア 介護給付費用適正化事業			
	イ 家族介護支援事業	10,598	11,052	11,379
	ウ その他の事業	1,842	2,071	2,239
	（ア）成年後見制度利用支援事業	552	594	612
	（イ）福祉用具・住宅改修支援事業			
	（ウ）認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業			
	（エ）認知症サポーター等養成事業	154	268	275
	（オ）重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業			
	（カ）地域自立生活支援事業	1,136	1,209	1,352
3	包括的支援事業（社会保障充実分）	6,308	6,809	7,530
	(1)在宅医療・介護連携推進事業	2,607	2,665	2,925
	(2)生活支援体制整備事業	1,929	1,942	2,001
	(3)認知症初期集中支援推進事業	88	94	97
	(4)認知症地域支援・ケア向上事業	1,469	1,888	2,282
	(5)地域ケア会議推進事業	215	220	225
合計		120,800	122,734	124,655

●小矢部市（介護予防・日常生活支援総合事業）

(単位：千円)

事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1 介護予防・日常生活支援総合事業	37,256	35,885	34,554
(1)訪問型サービス(第1号訪問事業)	684	750	1,000
ア 訪問介護相当サービス			
イ 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)			
ウ 訪問型サービスB(住民主体による支援)	684	750	1,000
エ 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)			
オ 訪問型サービスD(移動支援)			
カ その他			
(2)通所型サービス(第1号通所事業)	9,856	10,200	10,400
ア 通所介護相当サービス			
イ 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)			
ウ 通所型サービスB(住民主体による支援)			
エ 通所型サービスC(短期集中予防サービス)	9,856	10,200	10,400
オ その他			
(3)その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)	0	0	0
ア 栄養改善を目的とした配食			
イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応			
ウ 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等			
エ その他			
(4)介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)			
(5)支払審査手数料			
(6)高額介護予防サービス費相当事業等			
(7)一般介護予防事業	26,716	24,935	23,154
ア 介護予防把握事業	3,432	2,500	2,000
イ 介護予防普及啓発事業	9,460	9,000	8,000
ウ 地域介護予防活動支援事業	13,560	13,135	12,854
エ 一般介護予防事業評価事業			
オ 地域リハビリテーション活動支援事業	264	300	300

●小矢部市（包括的支援事業・任意事業、合計）

（単位：千円）

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
2	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	51,600	56,050	60,800
	(1)包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	40,516	44,000	48,400
	(2)任意事業	11,084	12,050	12,400
	ア 介護給付費用適正化事業			
	イ 家族介護支援事業	8,824	9,400	9,600
	ウ その他の事業	2,260	2,650	2,800
	(ア)成年後見制度利用支援事業	613	750	750
	(イ)福祉用具・住宅改修支援事業			
	(ウ)認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業			
	(エ)認知症サポーター等養成事業	375	400	400
	(オ)重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業			
	(カ)地域自立生活支援事業	1,272	1,500	1,650
3	包括的支援事業（社会保障充実分）	12,000	13,350	15,385
	(1)在宅医療・介護連携推進事業	3,435	3,850	4,235
	(2)生活支援体制整備事業	2,324	3,000	4,000
	(3)認知症初期集中支援推進事業	240	300	330
	(4)認知症地域支援・ケア向上事業	5,885	6,000	6,600
	(5)地域ケア会議推進事業	116	200	220
合計		100,856	105,285	110,739

●南砺市（介護予防・日常生活支援総合事業）

（単位：千円）

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
1	介護予防・日常生活支援総合事業	37,180	36,375	35,407
	(1)訪問型サービス（第1号訪問事業）	0	0	0
	ア 訪問介護相当サービス			
	イ 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）			
	ウ 訪問型サービスB（住民主体による支援）			
	エ 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）			
	オ 訪問型サービスD（移動支援）			
	カ その他			
	(2)通所型サービス（第1号通所事業）	9,671	10,671	11,671
	ア 通所介護相当サービス			
	イ 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）			
	ウ 通所型サービスB（住民主体による支援）	3,900	4,900	5,900
	エ 通所型サービスC（短期集中予防サービス）	5,771	5,771	5,771
	オ その他			
	(3)その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）	0	0	0
	ア 栄養改善を目的とした配食			
	イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応			
	ウ 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等			
	エ その他			
	(4)介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）			
	(5)支払審査手数料			
	(6)高額介護予防サービス費相当事業等			
	(7)一般介護予防事業	27,509	25,704	23,736
	ア 介護予防把握事業			
	イ 介護予防普及啓発事業	4,856	5,654	5,089
	ウ 地域介護予防活動支援事業	22,161	19,546	18,178
	エ 一般介護予防事業評価事業			
	オ 地域リハビリテーション活動支援事業	492	504	469

●南砺市（包括的支援事業・任意事業、合計）

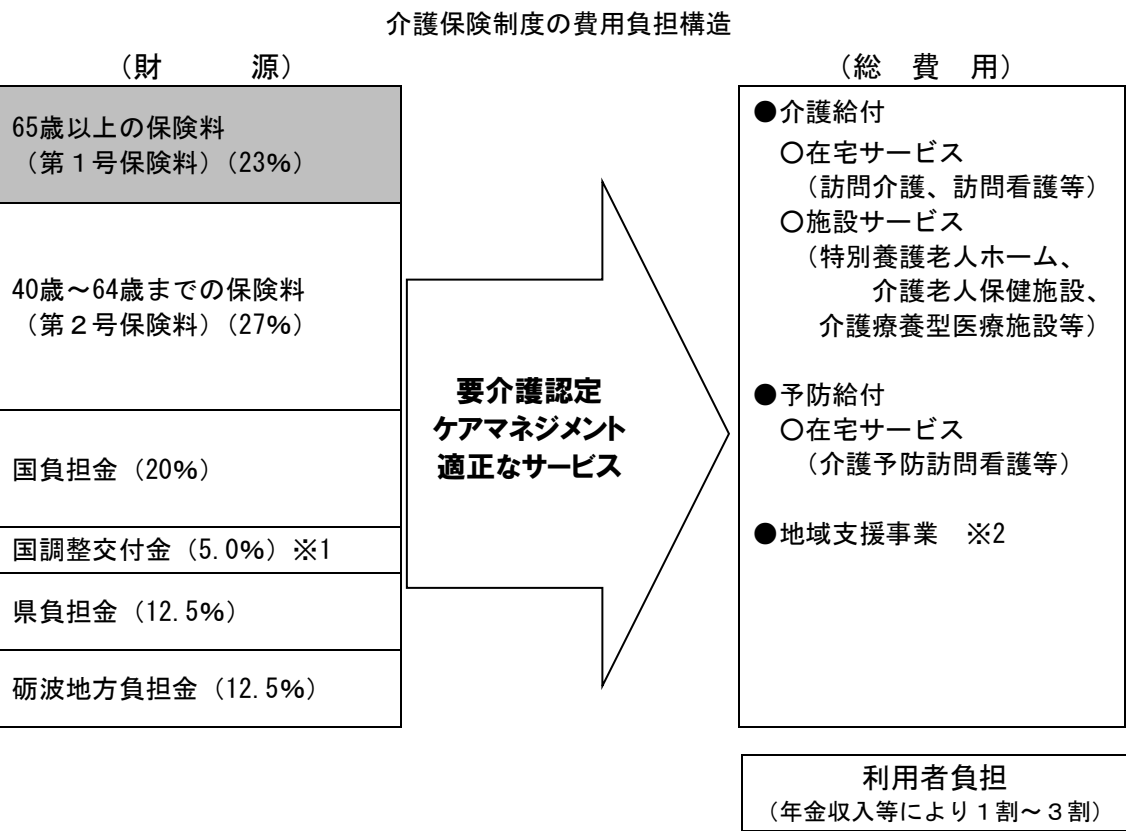
（単位：千円）

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
2	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	88,730	91,760	94,941
	(1)包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	60,122	63,627	66,808
	(2)任意事業	28,608	28,133	28,133
	ア 介護給付費用適正化事業			
	イ 家族介護支援事業	14,830	14,830	14,830
	ウ その他の事業	13,778	13,303	13,303
	（ア）成年後見制度利用支援事業	652	652	652
	（イ）福祉用具・住宅改修支援事業			
	（ウ）認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業			
	（エ）認知症サポーター等養成事業	244	244	244
	（オ）重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業			
	（カ）地域自立生活支援事業	12,882	12,407	12,407
3	包括的支援事業（社会保障充実分）	7,585	7,585	7,585
	(1)在宅医療・介護連携推進事業	3,278	3,278	3,278
	(2)生活支援体制整備事業	3,130	3,130	3,130
	(3)認知症初期集中支援推進事業	214	214	214
	(4)認知症地域支援・ケア向上事業	466	466	466
	(5)地域ケア会議推進事業	497	497	497
合計		133,495	135,720	137,933

6 介護保険サービス事業費の見込み

介護保険事業の財源は以下のとおり、65歳以上の第1号保険料（23%）、40～64歳までの第2号保険料（27%）、国の負担金（20%）、県・市の負担金（各12.5%）及び高齢化率等に応じて決められている調整交付金（5%）によって構成されています。

また、総費用のうち、原則として1割は利用者の負担ですが、その他は介護給付（在宅サービス、施設サービス）、介護予防給付及び地域支援事業で構成されています。



※1 砺波地方介護保険組合の調整交付金

調整交付金は75歳以上の後期高齢者の比率が高い保険者や、所得が全国平均よりも低い水準にある保険者についても、介護保険の財源が不足することがないように格差を調整するものです。

※2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業）に係る費用負担

①介護予防事業の財源は、65歳以上の高齢者から徴収する第1号保険料、40歳以上64歳以下から徴収する第2号保険料及び公費から構成されます。

②包括的支援事業・任意事業の財源は、65歳以上の高齢者から徴収する第1号保険料及び公費から構成されます。

(1) 第7期給付費の見込み

居宅サービス等受給者（利用者数）及び必要量の見込み（介護予防を含む）から、計画期間3か年の総給付費が算出されます。

また、介護給付費等の見込額は、標準給付費（居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスの総給付費ならびに特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料等）のほか、地域支援事業に係る費用を加えた額となります。

介護給付費の見込み

(単位:円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
総給付費 ①	13,414,989,000	13,724,945,000	14,040,987,000	41,180,921,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額 ②	6,146,691	9,427,883	9,746,905	25,321,479
消費税率等の見直しを勘案した影響額 ③	0	27,449,890	56,163,948	83,613,838
総給付費(影響額の調整後)④=①-②+③ ④	13,408,842,309	13,742,967,007	14,087,404,043	41,239,213,359
特定入所者介護サービス費等給付額 ⑤	372,377,448	376,101,222	379,862,234	1,128,340,904
補足給付の見直しに伴う財政影響額 ⑥	0	0	0	0
特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)⑦=⑤-⑥ ⑦	372,377,448	376,101,222	379,862,234	1,128,340,904
高額介護サービス費等給付額 ⑧	209,039,250	211,140,298	213,251,852	633,431,400
高額医療合算介護サービス費等給付額 ⑨	22,929,088	24,321,198	25,784,640	73,034,926
審査支払手数料 ⑩	13,397,720	13,531,700	13,667,010	40,596,430
標準見込額 合計 =④+⑦+⑧+⑨+⑩ ⑪	14,026,585,815	14,368,061,425	14,719,969,779	43,114,617,019
地域支援事業費 ⑫	618,288,000	633,023,000	650,355,000	1,901,666,000
合 計 =⑪+⑫ ⑬	14,644,873,815	15,001,084,425	15,370,324,779	45,016,283,019

居宅サービス/地域密着型サービス/施設サービス給付費の見込み（年間）

（単位：千円）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 居宅サービス	4,187,079	4,244,647	4,292,585
訪問介護	679,064	695,573	709,731
訪問入浴介護	40,631	40,776	41,211
訪問看護	194,625	195,206	197,461
訪問リハビリテーション	14,937	17,897	20,786
居宅療養管理指導	18,259	18,596	18,942
通所介護	1,617,523	1,667,919	1,715,310
通所リハビリテーション	576,363	574,435	570,282
短期入所生活介護	558,954	545,808	532,997
短期入所療養介護（老健）	45,612	44,123	43,229
特定施設入居者生活介護	23,704	23,715	23,715
福祉用具貸与	362,697	365,889	364,211
特定福祉用具販売	15,189	15,189	15,189
住宅改修	39,521	39,521	39,521
(2) 地域密着型サービス	3,120,662	3,280,984	3,469,118
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	70,673	76,144	98,010
認知症対応型通所介護	155,289	164,903	172,835
小規模多機能型居宅介護	486,619	518,179	584,703
認知症対応型共同生活介護	1,679,892	1,775,387	1,822,956
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	216,040	216,136	216,136
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	26,509
地域密着型通所介護	512,149	530,235	547,969
(3) 居宅介護支援	630,145	636,612	642,316
(4) 施設サービス	5,313,181	5,395,305	5,465,549
介護老人福祉施設	2,364,841	2,365,900	2,365,900
介護老人保健施設	1,829,019	1,829,838	1,829,838
介護医療院	250,581	504,979	749,705
介護療養型医療施設	868,740	694,588	520,106
介護サービスの総給付費（小計）→（Ⅰ）	13,251,067	13,557,548	13,869,568

介護予防サービス/地域密着型介護予防サービス給付費の見込み

(単位:千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1)介護予防サービス	104,074	105,034	106,569
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	13,425	14,848	16,669
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	981	981	981
介護予防通所リハビリテーション	37,296	36,403	35,494
介護予防短期入所生活介護	2,753	2,205	1,917
介護予防短期入所療養介護(老健)	493	502	511
介護予防特定施設入居者生活介護	1,794	1,795	1,795
介護予防福祉用具貸与	27,280	28,248	29,150
特定介護予防福祉用具販売	4,196	4,196	4,196
住宅改修	15,856	15,856	15,856
(2)地域密着型介護予防サービス	33,865	35,440	36,999
介護予防認知症対応型通所介護	364	331	298
介護予防小規模多機能型居宅介護	17,501	19,101	20,693
介護予防認知症対応型共同生活介護	16,000	16,008	16,008
(3)介護予防支援	25,983	26,923	27,851
介護予防サービスの総給付費(小計)→(Ⅱ)	163,922	167,397	171,419
総給付費→(Ⅰ)+(Ⅱ)	13,414,989	13,724,945	14,040,987

(2) 平成37(2025)年の推計値

国は、第6期事業計画から、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年を見据えたサービスの提供体制や給付費・保険料の推計を加えることとされています。

介護給付費の見込み

(単位:円)

	平成37年度
総給付費 ①	15,788,066,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額 ②	10,739,942
消費税率等の見直しを勘案した影響額 ③	63,152,264
総給付費(影響額の調整後)④=①-②+③ ④	15,840,478,322
特定入所者介護サービス費等給付額 ⑤	398,855,346
補足給付の見直しに伴う財政影響額 ⑥	0
特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)⑦=⑤-⑥ ⑦	398,855,346
高額介護サービス費等給付額 ⑧	224,482,404
高額医療合算介護サービス費等給付額 ⑨	34,784,947
審査支払手数料 ⑩	14,350,350
標準見込額 合計 =④+⑦+⑧+⑨+⑩ ⑪	16,512,951,369
地域支援事業費 ⑫	660,997,000
合 計 =⑪+⑫ ⑬	17,173,948,369

居宅サービス/地域密着型サービス/施設サービス給付費の見込み

(単位:千円)

	平成37年度
(1) 居宅サービス	4,576,682
訪問介護	863,357
訪問入浴介護	50,591
訪問看護	196,676
訪問リハビリテーション	24,435
居宅療養管理指導	19,959
通所介護	1,824,758
通所リハビリテーション	569,019
短期入所生活介護	537,325
短期入所療養介護(老健)	41,231
特定施設入居者生活介護	26,835
福祉用具貸与	362,282
特定福祉用具販売	16,208
住宅改修	44,006
(2) 地域密着型サービス	4,068,159
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	109,307
認知症対応型通所介護	217,216
小規模多機能型居宅介護	733,071
認知症対応型共同生活介護	1,968,858
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	376,896
看護小規模多機能型居宅介護	79,184
地域密着型通所介護	583,627
(3) 居宅介護支援	670,190
(4) 施設サービス	6,274,714
介護老人福祉施設	2,365,900
介護老人保健施設	1,895,410
介護医療院	2,013,404
介護療養型医療施設	
介護サービスの総給付費(小計)→(Ⅰ)	15,589,745

介護予防サービス/地域密着型介護予防サービス給付費の見込み

(単位:千円)

	平成37年度
(1)介護予防サービス	122,373
介護予防訪問入浴介護	0
介護予防訪問看護	21,360
介護予防訪問リハビリテーション	0
介護予防居宅療養管理指導	1,097
介護予防通所リハビリテーション	36,915
介護予防短期入所生活介護	379
介護予防短期入所療養介護(老健)	538
介護予防特定施設入居者生活介護	4,067
介護予防福祉用具貸与	30,829
特定介護予防福祉用具販売	5,340
住宅改修	21,848
(2)地域密着型介護予防サービス	46,943
介護予防認知症対応型通所介護	132
介護予防小規模多機能型居宅介護	25,468
介護予防認知症対応型共同生活介護	21,343
(3)介護予防支援	29,005
介護予防サービスの総給付費(小計)→(Ⅱ)	198,321
総給付費→(Ⅰ)+(Ⅱ)	15,788,066

(3) 保険料段階の設定

国は、第1号被保険者の保険料について、低所得者の負担能力をきめ細かく反映した保険料の設定を目的として、第6期計画から9段階の保険料が設定されました。砺波地方介護保険組合においても、第6期計画から9段階に設定しており、本計画でも9段階とします。

第 1 号被保険者保険料の所得段階別区分

区 分	対 象 者	負担割合
第1段階	・生活保護の受給者 ・本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.50
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.60
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.70
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がおり本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がおり本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額×1.00
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.75

(4) 保険料の算定

介護保険料の算定にあたっては、国が示した手法に準じて推計（算定）しています。
第7期における保険料基準額は、以下のとおり算出されます。

保険料基準額（月額）の算定

①保険料収納必要額	10,028,278,695 円
②予定保険料収納率	99.00%
③被保険者数(所得段階加入割合補正後)	141,148 人
④保険料(年額) ④=①÷②÷③	71,760 円
⑤保険料基準額(月額) ⑤=④÷12	5,980 円

7 介護サービスの整備量

(1) 居宅サービス

サービス名	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
	H29年度末		H30～H32		H32年度末見込	
通所介護	28	915	3	95	31	1,010
通所リハビリテーション	10	350	0	0	10	350
短期入所生活介護	11	242	1	▲8	12	234

(2) 地域密着型サービス

サービス名	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
	H29年度末		H30～H32		H32年度末見込	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	—	1	—	3	—
認知症対応型通所介護	9	88	0	0	9	88
小規模多機能型居宅介護	13	340	2	43	15	383
認知症対応型共同生活介護	40	648	2	27	42	675
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	78	1	29	4	107
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	1	29	1	29
地域密着型通所介護	23	316	2	36	25	352

(3) 施設サービス

サービス名	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
	H29年度末		H30～H32		H32年度末見込	
介護老人福祉施設	8	718	0	17	8	735
介護老人保健施設	7	600	0	0	7	600
介護医療院	0	0	—	177	—	177
介護療養型医療施設	8	271	0	▲123	8	148

(注) 介護医療院の施設数は未確定

(4) 日常生活圏域別地域密着型サービスの整備量

市	圏域	定期巡回・随時対応型訪問介護看護						認知症対応型通所介護					
		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
砺波市	北部												
	南部			1	—								
	東部												
	庄東												
	庄川												
小矢部市	北部												
	中部												
	南部												
南砺市	北部												
	東部												
	南部												
	西部												
	五箇山												
合 計		0	0	1	—	0	0	0	0	0	0	0	0

市	圏域	小規模多機能型居宅介護						認知症対応型共同生活介護					
		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
砺波市	北部									1	18		
	南部												
	東部												
	庄東												
	庄川												
小矢部市	北部			1	18								
	中部											1	9
	南部												
南砺市	北部												
	東部												
	南部			1	25								
	西部												
	五箇山												
合 計		0	0	2	43	0	0	0	0	1	18	1	9

市	圏域	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						看護小規模多機能型居宅介護					
		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
砺波市	北部												
	南部									1	29		
	東部												
	庄東												
	庄川												
小矢部市	北部												
	中部					1	29						
	南部												
南砺市	北部												
	東部												
	南部												
	西部												
	五箇山												
合 計		0	0	0	0	1	29	0	0	1	29	0	0

市	圏域	地域密着型通所介護					
		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
砺波市	北部			1	18		
	南部						
	東部						
	庄東						
	庄川						
小矢部市	北部						
	中部						
	南部						
南砺市	北部						
	東部						
	南部			1	18		
	西部						
	五箇山						
合 計		0	0	2	36	0	0

第 5 章

サービスの円滑な提供に向けて

第5章 サービスの円滑な提供に向けて

1 円滑な制度運営のための体制整備の推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化と公平性・中立性の確保

「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」「総合相談支援業務」「権利擁護業務」「介護予防ケアマネジメント業務」等において、地域包括支援センターが担う諸事業が円滑に実施できるよう、主任ケアマネジャーや社会福祉士、保健師等の専門職による適切な人員体制を、引き続き、確保していきます。

また、「地域包括支援センター運営協議会」を通じて、地域包括支援センターの運営や活動に関しての適切な評価を行い、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、「公平性・中立性」が確保できるように取り組みます。

(2) 介護給付適正化に向けた取組の推進

介護サービスを必要とする方に過不足なくサービスを提供することができ、持続可能な制度とするために介護給付の適正化を図っていくことが重要です。

国の「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、県の計画とも整合性を図りながら、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知の「主要5事業」を進めます。

主要5事業	内 容
要介護認定の適正化	認定調査の内容について点検し、適切かつ公平な認定の確保を図ります。
ケアプランの点検	利用者の自立支援・重度化防止に資する適切なケアプラン作成に向け、ケアプランの点検・支援を行います。
住宅改修等の点検	住宅改修や福祉用具の購入・貸与について、申請書類等により調査・確認を行い、適切な審査や支給を行います。
縦覧点検・医療情報との突合	介護給付費の支払い状況を確認し、請求内容について確認します。また、国民健康保険団体連合会の給付実績を確認し、介護と医療の重複請求等の適正化に取り組みます。
介護給付費通知	受給者に対して介護給付費通知書を送付し、サービス内容や利用者負担額の確認をしてもらうとともに、利用したサービス費用について確認する機会を設けます。

主要5事業の見込み

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
要介護認定の適正化	150件	150 件	150 件
ケアプランの点検	3事業所	3事業所	3事業所
住宅改修等の点検			
(1)住宅改修等の点検	5件	5件	5件
(2)福祉用具貸与等の調査	2,300通	2,300通	2,300通
縦覧点検・医療情報との突合			
(1)縦覧点検	全件チェック (3帳票)	全件チェック (3帳票)	全件チェック (3帳票)
(2)医療情報の突合	13,000件	13,000件	13,000件
介護給付費通知	28,000通	28,000通	28,000通

2 利用者への配慮

(1) 介護サービス利用者への的確な相談・情報提供の推進

必要とする介護サービスを適切に利用できるよう、地域包括支援センター等を通じて利用者への的確な情報提供に努めるとともに、各種の利用者負担軽減制度の周知を図り、利用者の利便性向上に配慮します。

3 保険者としての支援体制の充実

(1) サービスの質の向上

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム等に、利用者と施設との橋渡し役として介護相談員を派遣し、利用者の声を受けとめ、利用者の権利擁護と問題改善等を行い、介護サービスの質的向上を推進していきます。

(2) 介護サービス事業者に対する指導監督等の実施

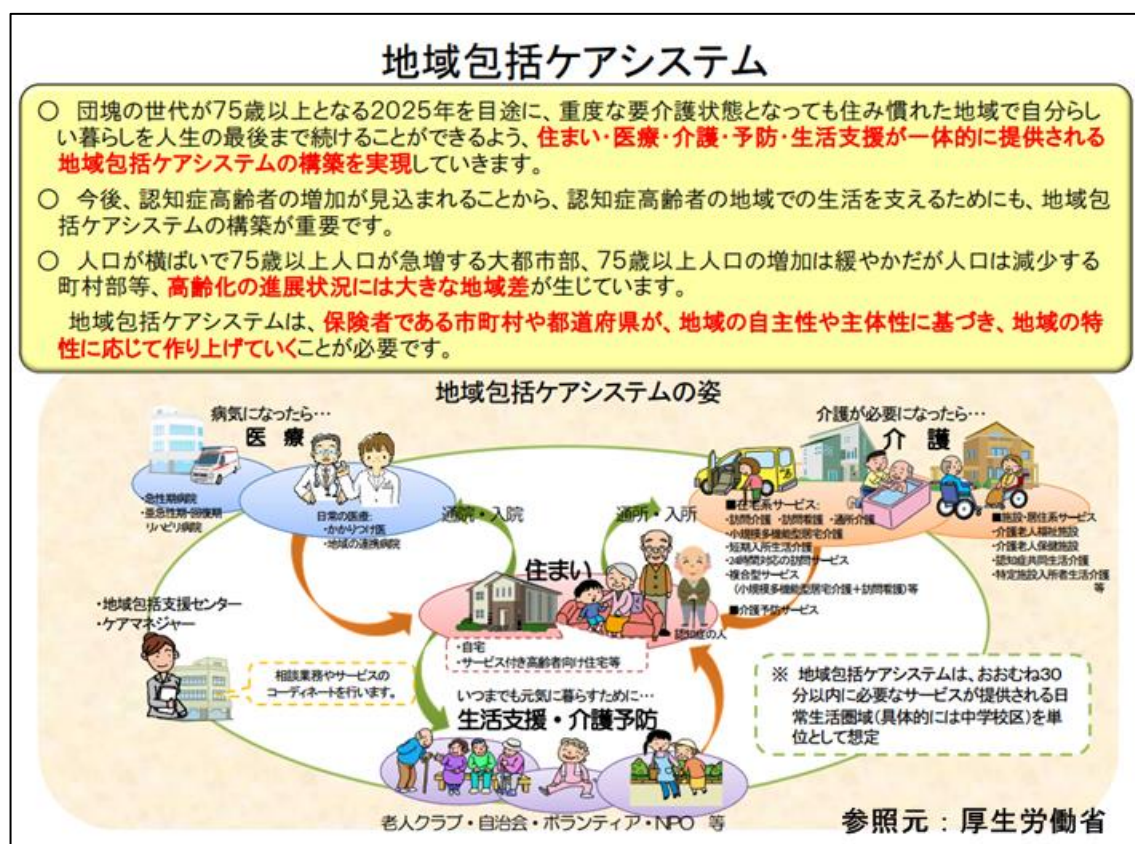
地域密着型サービスの適切な運営を図るために、引き続き、地域密着型サービス事業者の指導監督を実施するとともに、地域密着型サービス事業者の指定を行います。

平成30年度に居宅介護支援事業者の指定権限が県から移譲され、指導監督権限を持つ事業所が増加する見込みであることから、指定期間を見据えた指導体制を整備します。

(3) 関係施策・事業との連携強化

介護保険制度や医療保険制度の改正等により、高齢者に関する医療・福祉・介護等の施策の在り方が変化しており、これらの施策間の相互連携がこれまで以上に必要となっています。また、高齢者をとりまく環境は多岐にわたっており、地域での自立した生活を支援していくためには広範な施策領域での連携も不可欠です。

このため、構成3市とより密接な連携を図りながら、事業実施による相乗効果がより高められるよう、医療・福祉・介護関係者等と連携し、地域包括ケアシステムの強化に努めます。



(4) 介護人材確保と定着支援

高齢化に伴うサービス利用者が増加する半面、介護人材は不足しており、その確保については喫緊の課題となっています。

そのため、県や構成3市とも連携しながら、資格所有者でなくてもできる業務を請け負う補助的な人材の活用や外国人労働者の導入、復職支援など、介護人材の確保に向けた検討を進めます。また、介護人材の質の向上や定着支援に向けた研修会の開催の検討を行います。

資 料 編

資料編

1 砺波地方介護保険事業計画策定の経緯

開催年月日	会 議 名	内 容
平成29年 4 月14日	第 1 回計画策定委員会幹事会	現状の把握とニーズ調査について
6 月27日	第 1 回介護保険推進委員会	現状の把握とニーズ調査について
7 月20日	第 2 回計画策定委員会幹事会	現状の把握と事業計画概要について
7 月27日	第 1 回策定委員会	現状の把握と事業計画概要、ニーズ調査について
7 月31日	第 1 回理事会	現状の把握と事業計画概要、ニーズ調査について
9 月25日	第 3 回計画策定委員会幹事会	ニーズ調査結果と施設整備計画等について
10月 3 日	第 2 回介護保険推進委員会	ニーズ調査結果と事業計画概要について
11月 9 日	第 1 回議員懇談会	策定日程とニーズ調査結果について
11月22日	第 4 回計画策定委員会幹事会	事業計画の基本方針とサービス事業量の設定等について
11月29日	第 2 回策定委員会	事業計画の基本方針とサービス事業量の設定等について
12月15日	第 3 回介護保険推進委員会	事業計画の基本方針等について
平成30年 1 月23日	第 5 回計画策定委員会幹事会	事業計画の検討原案について
1 月26日	第 3 回策定委員会	事業計画の検討原案について
1 月30日	第 2 回議員懇談会	事業計画の素案について
1 月31日	第 2 回理事会	事業計画の素案について
2 月 1 日～14日	パブリックコメントの実施	
2 月13日	第 4 回介護保険推進委員会	事業計画の素案について

2 砺波地方介護保険事業計画策定委員会 委員名簿

氏 名	職 名	備 考
齊藤 一夫	砺波市副市長	代表
竹田 達文	小矢部市副市長	
工藤 義明	南砺市副市長	

3 砺波地方介護保険事業計画策定委員会 幹事会名簿

氏 名	職 名	備 考
袴谷 敏実	砺波市高齢介護課長	
金岡 亨子	小矢部市健康福祉課長	
加藤 仁	南砺市地域包括ケア課長	

4 砺波地方介護保険推進委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 名	備 考
青木 哲郎	小矢部市医師会代表	副委員長
伊東 方美	南砺市医師会代表	
上田 由美子	一般公募	
大井 千津子	砺波市連合婦人会顧問	
岡田 繁正	いなば農業協同組合代表理事組合長	
垣内 孝子	富山県砺波厚生センター所長	
齋藤 正樹	砺波市民生委員児童委員協議会副会長	
榊 悟常	一般公募	
新明 壽夫	小矢部市民生委員・児童委員協議会会長	
高田 伊智子	砺波地方居宅介護支援事業者連絡協議会会長	
高常 陵	連合富山砺波地域協議会幹事	
高見 次夫	南砺市老人クラブ連合会長	
旅家 美代子	デイサービスセンターいちご代表	
飛田 久子	小矢部市連合婦人会会長	
幅田 健司	グループホーム柿の華 代表	
林 修二	富山県柔道整復師会理事	
林 説則	小矢部市商工会会長	
藤岡 祐紀乃	砺波市歯科医師会	
前田 恵美子	南砺市ボランティア連絡協議会理事	
山本 郁夫	砺波医師会代表	委員長

5 砺波地方介護保険事業計画に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、砺波地方介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）の原案作成及び事業計画の実施の推進に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業計画策定委員会の設置及び所掌事務)

第2条 砺波地方介護保険組合に介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業計画案を作成すること。
- (2) 事業計画の実施を推進すること。
- (3) 事業計画の実施に関し、実施機関相互間の連絡調整を図ること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事会の命によりその権限に属すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、構成市の副市長をもって充てる。

3 委員長は、委員が互選する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

6 委員会に、委員会の所掌事項について調査・研究させるため幹事会を置く。

7 幹事会は、構成市の介護保険事務担当課長をもって充てる。

(推進委員会)

第4条 委員会は、計画に幅広い関係者の意見等を反映させるため、砺波地方介護保険組合推進委員会に意見を求めることができる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、砺波地方介護保険組合事務局において行う。

(事業計画案の作成等)

第7条 委員会は、事業計画案を作成するとともに、理事会が必要と認めたときは事業計画の修正案を作成しなければならない。

2 前項の規定により事業計画を作成し、又は事業計画の修正案を作成したときは、これを理事会に提出しなければならない。

(事業計画の実施)

第8条 委員会は、事業計画に定められた事業を計画に従ってこれを実現するように努めなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、事業計画の作成及び事業計画の実施その他委員会の議事に関し必要な事項は、委員会で協議して定める。

6 介護保険用語解説

あ 行

IADL（アイエーディーエル、Instrumental Activity of Daily Living）

一般的には「手段的日常生活動作」と訳され、ADL（日常生活動作）よりも複雑で高次の動作のこと。具体的には、電話の使用、買い物、家事、移動、外出、服薬管理、金銭管理などがある。

か 行

介護医療院

介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設であり、在宅復帰を目指すことが主目的ではない。

介護給付

要介護1～5の対象者に実施される給付のこと。要支援1・2の対象者に実施される給付は予防給付。

介護サービス計画（ケアプラン）

介護保険における要介護と認定された要介護認定者に対し作成される介護計画。「ケアプラン」ともいう。

介護相談員

介護サービスの提供の場を訪ね、サービス利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う人。サービス事業所等への介護相談員派遣等事業を行う市町村に登録されている。利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図り、苦情に至る事態を未然に防止する。

介護予防

高齢者が自分らしく生活するために、老化のサインを早期発見すること、適切な対処を行うこと、自らの力を取り戻していくこと。具体的には、運動器の向上、低栄養改善、口腔機能向上、認知症予防などがある。

介護療養型医療施設

介護保険施設の一つで、介護サービスを受けられる医療機関。平成29年度で廃止が予定されていたが、「介護医療院」の創設に伴い、さらに6年間の期間が延長された。

介護老人福祉施設

介護保険施設の一つで、常に介護を必要とする高齢者が入所する。

定員30人以上の「特別養護老人ホーム」がこれにあたり、入浴や排せつ、食事などの日常生活をサポートするとともに、必要に応じて身体の機能訓練や健康管理なども行う。

介護老人保健施設

通称「老健」と呼ばれる施設で、病院と施設の中間的な施設と位置づけられている。
施設内では、在宅復帰を目指した集中的なリハビリテーションを受けることができる。

看護小規模多機能型居宅介護

「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせ提供サービス。訪問看護の提供にあたって交付された医師の指示書をもとに、看護師が「通い」や「泊まり」の利用時にも医療処置を行えることで、従来の小規模多機能型居宅介護では対応しきれなかった医療ニーズの高い方の受け入れが可能となる。

居住系サービス

「認知症対応型共同生活介護」「特定施設入居者生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」のサービスを意味している。

居宅介護サービス

介護保険の給付対象であるサービスのうち、在宅で受けるサービスのこと。

大まかに分類すると介護の担当者が自宅を訪問して行うタイプ、介護を受ける人が日帰りで施設を利用するタイプに分けられる。

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが在宅で介護を受ける人の家庭を訪れ、薬の服用についてのアドバイスや栄養面での指導、歯の衛生管理のために歯みがき指導や入れ歯の洗浄など、日常の健康管理チェックを行うこと。

ケアハウス

高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする施設。原則として60歳以上の人で、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある人で家族の援助を受けることが困難な人が対象。

ケアマネジメント

ケアマネジメントとは、要介護（要支援）認定者に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置づけられている機能。介護支援専門員（ケアマネジャー）は、ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要介護（要支援）認定者本人や家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し給付限度額を目安に、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成する。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。

高額医療合算介護サービス費

1年間に医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が著しく高額になる場合、医療・介護合算の自己負担限度額（年額）を超えた金額を支給するサービス費のこと。

高額介護サービス費

一世帯で介護保険のサービスを利用する際に支払った自己負担金（1割、2割又は3割）が一定の金額を上回る場合、超えた金額を払い戻すサービス費のこと。

さ　行

在宅介護

介護が必要な高齢者や障害者などが長年住み慣れた居宅や地域で安心して暮らしていくことができるよう、提供される介護サービス。

小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供するサービス。生活圏域を設定した市町村がその整備計画にそって、事業者の指定等を行う。

生活支援コーディネーター

協議体と協力しながら、地域における高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくための調整役。

生活支援サービス

配食や見守り、家事支援などの地域のニーズにあった多様なサービスを、住民やNPO、民間企業等多様な主体が行うサービス。

総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」のことで、平成24年度から開始された制度。平成26年の介護保険法の改正により、要支援1及び要支援2の認定者が利用していた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が総合事業に移行された。

た　行

短期入所サービス（ショートステイ）

一般的に「ショートステイ」と呼ばれ、在宅で介護を受けている人が短期間施設に入所すること。日常的に在宅介護をしている家族の都合や、リフレッシュ、またご本人の施設でのリハビリ目的でも利用できる。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域ケア会議

医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。

地域支援事業

65歳以上の方を対象に、要支援・要介護状態にならぬよう、効果的な介護予防サービス等を提供することを内容とする。リスクを抱えた高齢者や一般の高齢者に対して、市町村は地域包括支援センターを設置し、事業を進める。

内容としては、次の3事業となっている。

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業）
- ② 包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント・総合相談等）
- ③ 任意事業（給付適正化・介護家族教室等）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設（入所定員29人以下）に入所している利用者（原則要介護3以上の要介護者）を対象として、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービスなどや機能訓練、療養上のサービス。

地域密着型サービス

要介護（要支援）認定者の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービス。

地域密着型通所介護

老人デイサービスセンターなどで提供される、食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となる支援及び機能訓練をいう（ただし、利用定員が18人以下のものに限り、認知症対応型通所介護に当たるものを除く）。

地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のこと。

地域包括支援センター

地域における総合的なマネジメントを担う中核機関。

3つの基本機能

- ① 総合的な相談窓口機能。地域の高齢者の実態把握や、虐待への対応など。権利擁護を含む。
- ② 介護予防マネジメント。「予防給付」のマネジメントを含む。
- ③ 包括的・継続的マネジメント。介護サービスのみならず、介護以外の様々な生活支援を含む。

通所介護

一般的に「デイサービス」と呼ばれ、在宅で介護を受けている人が、日帰りで利用定員19人以上の事業所が実施するサービスを利用すること。行き帰りの送迎や食事、入浴、レクリエーションや機能訓練を受けることもできる。

通所リハビリテーション（デイケア）

在宅で介護を受けている人が、日帰りで医療機関や介護老人保健施設を訪れ、リハビリテ

ーションを受けること。心身の機能に低下が見られる人が対象となる。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスに入居している人が対象の介護保険制度によるサービス。当該施設を住居とし、様々な介護を受け、各施設は利用者一人ひとりに見合った特定施設サービス計画という利用計画を立てサービスを提供する。

な 行

日常生活圏域（生活圏域）

高齢者が住み慣れた地域で生活を持続することができるようにするため、市町村内にいくつかに設定される生活圏域。

認知症

一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下をきたした状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されている。以前は痴呆症と呼ばれていた。

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指した活動などのできる場。

認知症初期集中支援チーム

医師や保健師・看護師などの複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（概ね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

独立して日常生活を送ることが困難な認知症の要介護（要支援）認定者に対して、少人数で共同生活における援助を行うことにより、認知症の進行を緩やかにし、安定した健やかな生活を送れるように支援するサービスのこと。（要支援認定者は要支援2に限る。）

認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象に、指定された施設において、入浴や食事の提供その他の日常生活上の世話や、機能訓練を行う。

認知症地域支援推進員

地域における医療及び介護の連携強化ならびに、認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。

は 行

福祉用具

主に、介護ショップや在宅サービス事業者が取り扱っている、身体の不自由な部分を補う用具のこと。

福祉用具貸与

高齢者の身体機能の変化に対応するため、レンタルでの福祉用具指定を受けた用具が料金の1割負担で利用できる。平成30年度から2割又は3割負担の方もいる。

訪問介護

訪問介護員が介護を受ける人の自宅を訪れて、日常生活のサポートをするサービス。

訪問看護

在宅で介護を受ける高齢者等に主治医の指示に基づき看護師等を派遣し、病状の確認や医療処置を行うこと。

訪問入浴介護

在宅にて介護を受けている人が、自宅浴室等での入浴が困難な場合に、巡回入浴車で各家庭を訪問し、居間等での入浴及び介助を行う。

訪問リハビリテーション

理学療法士等から、身体の機能回復のために専門的な訓練を在宅で受けること。

や 行

有料老人ホーム

食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかの便宜を供与することを目的とする施設。

要支援・要介護度

要支援1・2、要介護1～5の7段階にどの程度の介護を必要としているかをランク分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。

予防給付

「介護予防訪問看護」等、要支援1・2の対象者に実施される給付のこと。

第 7 期砺波地方介護保険事業計画

発行年月／平成30年 3 月

発 行／砺波地方介護保険組合

編 集／砺波地方介護保険組合

住 所／〒939-1392 砺波市栄町 7 番 3 号

電 話／0763-34-8333

<http://www.pci-area.tonami.toyama.jp>